

# 淀川水系河川整備計画の進捗点検に関する 試行報告書

～ 平成 18～20 年度の実施事業等を対象として ～

平成 21 年 9 月 4 日

国土交通省 近畿地方整備局

## 目次

I	目的	1
II	進捗点検の考え方	
III	河川整備計画の内容と進捗点検の関係	
IV	進捗点検結果	
	(1) 人と川のつながり	
	○日常からの川と人のつながりの構築	6
	○洪水・災害時の人と川のつながりの構築	17
	○上下流の連携の構築	20
	(2) 河川環境	
	○多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	23
	○河川の連続性の確保	32
	○川本来のダイナミズムの再生	37
	○流域視点に立った水環境・物質循環系の構築	44
	○流域管理に向けた継続的な施策展開	53
	<仮称> 河川環境の要点	60
	(3) 治水・防災	
	○危機管理体制の構築	61
	○堤防強化の実施	69
	○川の中で洪水を安全に流下させるための対策	71
	○高規格堤防（スーパー堤防）の整備	75
	○土砂対策	77
	○既設ダム等の運用	79
	○高潮対策	81
	○地震・津波対策	83
	<仮称> 治水・防災の要点	86
	(4) 利水	
	○環境に配慮した効率的な水利用の促進	87
	○渇水への備えの強化	92
	(5) 利用	
	○川らしい利用の促進	94
	○憩い、安らげる河川の整備	100
	○まちづくり・地域づくりとの連携	105
	○水源地域の活性化	107
	(6) 維持管理	
	○河川管理施設	110
	○許可工作物	116
	○河川区域等の管理	118

(注) 本試行報告書には、一部未完成な部分があります

## I 目的

淀川水系河川整備計画(以下、河川整備計画という)に基づいて毎年度実施される個々の事業等がどのように進捗しているかを点検する。

## II 進捗点検の考え方

- ・ 進捗点検は、河川管理者が流域全体の視点から実施し、その結果について流域委員会の意見を聴く。
- ・ 河川整備計画の目標に関し、流域の視点に立って、できるだけ効率かつ具体的に進捗点検できる項目を設定した。
- ・ 事務所毎の個別事業等の進捗状況の検証は既存の委員会等を活用して実施することを基本とする。
- ・ 進捗点検は、河川水辺の国勢調査や定期縦横断測量など定期的に行っている調査結果や観測データ等を最大限活用して行う。
- ・ 進捗点検は、対象となる事業特性や段階に併せてその頻度を設定することとし、個々の事業等によって、毎年行うものや、一定の成果がまとまった時に行うものがある。
- ・ 今回の進捗点検は、今後河川整備計画の進捗点検を行う際の参考とするため、平成18～20年度の事業等により進捗した施策等を対象として試行的に実施するものであるが、点検項目によってはそれ以前の内容も考慮した。

## III 河川整備計画の内容と進捗点検の関係

河川整備計画の進捗点検にあたっては、「II 進捗点検の考え方」に基づき、点検の対象とすべき項目を河川整備計画より抽出し、各々の点検項目に対して観点を設定した。さらに、設定した観点について、施策の具体的な進捗を示すことができる指標を設定した。本試行における点検項目、観点、指標の関係を別表「点検項目と観点及び指標の関係」に示す。

なお、本報告書では進捗点検の記述の中で、観点は【観点】、指標は[指標]と記載する。

また、進捗点検の構成は、

1. 施策の概要
2. 進捗状況
3. 点検結果

とする。このうち「2. 進捗状況」と「3. 点検結果」は両者を対比できるように横に並べて示す。

別表「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次			点検項目	観 点	指 標	点検頻度
4.1.人と川とのつながり	4.1.2.日常からの川と人のつながりの構築	(1)人と川をつなぐ	日常からの川と人のつながりの構築	「住民参加推進プログラム」の策定状況	住民参加推進プログラムの検討内容	A
				住民・住民団体(NPO等)との連携状況	河川愛護活動等の実施内容・回数	A
				河川レンジャーの進捗状況	河川レンジャーの選任システム・在籍人数	A
				子供達の関わりを促進する取組の実施状況	河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数	A
				情報公開の状況	環境教育等の実施内容・回数	A
				情報発信方法の検証	情報公開の内容・件数	A
				情報公開発信に関する職員の意識向上	HP、携帯サイトの内容・利用件数	A
				意見聴取手法の開発に向けた取り組み	HP、携帯サイトにおける新着情報の内容・アップ数	A
				小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況	研修等の内容・開催数	A
				小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況	住民、住民団体との交流内容・回数	A
	4.1.3.洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	(2)川とまち・地域をつなぐ	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況	小径(散策路)の整備内容・延長【重複】	A
				憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況	バリアフリー化の内容・実施箇所数【重複】	A
4.1.4.上下流の連携の構築		上下流の連携の構築	憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況	河川を安心して利用できる整備内容・箇所数【重複】	A	
			三川合流部の整備状況	三川合流部交流拠点の整備内容【重複】	A	
4.2.河川環境	4.2.2.多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	(2)良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況	高規格堤防の整備内容・延長【重複】	A
				破壊氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況	まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数【重複】	A
				関係機関との連携状況	自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・団体数【重複】	A
				水源地域ビジョンの推進状況	協議会等の設置状況【重複】	A
				上下流交流を促進するための活動状況	水源地域ビジョン策定と其後の活動内容・回数【重複】	A
				交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数	交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数	A
	4.2.3.河川の連続性の確保	(1)水辺や河原の保全・再生	河川の連続性の確保	琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況	イタセンバラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数	A
				生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取組状況	ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容	B
				外来種対策の実施状況	オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容	A
					アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数	B
					関係機関が連携した取り組み内容・回数	A
					外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容	A
4.2.4.川本来のダイナミズムの再生	(2)魚がのびやすい川への再生	川本来のダイナミズムの再生	琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況	駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量	A	
			河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況	外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数	A	
			ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況	外来種の駆除効果についての科学的検証内容	A	
				瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長	A	
				河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容【重複】	A	
				ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数	A	
4.2.5.流域の視点に立った水循環・物質循環環境系の構築	(3)良好な景観の保全・創出	流域の視点に立った水循環・物質循環環境系の構築	河岸・陸域の連続性の確保状況	ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数	A	
			内湾・汽水域-河川の連続性の確保状況	干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積	A	
			横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況	既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)	A	
			琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況	既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数	A	
				水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数	A	
				淀川大堰による水位操作の改善内容	A	
4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開	(1)水位変動リズムの回復	流域管理に向けた継続的な施策展開	流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	瀬田川洗堰による水位操作の改善内容	A	
			地形変化を促すための検討状況	琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容	A	
			流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果	A	
			水質総量規制の制度や対策の計画立案状況	河川の水質保全対策の取り組み内容	A	
			流域視点による水質対策の実現状況	ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数	A	
			水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況	河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)	A	
4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開	(2)土砂移動の連続性の確保	流域管理に向けた継続的な施策展開	流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況	流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保内容・正常流量確保日数	A	
			流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況	土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置内容・設置数(砂防施設)	A	
			モニタリングの実施状況	河川環境のモニタリングの実施内容	A	
			生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況	生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数	A	
			関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況	関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容	A	
			河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況	河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数	A	
4.2.6.流域管理に向けた継続的な施策展開	(3)関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生	流域管理に向けた継続的な施策展開	河川環境の保全と再生のための人材育成	河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容・回数	A	
			流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進	流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容	A	

別表「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		点検項目	観 点	指 標	点検頻度	
4.3.治水・防災	4.3.2.淀川水系における治水・防災対策	(1)危機管理体制の構築	危機管理体制の構築	破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況	災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容	A
					自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・団体数【重複】	A
					ハザードマップ作成内容・作成済み市町村数	A
					まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数【重複】	A
					災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容	A
					地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容	A
					水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数	A
					水防拠点整備の内容・箇所数	A
					公共施設の耐水化の内容	A
					災害対応プログラムの作成内容	A
					水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数【重複】	A
					河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況	流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量
		洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容	A			
		河川整備計画と都市計画との調整の内容	A			
	(2)堤防強化の実施	堤防強化の実施	堤防の強化対策の実施状況	HWL以下、浸透、浸食対策実施内容・延長	A	
				堤防天端以下、浸食対策実施内容・延長	A	
				堤防天端舗装実施内容・延長	A	
				側帯整備実施内容・延長	A	
				実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容	B	
				実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長	B	
	(3)川の中で洪水を安全に流下させるための対策	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	上下流バランスの状況	新設ダムの効果内容・洪水位低下量	A	
				河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	高規格堤防の整備内容・延長【重複】	A
	(4)高規格堤防(スーパー堤防)の整備	高規格堤防(スーパー堤防)の整備	ハードによる超過洪水対策の実施状況	土砂移動抑制策(砂防堰堤、山腹工)の実施内容・箇所数	A	
土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置内容・設置数(砂防施設)【重複】				A		
(5)土砂対策	土砂対策	土砂移動の制御の実施状況	流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況	河床変動等の土砂動態モニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)【重複】	A	
			河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	既存ダムの効果内容・洪水位低下量	B	
(6)既設ダム等の運用	既設ダム等の運用	河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	橋梁の嵩上げ内容・箇所数	A		
			陸間操作の改善内容・箇所数【重複】	A		
4.3.3.高潮対策	高潮対策	高潮被害軽減策の実施状況	河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数	A		
4.3.4.地震・津波対策	(1)地震対策	地震対策事業の実施状況	緊急用河川敷道路の整備内容・延長	A		
			津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数	A		
	(2)津波対策	津波対策事業の実施状況	津波情報提供設備の設置内容・設置数	A		
			陸間操作の改善内容・箇所数【重複】	A		

別表「点検項目と観点及び指標の関係」

整備計画の目次		点検項目	観 点	指 標	点検頻度	
4.4.利水	4.4.2.環境に配慮した効率的な水利用の促進	(1)水需要の精査と水利権の見直し	水利権の見直し、転用の実施状況	見直しと転用のためのルール作り内容・件数	A	
		(2)水需要の抑制	慣行水利権の許可水利権化の実施状況	慣行水利権の許可水利権化の内容・件数	A	
		(3)既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用	水需要抑制の実施状況	渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数 住民・事業所等に対する啓発内容・回数	A	
		(4)水利権が見直された場合の既存水源の活用	既存水源開発施設の再編と運用の見直し実施状況	見直しによって効果をあげうる事業の調査検討内容	A	
		(5)安定した水利用ができていない地域の対策	安定した水利用が出来ていない地域の対策状況	新規水源の確保内容	A	
	4.4.3.渇水への備えの強化	(1)渇水調整の円滑化 (2)渇水対策容量の確保	渇水への備えの強化	渇水対策容量の必要性和確保手法の検討状況	渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容	A
	4.5.利用	4.5.2.川らしい利用の促進	(1)舟運	水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(水面利用)	舟運の取り組み内容・水制整備数	A
			(2)水面利用の促進		秩序ある河川利用に向けての取組内容・誘導、規制数【重複】	A
(3)水面利用の適正化			川の安全利用施策の実施状況	水難事故防止に向けた取り組み内容・実施数	A	
(4)安全利用のための対策				「川に活かされた利用」の実施状況	環境学習などの実施内容・回数	A
(5)環境学習の推進				陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組状況(川らしい河川敷利用)	河川保全利用委員会の取り組み内容・回数	A
(6)川らしい河川敷の利用				違法行為の是正内容・不法耕作面積【重複】	A	
(7)違法行為の是正				バリアフリー化の内容・実施箇所数【重複】	A	
4.5.3.憩い、安らげる河川の整備		(1)憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備状況	水辺の整備内容	A
		(2)水辺の整備		小径(散策路)の整備内容・回数【重複】	A	
		(4)小径(散策路)、「歴史文化の薫る散策道(仮称)」の整備		迷惑行為の是正内容・対策箇所数	A	
		(5)迷惑行為の是正		ホームレス対応内容・確認数	A	
		(6)ホームレスへの対応		三川合流部の拠点の整備内容【重複】	A	
4.5.4.まちづくり・地域づくりとの連携		(1)三川合流部の整備	まちづくり・地域づくりとの連携	まちづくりや地域連携の取り組み状況	歴史文化と調和した河川整備内容	A
		(2)まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備		水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容	A	
4.5.5.水源地域の活性化			水源地域の活性化	水源地域ビジョンの推進状況	水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数【重複】	A
					ダム周辺の施設整備内容	A
					湖面活用促進の取り組み内容・活用数	A
4.6.維持管理	4.6.2.河川管理施設	維持管理	堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況	堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数	A	
				ダム機能の維持内容・堆砂量	A	
	4.6.3.許可工作物(橋梁・水門等)		許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導状況	点検、修繕内容・実施数	A	
	4.6.4.河川区域等の管理		河川区域等の管理状況	河道内樹木の伐採内容・伐採面積 堆積土砂の除去内容・掘削量 ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量	A	

※点検頻度 凡例  
A : 基本的に毎年点検  
B : 一定の変化、一定の効果が見られた時に点検

## IV 進捗点検結果

河川整備計画の 該当箇所	<b>4.河川整備の方針と具体的な整備内容</b> <b>4.1.人と川とのつながり</b> <b>4.1.2.日常からの川と人のつながりの構築</b>
点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
1. 施策の概要	
<p><b>(1) 人と川をつなぐ</b></p> <p><b>1) 住民参加推進プログラムの作成、実践</b></p> <p>川は、地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み、流域のあらゆる関係者が、流域的視点に立って情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携しながら河川整備を進めていく必要がある。</p> <p>その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。</p> <p>そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。</p> <p>また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、河川管理者は学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。</p> <p><b>2) 淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO 等)との連携</b></p> <p>河川整備にあたっては、検討段階から住民・住民団体(NPO 等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO 等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。</p> <p>その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認するとともに、合意形成を目指して、日常的な信頼関係を築くよう努める。</p> <p>情報共有にあたっては、従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させ、情報検索機能の向上を図るとともに、情報交換ができるような方法について検討して実施する。また、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。</p> <p>河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。</p> <p><b>3) 河川レンジャーの充実</b></p> <p>河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。当面は、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。</p> <p>将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、当面は、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、遊水スイスイ館、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を試行的に活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p> <p><b>4) 子ども達の関わりの促進</b></p> <p>子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な川と人との関わりを構築していく上で重要である。また、子どもの参加により親や地域の関わりが促される。そこで学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成、「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成</li> </ul>	

## 点 検 項 目 日常からの川と人のつながりの構築

### 1. 施策の概要

- ・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施
- ・琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援
- ・川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援
- ・淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成

#### 5) 淀川に関する日頃の情報発信

多くの人々が河川に関心を持ち、川を訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。具体的には、河川と関連する流域の歴史や文化に係る素材を掘り起こし、データの蓄積を図り、それらのデータを用いて、地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの開発を行う。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。

さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報（工事情報や河川のライブ映像等）をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。

あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。

#### (2) 川とまち・地域をつなぐ

川と人との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めていくためには、多くの方々が川に関心を持ち、川を訪れることを促す環境の整備が必要である。そこで、次のような施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携して進めていく。

##### 1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備

歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。

また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。

##### 2) 憩い、安らげる河川の整備

川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。その際、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。また、歩行者のみならず、サイクリングを楽しむ人々にも役立つよう河川の距離標を見やすくする。

河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。

瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間)

川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の再生を図る。

1. 施策の概要

**3) 三川合流部の整備**

淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化的資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間の交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。

**4) 良好な水辺まちづくり**

淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせて水辺に良好な都市空間を形成していく。

現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築
1. 施策の概要	
<p>＜観点と指標＞</p>	
<p>「日常からの川と人のつながりの構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】<u>「住民参加推進プログラム」の策定状況</u>          [指標]住民参加推進プログラムの検討内容</p>	
<p>【観点】<u>住民・住民団体(NPO等)と連携状況</u>          [指標]河川愛護活動等の実施内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>河川レンジャーの進捗状況</u>          [指標]河川レンジャー選任システム・在籍人数          [指標]河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況</u>          [指標]環境教育等の実施内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>情報公開の状況</u>          [指標]情報公開の内容・件数</p>	
<p>【観点】<u>情報発信方法の検証</u>          [指標]HP、携帯サイトの内容・利用件数          [指標]HP、携帯サイトにおける新着情報の内容・アップ数</p>	
<p>【観点】<u>情報公開・発信に関する職員の意識向上</u>          [指標]研修等の内容・開催数</p>	
<p>【観点】<u>意見聴取手法の開発に向けた取り組み</u>          [指標]住民、住民団体との交流内容・回数</p>	
<p>【観点】<u>小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況</u>          [指標]小径(散策路)の整備内容・延長</p>	
<p>【観点】<u>憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況</u>          [指標]バリアフリー化の内容・実施箇所数          [指標]河川を安心して利用できる整備内容・箇所数</p>	
<p>【観点】<u>三川合流部の整備状況</u>          [指標]三川合流部交流拠点の整備内容</p>	
<p>【観点】<u>良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況</u>          [指標]高規格堤防の整備内容・延長</p>	

点検項目 | 日常からの川と人のつながりの構築

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】「住民参加推進プログラム」の策定状況

【指標】住民参加推進プログラムの検討内容

住民参加型の取り組みを進めるために、これまでの情報発信や住民参加の取り組みを検証し、河川レンジャーの活動を組み込んだ住民参加推進プログラムの作成に向けて検討をはじめた。

引き続き、住民参加推進プログラムの検討を進めていく。

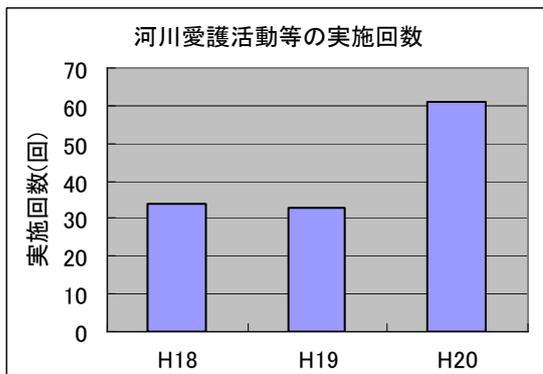
【観点】住民・住民団体(NPO等)との連携状況

【指標】河川愛護活動等の実施内容・回数

住民・住民団体(NPO等)との連携状況を示す指標として、平成18年度～平成20年度における河川愛護活動等の実施回数を以下に示す。

住民・住民団体(NPO等)との連携としては、河川愛護活動等を通じて情報共有を積極的に行った。

今後、さらに連携を強化する取り組みを行っていくとともに、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。



【観点】河川レンジャーの進捗状況

【指標】河川レンジャー選任システム・在籍人数

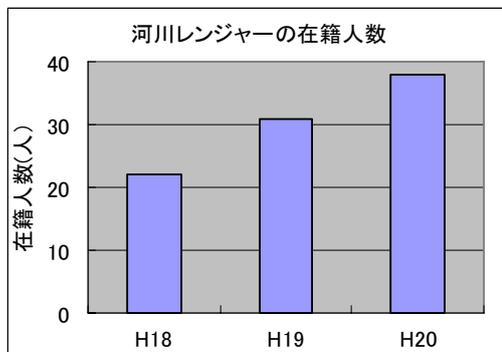
河川レンジャーの選任については、各事務所とも概ね以下の流れにより選任し、任命している。

- ① HP等により、広く一般から公募する。
- ② 選任は、河川レンジャー代表者会議等の機関が、審査要領等に基づいて、公平な審査のもと実施する。
- ③ 選任されたレンジャー予定者は、事務所長等より任命される。

河川レンジャーの充実を示す指標として、平成18年度～平成20年度における河川レンジャーの在籍人数を以下に示す。

河川レンジャーの選任システムは定着しつつあるとともに、河川レンジャー在籍人数は、平成20年度で38人となっており、年々着実に増加している。

河川レンジャーは、防災意識啓発、自然観察会、河川関連施設の見学会等、それぞれのレンジャーが多様な活動を行い、河川レンジャーと住民・住民団体との交流回数は増加し、年々着実に活発化しており、『川と人(住民)、人(住民)と人(行政)を結ぶコーディネーター(橋渡し役)』としての役割を十分担っている。



今後、さらに交流の機会を増やす取り組みを行っていくとともに、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者の橋渡し役となるよう活動を支援する。

なお、淀川河川事務所においては、平成21年度から意欲ある受講生に対応できるように、所定のレンジャー活動演習に参加し、次年度の河川レンジャー審査を受け入れる仕組みに変更している。

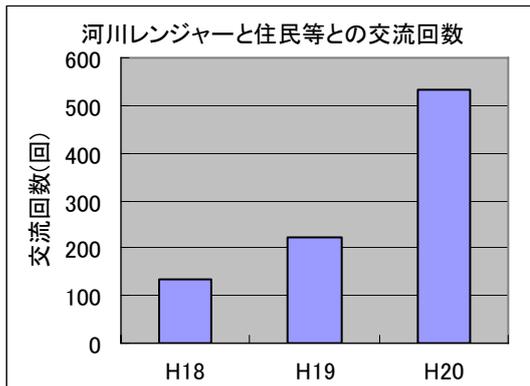
2. 進捗状況

3. 点検結果

**【指標】河川レンジャーと住民・住民団体との交流内容・回数**

河川レンジャーが主体となって、交流会、現地案内及び出前講座等を行うことにより、住民・住民団体との交流を図っている。

河川レンジャーの充実を示す指標として、平成18年度～平成20年度における河川レンジャーと住民・住民団体との交流回数を以下に示す。

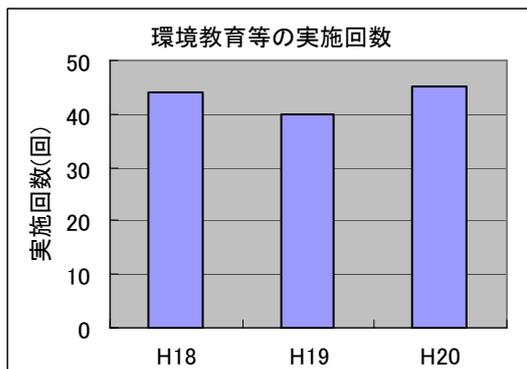


(事例：桂川における河川レンジャーの活動状況)

**【観点】子ども達の関わりを促進する取り組みの実施状況**

**【指標】環境教育等の実施内容・回数**

子ども達の関わりを促進を示す指標として、平成18年度～平成20年度における出前講座や小学生等への現地案内など環境教育等の実施回数を以下に示す。



自然観察会や出前講座、小学校、中学校の総合学習への協力を継続的に実施しており、日頃、川へ近づく機会が減少している子ども達に対し、川への関心を持たせる良いきっかけとして協力要請が多い。

今後も継続して子ども達との関わりを持つ取り組みを実施していくことにより、次世代を担う子ども達が、川に対する関心を高めることができる工夫を行い、持続的な川と人との関わりや地域との関わりを構築につなげていく。

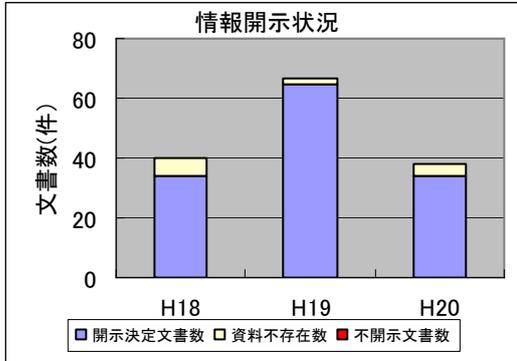
2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】情報公開の状況

【指標】情報公開の内容・件数

平成 18 年度～平成 20 年度における行政文書の情報開示に係る文書数を以下に示す。



※資料不存在とは、元々存在しない文書資料について開示請求された文書数

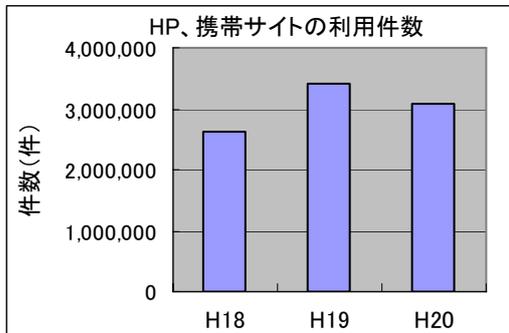
平成 18 年～平成 20 年の間に淀川水系に関する行政文書の開示請求文書数が 145 文書あり、資料が存在しない 12 文書を除き 133 文書すべてについて開示を行った。

今後も、制度に基づき適切に対応していく。

【観点】情報発信方法の検証

【指標】HP、携帯サイトの内容・利用件数

河川に係わる身近な情報（工事情報や河川のライブ映像等）をホームページや携帯サイトで公開しており、日頃の情報発信を示す指標として、平成 18 年度～平成 20 年度におけるホームページや携帯サイトへのアクセス数（利用件数）を以下に示す。

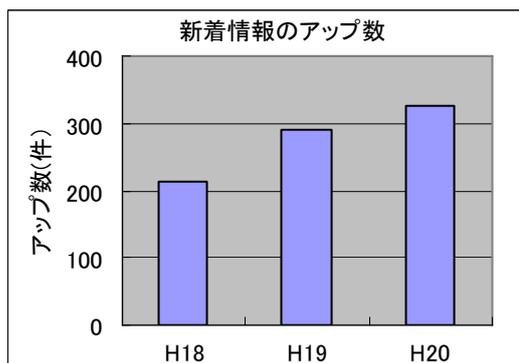


ホームページや携帯サイトの利用件数については、近年年間約 300 万件程度の利用実績となっており多くの方々に利用いただいている。また、新着情報も適切に公開している。

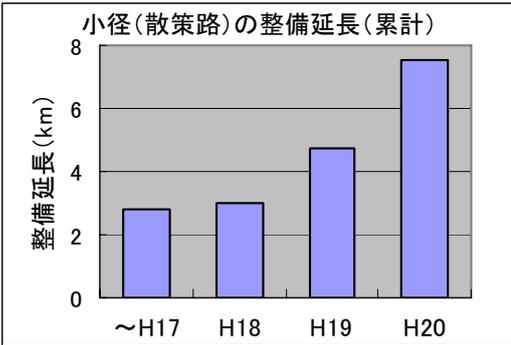
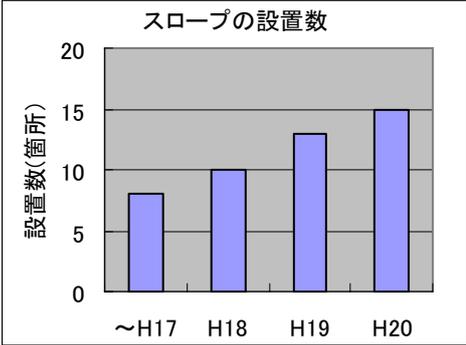
今後も、多くの人々が河川に関心を持ち、川を訪れるよう、河川に関する情報を様々手段で発信する取り組みを進めていく。

【指標】HP、携帯サイトにおける新着情報の内容・アップ数

委員会の開催情報や河川愛護モニターからの報告などの最新情報をホームページ上に「新着情報」としてわかりやすく、タイムリーにお知らせしており、日頃の情報発信を示す指標として、平成 18 年度～平成 20 年度におけるホームページや携帯サイトの最新情報へのアップ数を以下に示す。



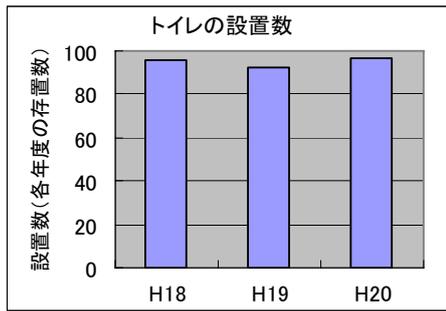
点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築								
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>								
<p><b>【観点】情報公開・発信に関する職員の意識向上</b>  <b>【指標】研修等の内容・開催数</b>  『地域とのコミュニケーション』や『広報とマスコミ』等をテーマに職員を対象とした「コミュニケーション研修」を実施しており、情報発信について職員の意識の向上に努めた。</p>	<p>マスメディアを通しての情報発信の仕方や地域住民に対して河川への関心をいかに高めるか等について、職員に対して研修を実施した。</p> <p>今後、研修を引き続き実施していくとともに、内容の充実を図る等さらなる職員の意識の向上に取り組む。</p>								
<p><b>【観点】意見聴取手法の開発に向けた取り組み</b>  <b>【指標】住民、住民団体との交流内容・回数</b>  平成 18 年度～平成 20 年度における事業説明会、工事説明会の開催回数を以下に示す。</p> <div data-bbox="304 741 772 1084" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>事業説明会、工事説明会等の開催回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>開催回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>※淀川水系河川整備計画案作成まで（平成 19 年 8 月 28 日～平成 20 年 6 月 20 日作成）の意見聴取の取り組み結果</p> <p>＜学識者の意見聴取（淀川水系流域委員会）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会を 19 回開催</li> </ul> <p>＜流域住民の意見聴取＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意見交換会を 41 会場で実施、1650 名の方が出席</li> <li>・ご意見募集チラシ配布（返信用ハガキ添付） 1974 名の方からご意見を頂いた</li> <li>・淀川水系河川整備計画ホームページの開設によりホームページに 1226 名、メールにて 34 名から意見を頂いた</li> <li>・アンケートは、WEB モニターの方々 2,506 名、郵送 355 名から意見を頂いた</li> </ul> <p>＜自治体の長の意見聴取＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流域市町村長懇談会を計 3 回実施し延べ 75 市町村が参加</li> <li>・平成 19 年 12 月 28 日に 82 市町村長からの意見書</li> <li>・個別意見聴取として 301 意見</li> </ul> <p>＜地元住民との対話プロセス（ダムについて）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津市、伊賀市、木之本町等で 14 回開催</li> <li>・約 300 名が参加</li> </ul> <p>＜関係府県との調整＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6 府県の会議を 7 回開催</li> <li>・その他、個別の問い合わせ等に随時に対応</li> </ul>	年度	開催回数(回)	H18	38	H19	45	H20	42	<p>住民、住民団体との意思疎通の場は増してきている。</p> <p>今後も、住民等の意見を聞きながら意見聴取の手法の開発に取り組む。</p>
年度	開催回数(回)								
H18	38								
H19	45								
H20	42								

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築											
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>											
	<p><b>人と川をつなぐについてのまとめ</b>          これまでに取り組んできた、情報発信、河川レンジャー、地域への啓発活動等については年々活発化している。</p> <p>今後もさらに活動、取り組みを充実させるとともに、住民参加推進プログラムを作成、実践することで、住民参加型の取り組みを推進する。</p>											
<p><b>【観点】小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備状況</b>  <b>【指標】小径(散策路)の整備内容・延長</b>          小径は、水辺の風景や川沿いの文化財をめぐる散策路のネットワークによる川とまちをつなぐ連続性の確保を目的に整備している。          全体計画 96.7km のうち、宇治川の左岸 37.2～39.2k 等や瀬田川の右岸 71.2k～71.4k 等で整備されてきた。小径(散策路)の整備状況を示す指標として、平成 20 年度までの整備済み延長の累計を以下に示す。</p>	<p>小径(散策路)の整備は、平成 20 年度末までに 7.5km が整備され、水辺を散策する人々の姿が多く見られるようになった。</p> <p>今後も、各整備箇所の特性を踏まえた整備を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努める。</p> <p>また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会においても、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について調整を図りつつ、利用者の活用方法について検討していく。</p>											
 <table border="1" data-bbox="288 1025 799 1370"> <caption>小径(散策路)の整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	整備延長(km)	～H17	2.8	H18	3.1	H19	4.8	H20	7.5		
年度	整備延長(km)											
～H17	2.8											
H18	3.1											
H19	4.8											
H20	7.5											
<p>点検項目「憩い、安らげる河川の整備」の【指標】小径(散策路)の整備内容・延長と重複掲載</p>												
<p><b>【観点】憩い、安らげる河川を目指した河川事業の実施状況</b>  <b>【指標】バリアフリー化の内容・実施箇所数</b>  <b>【指標】河川を安心して利用できる整備内容・箇所数</b>          憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成 20 年度までに淀川維持管理技術検討会で検討を行うなど整備を実施してきたトイレ及びスロープの設置数の累計を以下に示す。</p>	<p>川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場となるよう、トイレを 97 箇所、スロープを 15 箇所整備した。</p>											
 <table border="1" data-bbox="325 1742 791 2087"> <caption>スロープの設置数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数(箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設置数(箇所)	～H17	8	H18	10	H19	13	H20	15	<p>淀川維持管理技術検討会で検討を行うなど、今後も河川利用が安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。</p>	
年度	設置数(箇所)											
～H17	8											
H18	10											
H19	13											
H20	15											

点検項目 | 日常からの川と人のつながりの構築

2. 進捗状況

3. 点検結果



点検項目「憩い、安らげる河川の整備」の〔指標〕バリアフリー化の内容・実施箇所数と重複掲載

【観点】三川合流部の整備状況

【指標】三川合流部交流拠点の整備内容

平成19年11月には「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定され、平成18年から平成20年にかけては、構想で検討されている舟運や歴史・環境学習といった利用形態を試験的に再現し、集客人員や住民ニーズを把握するため、「淀川ふれあい交流イベント」を毎年実施している。



(事例：三川合流周遊<宇治川>)

「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」にて自治体間や地域との連携を深めつつ、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、三川合流部の整備の具体化に向けて関係自治体等と検討を推進する。

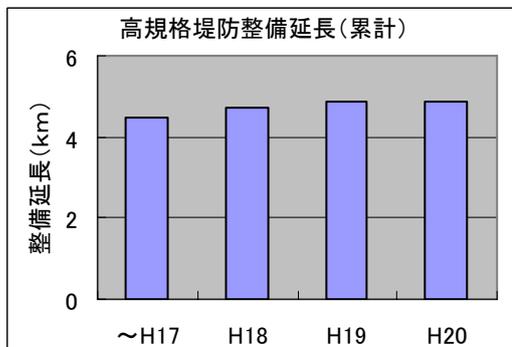
また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関とともにその内容等について検討を行う。

点検項目「まちづくり・地域づくりとの連携」の〔指標〕三川合流部の拠点の整備内容と重複掲載

【観点】良好な水辺まちづくりに資する河川事業の実施状況

【指標】高規格堤防の整備内容・延長

市街地の開発と一体で整備することで水辺の良好な都市空間を形成できるスーパー堤防については、平成20年度までに21地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。



平成20年度まで整備済み延長は4.9kmとなっており、整備率は5.4%である。

高規格堤防は、これまでの堤防に比べて傾斜がゆるやかで、川への行き来が容易になるとともに、家屋からの眺望もひらけ、水と緑のうるおいのある景観を確保することができ、水辺に良好な都市空間を形成できる。

まちづくりと一体となって、進める必要があり、今後、事業中の箇所について引き続き淀川沿川整備協議会において関係者と調整を進める。

現在整備中の高見、海老江、大庭の3地区において、早期の完成を目指して実施中。

点検項目「高規格堤防(スーパー堤防)の整備」の〔指標〕高規格堤防整備内容・延長と重複掲載

点 検 項 目	日常からの川と人のつながりの構築	
2. 進捗状況	3. 点検結果	
	<p data-bbox="941 280 1449 349"><b>川とまち・地域をつなぐについてのまとめ</b></p> <p data-bbox="941 349 1449 521">子どもや高齢者でも安心して川を利用でき、多くの人気が軽に集うことができる場となるような施設整備や小径（散策路）のネットワーク整備を着実に推進している。</p> <p data-bbox="941 521 1449 624">また、三川合流域では地域と連携した整備構想の具体化に向けた検討が進められている。</p> <p data-bbox="941 663 1449 766">これらをとおして、今後とも川と人との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めていく。</p>	

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.1.人と川とのつながり 4.1.3.洪水・災害時の人と川とのつながりの構築</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>洪水・災害時の人と川とのつながりの構築</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p><b>1)「まるとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信</b>          個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるとまちごとハザードマップ」を推進する。また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。</p> <p><b>2)様々な媒体による防災情報の発信</b>          日常よりマスメディアを通して河川に係わる身近な情報をタイムリーに、また定期的に発信できるようにしているが、さらに、洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・地上デジタル放送・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するためのシステム整備を進める。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。</p> <p><b>3)関係機関との連携</b>          豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を進めるために国、府県等により構成される「総合流域防災協議会」や水質汚濁防止連絡協議会のメンバー等により構成される「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」等において関係機関等と連携し、洪水・災害時の情報共有などの取り組みを進める。あわせて、関係機関等との連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題は、必要に応じて一般にも広く公表する。          さらに、上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者(国・自治体)同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。          また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏の様々な関係機関と連携した取り組みを実施する。          なお、府県が管理する区間の河川整備計画を策定する際には、本計画と相互に整合が図られるよう、河川管理者間で調整する。</p>	
<p>&lt;観点と指標&gt;</p> <p>「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定して点検を実施した。</p> <p>【観点】<b>破堤氾濫に備えて被害の軽減対策、避難体制の整備状況</b>          [指標]まるとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数          [指標]自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>【観点】<b>関係機関との連携</b>          [指標]協議会等の設置状況</p>	

2. 進捗状況

3. 点検結果

**【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況**

**【指標】まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数**

浸水想定区域表示看板とまるごとまちごとハザードマップの設置箇所数を以下に示す。

浸水想定区域表示看板(26箇所)

(大阪市、京都市、草津市(試行)等)

まるごとまちごとハザードマップ(91箇所)

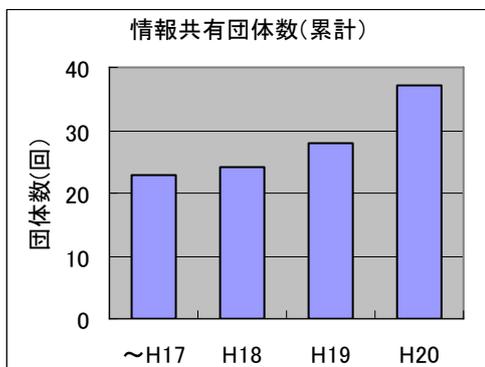
(八幡市(1)、宇治市(57)、尼崎市(10)、伊丹市(5)、池田市(4)、川西市(14))

点検項目「危機管理体制の構築」の[指標] 浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数、[指標] まるごとまちごとハザードマップの設置内容・設置済市町村数と重複掲載

**【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数**

自治体、水防事務組合、テレビ局、地元ケーブルテレビ等へ光ファイバー等を接続し、河川情報や画像情報を提供した。

情報提供している団体数について平成20年度までの累計を以下に示す。



点検項目「危機管理体制の構築」の[指標] 自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数と重複掲載

万一の堤防決壊に備え、避難誘導と危機意識の醸成に資するため、ハザードマップ作成、まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績表示看板等の設置が進んでいる。

地元自治体と連携して啓発を続けた結果、宇治市内の一つの自治会では、57枚のまるごとまちごとハザードマップを自治会全域に設置することに協力していただくことができた。

また、関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供でき、情報提供した団体数も増加した。

今後も関係自治体等と連携してさらに避難態勢の整備の支援や情報共有を促進し取り組んでいく。

点 検 項 目	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	
	2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】関係機関との連携</b>  <b>【指標】協議会等の設置状況</b></p> <p>いかなる洪水に対しても氾濫被害を出来る限り最小化するため施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築、強化するため、関係者の連携のもと水害に強い地域づくり協議会を設立している。各事務所における水害に強い地域づくり協議会の設置状況について、下記に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川河川事務所管内においては、全 26 市町が参画し、毎年延べ 10 回程度(平成 20 年度は延べ 11 回)協議会を開催。</li> <li>・琵琶湖河川事務所管内においては、滋賀県内湖南圏域、湖北圏域、東近江圏域の 3 ブロック全 26 市町のうち 18 市町で協議会を年に 1～2 回開催。</li> <li>・猪名川河川事務所管内においては、全 10 市町が参画し、毎年ワーキンググループ(年 1～3 回)、専門部会(年 1 回)を開催。</li> <li>・木津川上流河川事務所管内においては平成 18 年度に 2 度、準備会として実施し、正式の協議会発足に向けて調整を行っていた。しかし、自治体には総合的な防災への対応が求められており、今後、早急に設立すべく準備中。</li> </ul> <p>点検項目「危機管理体制の構築」の [指標] 水害に強い地域づくり協議会  実施内容・開催回数と重複掲載</p> <p>猪名川流域総合治水対策協議会の設置状況について、下記に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・猪名川流域総合治水対策協議会は、流域の都市化に伴い治水の安全度が低下している猪名川流域において、土地の適正な利用計画等、総合的な治水対策のための諸施策を協議のうえ策定し、かつその施策を推進することにより水害を防止し、また軽減を図ることを目的に設立した。</li> </ul> <p>平成 18 年度～平成 19 年度は、協議会、幹事会を毎年 1 回ずつ開催した。</p>		<p>水害に強い地域づくり協議会の設立は進んでおり、関係自治体と連携して着実に進めている。</p> <p>未設置の地域では、今後の設置に向けて準備を進めていく。</p> <p>猪名川流域の市町村が一堂に会し、総合的な治水対策について、協議された。</p> <p>今後も、定期的を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。</p>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.1.人と川とのつながり 4.1.4.上下流の連携の構築
点 検 項 目	上下流の連携の構築
1. 施策の概要	
<p>水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、下流の治水・利水両面の重要施設であるダムが存在しているという観点に立てば、水源地域の活性化は流域全体にとって重要な課題である。そのため、水源地域やダムに対する理解と協力を得るための施策を支援・実施する。また、上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。</p> <p>1) 水源地域ビジョンを推進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。 また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>&lt;観点と指標&gt;</p> <p>「上下流の連携の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】水源地域ビジョンの推進状況 [指標]水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数</p> <p>【観点】上下流交流を促進するための活動状況 [指標]交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数</p>	

2. 進捗状況

3. 点検結果

**【観点】水源地域ビジョンの推進状況**

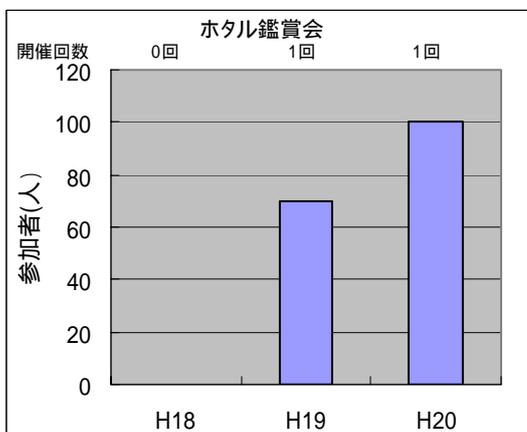
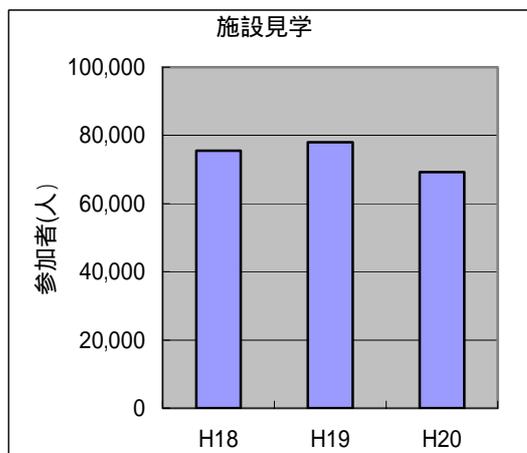
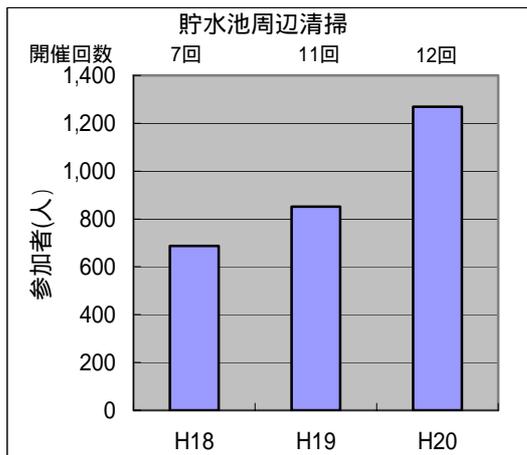
**【指標】水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数**

水源地域ビジョンは天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム及び一庫ダムの8ダムで策定された。また、各々のダムにおいて、水源自治体、関係行政機関、ダム管理者等から成る協議会あるいは連絡会が設立され、水源地域ビジョンの実行を図っている。

水源地域ビジョンの取り組みとして、貯水池周辺清掃、施設見学会、ホタル鑑賞会等が行われている。ここで施設見学の参加者数を以下に示す。

水源地域ビジョンを策定し実行連絡会等により各施策が実施され、各行事には多数の参加者が訪れており、水源地域の理解が深まっているといえる。

今後も関係機関と連携し、ダム施設見学会、ダム湖周辺におけるマラソン大会、水源地域の植林活動、間伐材の利用促進、水質保全対策の実施や不法投棄対策の実施など水源地域ビジョンの取り組みを継続的に推進する。



点 検 項 目	上下流の連携の構築	
	2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】上下流交流を促進するための活動状況</b>  <b>[指標] 交流(水源地ネットワーク)実施内容・回数</b>  「淀川水系ダム水源地ネットワーク」において、上流の魅力をたくさんの人に知って頂くための情報発信や交流、水源地の環境保全や地域づくりを目指し、淀川上流域の 14 市町村が連携して、平成 11 年 7 月に発足した。  平成 18 年度～平成 19 年度は、水のふるさとフェアや水のふるさと交流ツアーをそれぞれ 1 回ずつ開催した。  なお、水のふるさとフェアは延べ約 7,000 人、水のふるさと交流ツアーは約 160 人に参加いただいた。</p>	<p>上流域同士、上流域と下流域といった広域的な連携を目指すとともに、下流域の住民にダムや水源地域についてより理解と関心を持っていただくための情報発信を行うことを目的とした「淀川水系ダム水源地ネットワーク」を発足し、活動が開始された。</p> <p>今後、さらなる連携の強化と、下流域住民に対する情報発信の充実を推進していく。</p>	

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.2 河川環境 4.2.2 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。</p> <p>特に、淀川水系の約 47%の面積を占める流域を有し、水系全体の環境、治水、利水に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組む。</p> <p>また、「川が川をつくる」のを手伝う」との認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を進める。</p> <p><b>(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生</b></p> <p>淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンパラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンパラについては近年その生息環境の悪化が強く懸念されている。そのため、淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①イタセンパラ（ワンド倍増計画）</li> <li>②ナカセコカワニナ</li> <li>③オオサンショウウオ</li> <li>④アユモドキ</li> </ol> </li> <li>2) 水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。</li> </ol> <p><b>(2) 在来種を脅かす対策の推進</b></p> <p>侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO 等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。</p> <p><b>(3) 良好な景観の保全・創出</b></p> <p>川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。</p> <p>また、都市域を流れる淀川の特長をふまえ、清らかな水や多様な生物とのふれあいなど、人々が身近な自然を体感できる河川空間の創出を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。</li> <li>2) 河川の景観を特徴づけている樹林等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ実施する。この際、河川景観を損ねている河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画（案）に基づき、計画的に伐採を実施する。</li> <li>3) ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。</li> <li>4) 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。</li> </ol>	

<b>点 検 項 目</b>	<b>多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承</b>
----------------	----------------------------------

**1. 施策の概要**

**<観点と指標>**

「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。

**【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況**

- [指標]イタセンバラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数
- [指標]ナカセコカワニナの生息・生育・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容
- [指標]オオサンショウウオの生息・生育・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容
- [指標]アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数

**【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況**

- [指標]関係機関が連携した取り組み内容

**【観点】外来種対策の実施状況**

- [指標]外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容
- [指標]駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量
- [指標]外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数
- [指標]外来種の駆除効果についての科学的検証内容

**【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況**

- [指標]瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長

**【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況**

- [指標]ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数

**【観点】河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況**

- [指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数

2. 進捗状況

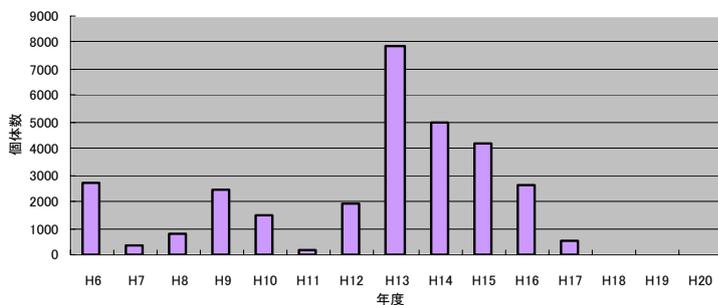
3. 点検結果

**【観点】琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の価値に関する保全状況**

**【指標】イタセンパラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数**

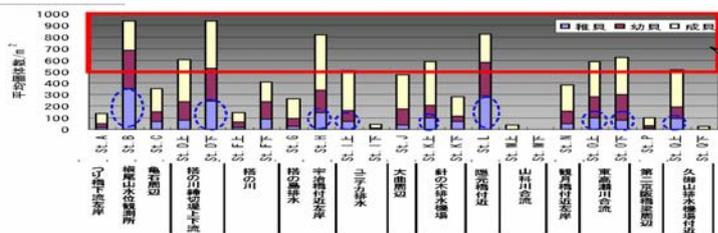
イタセンパラについては、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、最も多くの生息数が確認されていた淀川下流の城北地区だけでなく、赤川地区、樟葉地区等においてもワンドの再生等、生息・生育・繁殖環境の整備を行っている。また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関とともにワンドの再生等の内容や効果・課題等を取りまとめ公表している。

以下には、城北地区におけるイタセンパラの稚魚の個体数調査結果を示す。



**【指標】ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容**

ナカセコカワニナの模式産地がある宇治川において平成20年度に三川合流付近から天ヶ瀬ダム下流までの間で分布範囲の調査を行った。結果を以下に示す。



**【指標】オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容**

・人工巣穴について

下記3地点において、人工巣穴としてマンホール用のコンクリート製品を6基設置し、モニタリングを実施した。

人工巣穴(3地点)			
地区名	設置場所	設置年度	設置数
霧生	するがで橋	平成15年度	2
高尾	出合橋	平成16年度	2
高尾	宮前橋	平成17年度	2

・移動路について

下記5地点において移動路を設置し、モニタリング調査を実施した。

イタセンパラは、城北地区での稚魚調査において平成18年度以降確認されていない。そのため、イタセンパラを含めた在来生物の生息・生育・繁殖環境の改善についてワンド整備の優先順位や整備形状などを淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討している。

今後、検討結果を踏まえて対策を実施していく。

ナカセコカワニナについては宇治川での生息範囲調査の結果、淀大橋から天ヶ瀬ダム下流まで分布が確認されている。

今後、生息が確認されている箇所では河川整備を行う際は、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら十分配慮する。

人工巣穴の利用は確認されているが、繁殖は確認していない。

今後、従来型の人工巣穴を改良し、運搬、設置が人力で行えるようにして、オオサンショウウオの生息個体数が多い場所に設置していく。

設置した移動路5箇所のうち2箇所では、河川横断工作物の下流から上流への遡上個体を確認している。そのうち1箇所では移動路設置後に著しく増加しており、これらの個体が移動路を

点 検 項 目

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

2. 進捗状況

3. 点検結果

移動路(5地点)		
地区名	設置場所	設置年度
霧生	村瀬井堰	平成 15 年度
高尾	原池向井堰	平成 20 年度
高尾	中出2号井堰	平成 20 年度
腰山	砂田井堰	平成 20 年度
霧生	落合井堰	平成 20 年度

**【指標】アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数**

宇治川向島地区において、平成20年度に潜水による目視とトラップでの生息確認調査を行った。アユモドキについては、現地点で直轄管理区間では生息が確認されていない。

調査方法	調査日	確認個体数
稚魚ネットによる捕獲	H20.6.24	0
タモ網による捕獲	H20.8.4	0
潜水による目視確認 トラップによる捕獲 釣りによる捕獲	H20.5.27~H20.5.28 H20.8.4~H20.8.6	0

アユモドキの生息確認調査結果

利用して遡上したことが確実ではないものの、上下流の移動の連続性を確保するための移動路の設置は、有効であると考えられる。

移動路については引き続き効果を確認しながら、追加設置について検討する。

在来生物の生息・生育・繁殖環境の調査や人工巣穴による繁殖環境の改善に、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら取り組んでいる。

それらの結果の分析や効果の確認をさらに行っていく必要がある。

**【観点】生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取り組み状況**

**【指標】関係機関が連携した取り組み内容**

平成20年8月8日に南湖再生ワーキンググループを開催し、課題抽出、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有を行うとともに、以下対策を実施した。

平成19~20年度に、「南湖湖底改善事業」によりセタシジミ等の生息環境の回復を進めるため、建設発生土(約3万m<sup>3</sup>)をヨシ帯前面の覆砂を行う南湖砂地回復事業(水産庁)に供給した。

琵琶湖固有の魚類の産卵場としての機能を把握するため、平成20年に新浜うおじまプロジェクトで設置したビオトープ(たんぼ池)で水資源機構と連携して魚類調査を実施(平成20年度14回)した。

平成11年より近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議とその下部組織である城北わんどイタセンパラ協議会に参画し、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有を行うとともに、以下対策を実施した。

平成11年度から仔稚魚の浮出期における城北わんど群の密漁防止パトロールを関係機関と共に実施した。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
5回	7回	4回	4回	1回

密漁防止パトロール実施状況(過去5ヵ年)

南湖再生ワーキンググループの開催により、課題抽出、事業実施の連携など、関係機関と調整・情報共有が図れた。

今後も引き続き、ラムサール条約や生物多様性条約の批准国として生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献するため、南湖再生ワーキンググループを開催し、連携調整を図り、事業実施の確認や情報交換を実施する。

また、近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議と城北わんどイタセンパラ協議会に参画し、連携調整を図り、事業実施の確認や情報交換を実施する。

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】外来種対策の実施状況

【指標】外来種の現状把握と対策必要箇所の選定内容

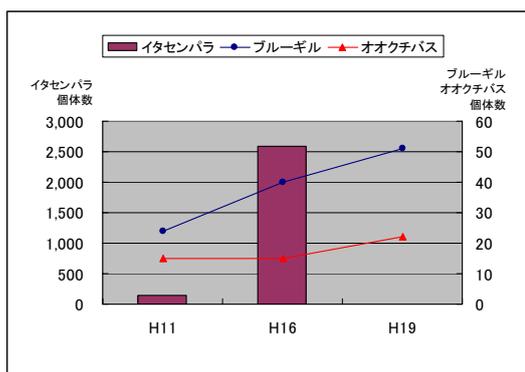
河川水辺の国勢調査等により河川環境情報図を作成し外来種の現状把握を実施している。

鳥類（平成 18 年度調査）

魚介類（平成 19 年度調査）

底生動物（平成 20 年度調査）

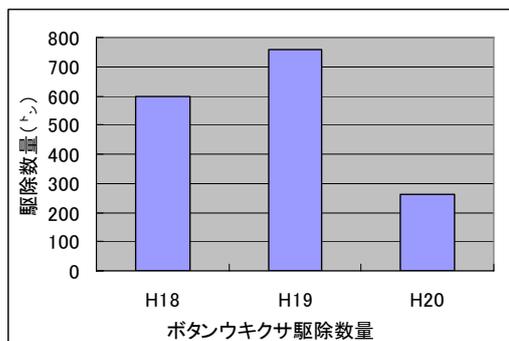
淀川城北地区ではブルーギル・オオクチバスの増加により在来種のイタセンパラが減少傾向にある。



イタセンパラ(城北ワンド群稚魚調査)とオオクチバス・ブルーギル(水国調査)生息数の傾向

【指標】駆除対策・予防的措置の実施内容・駆除数量

・淀川下流ではボタンウキクサの爆発的な増加により河川管理や河川利用の支障となり、河川環境や他の生物の生息環境への悪影響が懸念されるため、その駆除方法を検討し、回収作業を実施している



・草津川では平成 20 年度に、住民団体等と連携し、外来種ミズヒマワリの駆除を実施し、視認可能なミズヒマワリを駆除することができた。

・東高瀬川、木津川上流域（名張市）においてヌートリアの巣穴による護岸や堤防の弱体化を防止するためヌートリアの駆除を実施した。

【指標】外来種問題の啓発内容・啓発活動参加者数

・高島市において在来魚を増やす啓発を目的として、毎年、自然観察会を実施し、在来魚を保護するための取り組みなどに理解を深めている。

調査の結果、オオクチバス等の外来種が生息範囲を拡大していることが把握できた。

また、淀川城北地区を対象とした対策必要箇所として選定しブルーギル・オオクチバスの駆除が進められた。

今後も、現地調査により外来種の現状を把握し、対策を必要とする箇所では効果的な対策を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討の上実施していく。また継続して啓発活動も実施していく。

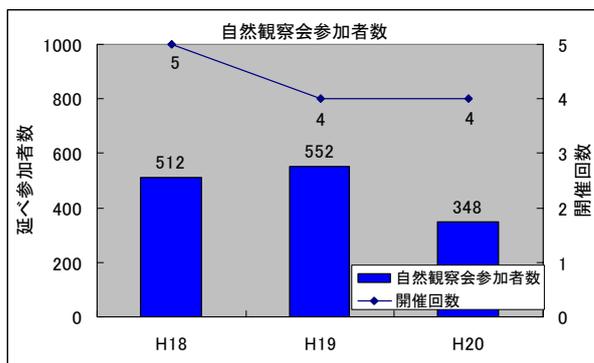
淀川下流でのボタンウキクサについては、人海戦術で小さな株の段階から改修することにより、繁茂量を一定量抑えることができた。

今後は、ボタンウキクサをはじめとした外来種対策について、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながらさらなる効果的な駆除方法等を検討する。

啓発事例にあるように今後も様々な機会を通じて積極的に外来種問題の啓発活動を拡大していく。

2. 進捗状況

3. 点検結果



・猪名川では平成20年度に外来植物対策の必要性や、対策方法について解りやすく整理した冊子を作成し、アレチウリについて抜き取り対策を実施してもらう住民団体（NPO等）等住民に対し外来植物の勉強会を開催した。

**【指標】外来種の駆除効果についての科学的検証内容**

・ボタンウキクサの駆除の検討  
ボタンウキクサの駆除について、学識者からの意見をいただき検討を加え、早期対策に効果のあること、主な発生源の特定等の成果を得た。

ボタンウキクサ対策の効果を検証することで回収作業が効率化できた。

今後もしできる限り科学的検証を行い、より効果的な対策方法を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら検討していく。

**【観点】琵琶湖・淀川水系の歴史・文化多様性の価値の保全状況**

**【指標】瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容・整備延長**

・瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施している。（平成元年～平成20年までの総整備延長：3.5km（内平成18年～平成20年までの整備延長：1.0km））

左岸：大津市瀬田5丁目地先～大津市黒津1丁目地先  
右岸：大津市石山寺1丁目地先～大津市南郷1丁目地先

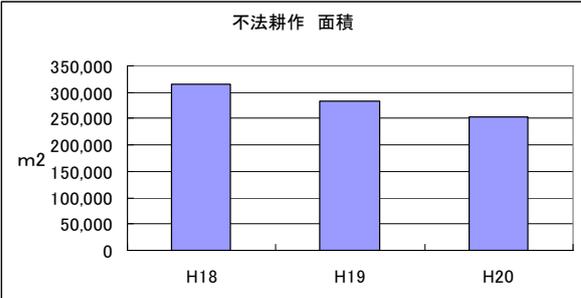
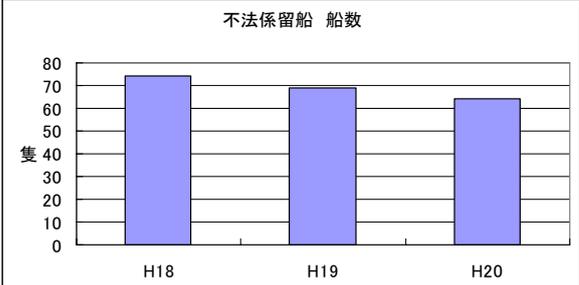


瀬田川散策路整備状況  
(大津市稲津1丁目地先)

水辺の散策路整備により、市民がより瀬田川の水辺に親しむ機会が増加している。

今後も引き続き景観に配慮し瀬田川散策路の整備を進める。

また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会においても、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について調整を図り、利用者の活用方法について検討していく。

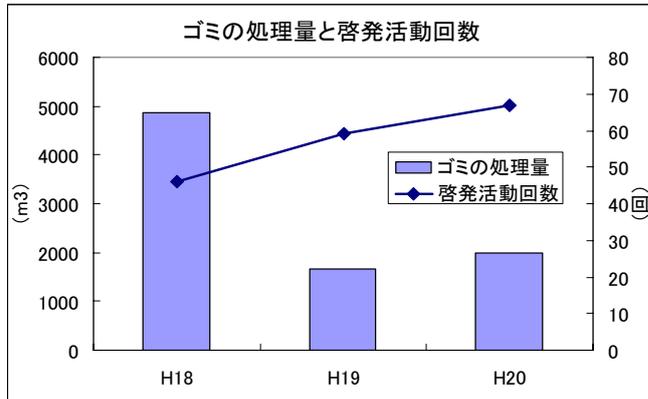
点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承
2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施状況</b>  <b>【指標】ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>天ヶ瀬ダムにおいてダム貯水池斜面における水位変動域の裸地対策として、ダム貯水池内 5 箇所において緑化対策試験施工を実施した。</li> <li>室生ダムにおいて構造物等の景観対策として曝気設備上屋の景観対応（形や配色）を実施した。</li> </ul>	<p>天ヶ瀬ダムにおいては試験施工の状況を踏まえて、より確実な緑化工法を引き続き検討し、今後とも適切なダム周辺の景観対策等を実施する。</p>
<p><b>【観点】河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止対策の実施状況</b>  <b>【指標】河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄対策実施状況 不法投棄対策として、不法投棄防止のための啓発看板を不法投棄多発箇所を中心に設置した。またゴミマップを公開し、啓発を実施した。</li> </ul>  <p>木津川に設置している啓発看板</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。以下に不法耕作面積を示す。</li> </ul> 	<p>不法投棄物の処分や不法耕作の防止対策を着実に進めた。一方で、防止看板の設置も増えている。</p> <p>不法耕作に対する現地指導等により、不法耕作面積は着実に減少している。</p> <p>今後、不法耕作、及び工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。</p>
<p>点検項目「川らしい利用の促進」の【指標】違法行為の是正内容・不法耕作面積と重複掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を淀川水上オートバイ関係問題連絡会を通じ関係機関へ情報提供し連携した是正を実施している。</li> </ul> 	<p>不法係留船及び投棄船の解消に向けた取り組みが実施されている。不法係留船については減少傾向にある。</p> <p>今後、良好な河川利用の観点から適正な使用に向けて取り組み等を進めていく。</p>

2. 進捗状況

3. 点検結果

点検項目「川らしい利用の促進」の〔指標〕秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数と重複掲載

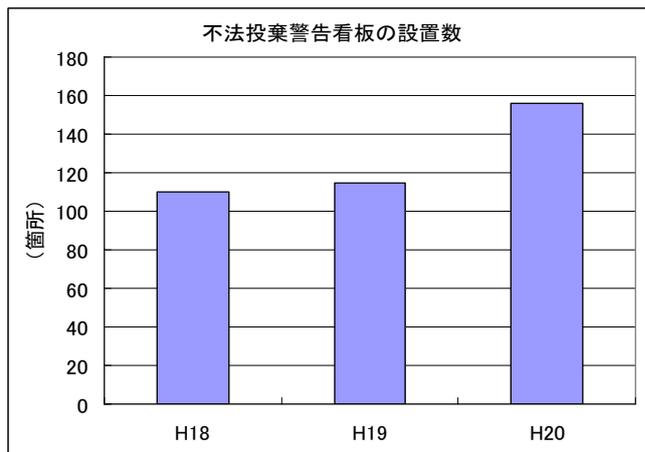
河川管理として処理したゴミの処理量と地域への啓発活動（美化活動含む）の回数について以下に示す。



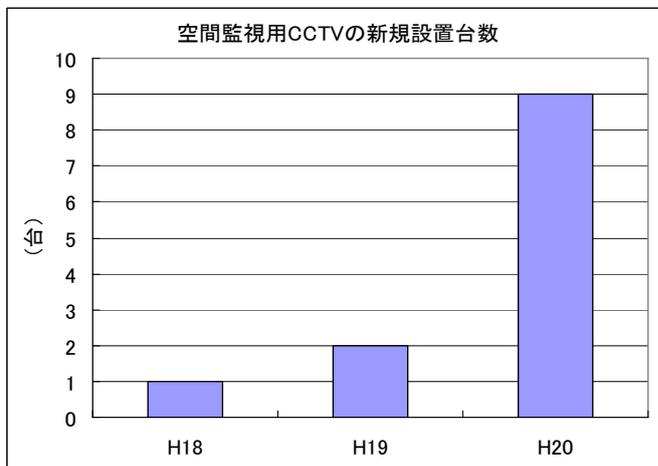
河川区域内へのゴミの投棄対策については、啓発活動の増加、警告看板設置、空間監視用 CCTV の増設を進めている。

ただし、ゴミの処理は明確な減少傾向にはなく、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていく。

次に不法投棄を警告するための看板設置箇所数（更新を含む）について以下に示す。



不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用 CCTV の設置台数について以下に示す。



点検項目「河川区域等の管理」の〔指標〕ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量と重複掲載

点 検 項 目	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	
	2. 進捗状況	3. 点検結果
		<p><b>まとめ</b></p> <p>生物の生息・生育・繁殖環境の保全と再生のための取り組み、外来種対策、良好な景観の保全・創出を着実に進めている。</p> <p>今後も、これまでに取り組んできた、生物の生息・生育・繁殖環境の保全と再生をさらにすすめ、さらに外来種対策を推進することにより多様な生態系を有する河川環境の整備と保全に努めていく。また、景観の保全や創出においても引き続き進めていく。</p>

河川整備計画の 該当箇所	<b>4.河川整備の方針と具体的な整備内容</b> <b>4.2 河川環境</b> <b>4.2.3 河川の連続性の確保</b>
点 検 項 目	河川の連続性の確保
<b>1. 施策の概要</b>	
<p>今後の河川整備は、「川が川をつくる」のを手伝う」との認識のもと、「多自然川づくり基本指針」（平成 18 年 10 月）に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系のつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。</p> <p>そのため、瀬と淵、砂州や狭窄部等の自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。</p> <p><b>(1) 水辺や河原の保全・再生</b></p> <p>水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。</p> <p>淀川下流においては、平成 20 年 3 月現在 51 個あるワンドを概ね 10 年間で 90 個以上とするワンド倍増計画等を進める。干潟については、昭和 20 年代に存在していた全ての地点において、検討の上、再生を図る。また、木津川の上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。</p> <p>また、他の地点において河川工事を実施する場合にも水系内の類似の河川を参考にして横断方向の連続性を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施する。</li> <li>②横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。</li> <li>③干潟を保全・再生する。</li> <li>④ヨシ原の保全・再生を図る。</li> <li>⑤河道内砂州の掘削等を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。</li> <li>⑥砂礫河原を再生する。</li> <li>⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。</li> </ol> <p><b>(2) 魚がのぼりやすい川への再生</b></p> <p>魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物（堰・落差工）について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携・調整して概ね 10 年間で必要な対策を実施する。また、許可工作物については、施設管理者に対して指導・助言等を行う。なお、小規模な改良で改善が見込める箇所は早期に実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①既設の堰・落差工の改良</li> <li>②既設ダムの改良</li> <li>③本川と支川合流部等との連続性の確保と修復</li> <li>④府県等が管理する区間の構造物の改良</li> </ol> <p><b>(3) 水域と陸域との連続性の確保と修復</b></p> <p>琵琶湖周辺の水田と湖辺のヨシ帯をつないでいる河川や内湖、水路が、湖岸堤により分断されていることから、湖辺で産卵・成育する魚類を保護するため、湖岸堤の内外に湖面水位が低下した場合でも水が流れる水路を整備する。実施にあたっては、住民団体（NPO 等）、農業、漁業の関係者、滋賀県、水資源機構等の関係機関と連携・調整を図り、調査及び試験施工を実施する。なお、他河川等においても水田等の陸域との連続性について点検し改善計画を作成する。</p> <p>木津川の上野遊水地においては、住民と連携しながら遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。</p>	

点 検 項 目	河川の連続性の確保
---------	-----------

## 1. 施策の概要

### < 観点と指標 >

「河川の連続性の確保」に関する進捗状況の点検については、以下に示すの【**観点**】を取り上げ、それぞれに【**指標**】を設定し実施した。

**【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況**

[指標]ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数

[指標]干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積

**【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況**

[指標]既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)

**【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況**

[指標]既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数

**【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況**

[指標]水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数

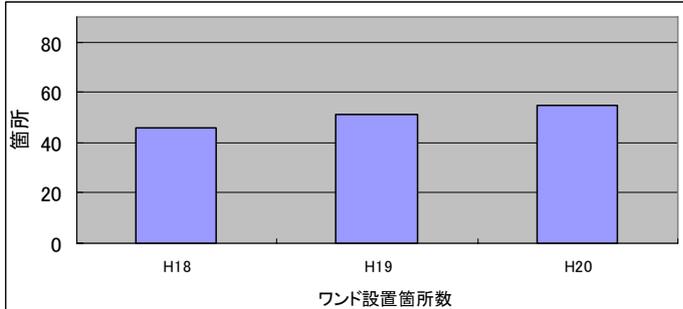
2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】河岸-陸域の連続性の確保状況

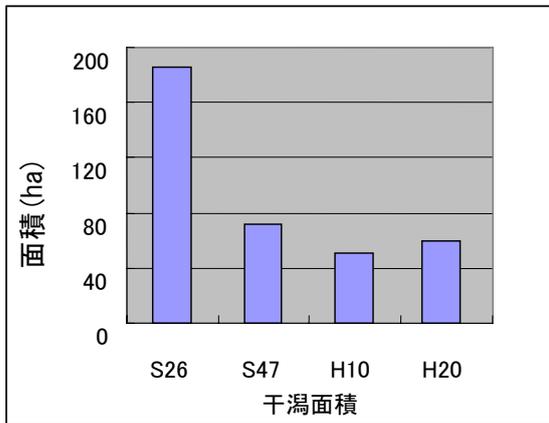
【指標】ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数

H18 年度末時点で 46 個あったワンドを H20 年度末現在 55 個まで増加した。



【指標】干潟・ヨシ原の保全・再生内容・面積

・干潟特有の生物の生息環境の保全・再生のために平成 16 年からの 4 年間で汽水域の干潟を約 10ha 再生した。



・鵜殿地区においては乾陸化しつつあるヨシ原の保全を図るために、高水敷の切り下げを実施。

H18～H20 年度実施面積：約 7ha

淀川下流において H20.3 現在 55 個あるワンドを概ね 10 年間で 90 個以上とするワンド倍増計画が着実に進められている。

今後は、その効果を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、再確認した上でさらに引き続きワンドの整備を進めていく。

干潟やヨシ原の再生が着実に進められた。

今後も引き続き干潟やヨシ原の再生を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら進めていく。

点検項目

河川の連続性の確保

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】内湾-汽水域-河川の連続性の確保状況

【指標】既設の堰・落差工の改良内容(淀川大堰)

①魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし河川の連続性を確保するために淀川大堰の階段式魚道についてH19、H20に以下のような改良を行った。

- ・横断隔壁の越流水が剥離流（泡立ち）を生じないように天端をR型にした。
- ・魚道内流況の乱れをなくすため、プール部を縦断方向に縦長になるように、縦断隔壁を設け水路を3分割した。
- ・遊泳魚がプール内で長時間滞留する事を避けるため、プール内に沈床工を設置し底上げした。
- ・底生生物の遡上に配慮し、ネットロープを壁沿いに設置した。



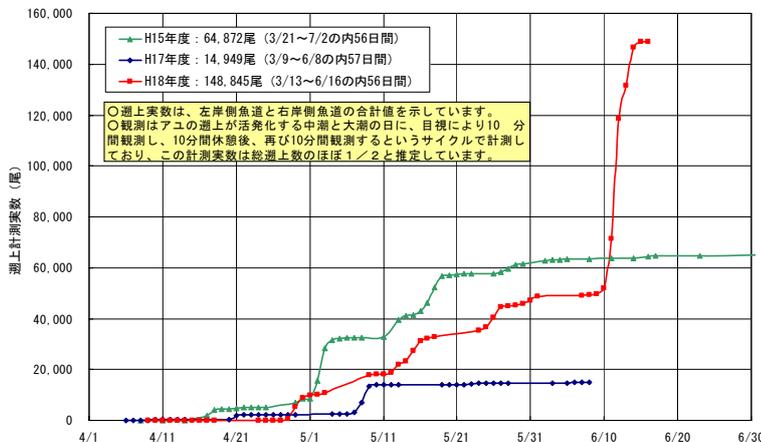
写真-24 淀川大堰左岸魚道

淀川大堰については、モニタリング調査等を進め、魚道改良の効果を把握するとともに、必要に応じて手直しを行う。

今後も他の横断構造物の改良を淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら進め河川の縦断方向の連続性の確保を図っていく。

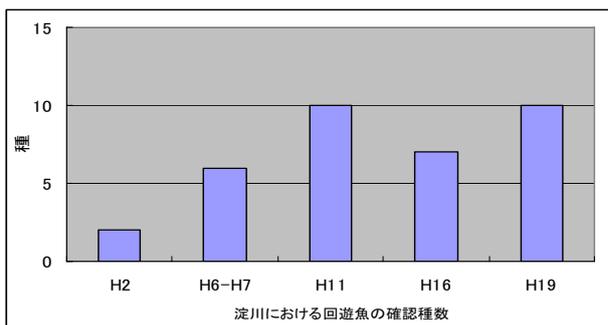
淀川大堰アユ遡上期における遡上実態調査結果を以下に示す。

淀川大堰魚道におけるアユ遡上状況（左右岸魚道）



淀川大堰アユ遡上期における遡上実態調査結果

②内湾-汽水-河川の連続性の確保状況を示す資料として、淀川で確認された回遊魚の種類を以下に示す。



\* 河川水辺の国勢調査結果 (H19)

点 検 項 目	河川の連続性の確保																
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>																
<p><b>【観点】横断構造物(貯水ダム・砂防ダム・井堰など)による遮断対策の実施状況</b>  <b>【指標】既設の堰・落差工の改良内容・魚道設置数</b>  魚類や底生生物の遡上・降下を容易にし河川の連続性を確保するために平成 18 年から 20 年度にかけての堰・落差工の改良を 4 箇所で行った。なお、淀川大堰の魚道改良においては淀川環境委員会の指導・助言を得ながら進めた。</p> <table border="1" data-bbox="151 577 922 795"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>改良した堰・落差工名</th> <th>改良年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川</td> <td>淀川大堰右岸</td> <td>平成 18 年度</td> </tr> <tr> <td>淀川</td> <td>淀川大堰左岸</td> <td>平成 19 年度</td> </tr> <tr> <td>野洲川</td> <td>落差工 (7.2k)</td> <td>平成 20 年度</td> </tr> <tr> <td>猪名川</td> <td>大井井堰 (簡易魚道設置)</td> <td>平成 20 年度</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	改良した堰・落差工名	改良年度	淀川	淀川大堰右岸	平成 18 年度	淀川	淀川大堰左岸	平成 19 年度	野洲川	落差工 (7.2k)	平成 20 年度	猪名川	大井井堰 (簡易魚道設置)	平成 20 年度	<p>魚道の設置や構造物の改良により生物の遡上環境が着実に改善されている。</p> <p>今後も取り組みを進めるとともに、改良された横断構造物ではモニタリング等を行い、効果を検証していく。</p>	
河川名	改良した堰・落差工名	改良年度															
淀川	淀川大堰右岸	平成 18 年度															
淀川	淀川大堰左岸	平成 19 年度															
野洲川	落差工 (7.2k)	平成 20 年度															
猪名川	大井井堰 (簡易魚道設置)	平成 20 年度															
<p><b>【観点】琵琶湖-内湖・流入河川間の連続性の確保状況</b>  <b>【指標】水域と陸域との連続性の確保と修復内容・箇所数</b></p> <p>琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度水陸移行帯ワーキングにて検討されている。  平成 17 年から 20 年度にかけての連続性の確保と修復した箇所は 2 箇所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年度より高島市において、新浜うおじまプロジェクトを実施。高島市針江及び深溝において、琵琶湖と陸域との連続性の検討の資料を得るため試験施工を実施した。</li> <li>針江地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路を堰上げ導水し連続性を確保する試験施工を実施した</li> <li>深溝地区では、分断された湿地奥部と琵琶湖及び琵琶湖に流入する水路を繋ぎ、流入する水路からポンプアップにより導水し連続性を確保する試験施工を実施した。</li> </ul>	<p>2 箇所で行った。今後モニタリングを行い、その結果を踏まえて連続性の修復案の検討を進める。</p>																
	<p><b>まとめ</b>  これまでに取り組んできた、水辺や河原の保全・再生、魚がのぼりやすい川への再生、水域と陸域との連続性の確保と修復については着実に進んでいる。</p> <p>今後その効果を検証するとともに、さらに効果的な対策を進めていく。</p>																

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.2 河川環境 4.2.4 川本来のダイナミズムの再生</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>川本来のダイナミズムの再生</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダムへの運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。</p>	
<p>(1) 水位変動リズムの回復</p>	
<p>治水への影響や水需要の抑制をふまえた治水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。</p>	
<p>一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。</p>	
<p>堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p>	
<p>1) 淀川大堰による水位操作の改善</p>	
<p>淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行の OP+3.0m から OP+2.5m に概ね 50cm 低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね 10 年以内を目途に操作方法を確立する。</p>	
<p>また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p>	
<p>2) 瀬田川洗堰による水位操作の改善</p>	
<p>琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・治水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p>	
<p>3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討</p>	
<p>洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p>	
<p>①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作</p>	
<p>②関係者と連携した水需要の抑制</p>	
<p>③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保</p>	
<p>4) 既設ダムにおける弾力的運用等の検討</p>	
<p>流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p>	
<p>(2) 河川環境の保全・再生のための流量の確保</p>	
<p>水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、治水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行しモニタリング及び評価を行う。</p>	
<p>特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、流量が生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討する。</p>	
<p>1) 流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保</p>	
<p>淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量（以下、「正常流量」という。）は、淀川本川の高浜地点における下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っている。</p>	

点 検 項 目	川本来のダイナミズムの再生
---------	---------------

1. 施策の概要

2) 適切な水量の検討

①淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。

②流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設 ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。

③周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討するとともに、確保可能な流量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川、寝屋川については継続して調査する。

<観点と指標>

「川本来のダイナミズムの再生」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。

【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況

[指標] 淀川大堰による水位操作の改善内容

[指標] 瀬田川洗堰による水位操作の改善内容

[指標] 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容

[指標] 流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数

【観点】地形変化を促すための検討状況

[指標] 既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数

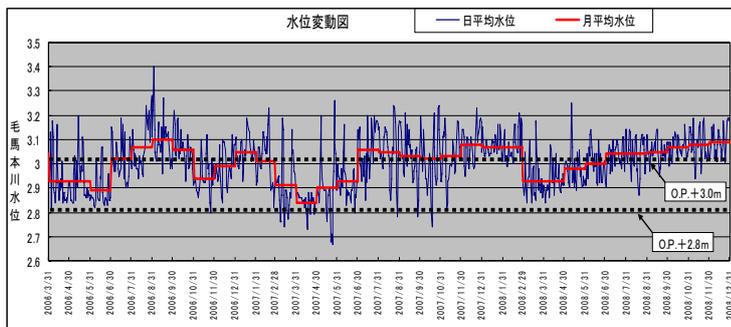
2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】流況・位況(流量・水位の変動様式)の改善状況

【指標】淀川大堰による水位操作の改善内容

淀川大堰上流のワンドの浅場域を増大させ、生物の繁殖・生育環境改善するため淀川大堰上流の水位を O.P. +2.8m を目標に水位操作可能な範囲で、以下の期間について試験的に淀川大堰の運用を行った。



淀川大堰上流(毛馬水位観測所)水位変動図

	34号北ワンド	35号北ワンド
フナ	122	85
モツゴ	34	12
ヨシノボリ	4	0
カダヤシ	0	1
ブラックバス	0	2
ブルーギル	0	0
カムルチー	0	0

城北地区実験ワンドにおける稚魚確認個体数  
(調査日:H20.6.24)

【指標】瀬田川洗堰による水位操作の改善内容

琵琶湖周辺で産卵・成育する魚類を保護するために、洪水期前について、治水・利水に影響を与えない範囲で、以下の瀬田川洗堰の試行操作を行った。

- ・降雨による琵琶湖水位上昇後の急激な水位操作の改善を行った。

(平成18年度) 魚類の産卵が予想される降雨による水位上昇後、7日間の水位維持することを操作方針として、操作の改善に取り組んだ。

(平成19年度～20年度) 魚類の産卵を確認した上で5日間の水位維持を操作方針として、操作の改善に取り組んだ。特に平成20年度は、5月10日からの洪水期に向かって水位を下げる水位移行期以降も、できる限り B.S.L±0cm を保持することに取り組んだ。

- ・水位移行期の急激な水位操作の改善を行った。

5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備え琵琶湖水位を B.S.L+30cm から B.S.L-20cm に約50cm 急激に低下させていた操作を5月10日の B.S.L+5cm を目標とし、緩やかな水位低下となる操作の改善に取り組んだ。

在来魚の孵化する時期に淀川大堰の運用を行ったことで、城北地区の実験ワンドにおいては繁殖・生育・環境の改善が見られたが、淀川大堰上流のワンド全体での効果や効果の継続性については十分把握出来ておらず、今後、淀川環境委員会等の指導・助言を得ながら、淀川大堰による水位操作の改善について検討を進める。

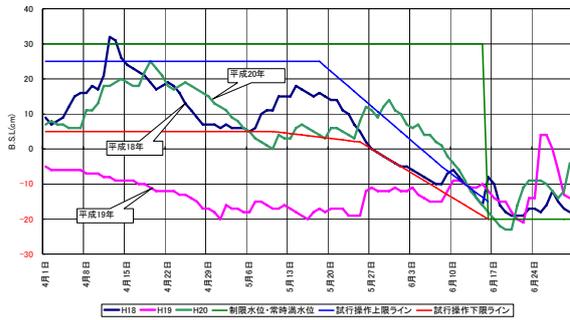
瀬田川洗堰の水位操作については、急激な水位変動の改善を行うことにより、この時期の魚類の卵の干出は低く抑えることができ、産卵環境の改善が進んだものと考えられる。

今後は引き続き試行操作を行い水位操作の改善を検討するとともに、洪水期における降雨後の水位上昇後の急速な水位低下については、弾力的な操作方法の確立を目指し、操作方法の改善を検討していく。

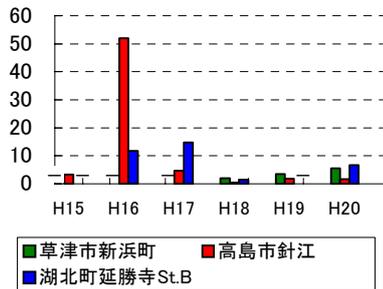
2. 進捗状況

3. 点検結果

試行操作による琵琶湖水位の変動



<産着卵の干出率>



平成20年度の試行操作の結果、コイ科魚類の産着卵の干出率は、調査地点である針江で約2%、延勝寺で約7%、新浜町で約5%と低い干出率に抑えることができた。

[指標]琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容

日常管理においてダムと連携して琵琶湖の水位低下緩和に務めている。

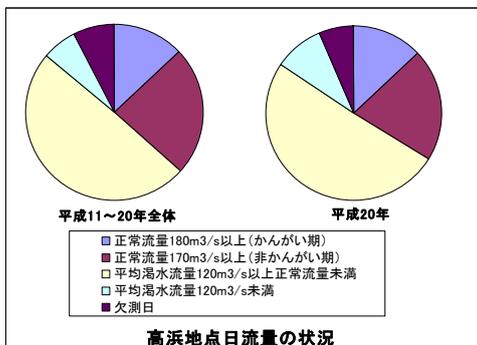
今後も引き続き、利水ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作に務めていく。

[指標]流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保内容・正常流量確保日数

淀川においては、平成11年から平成20年の10年間の高浜地点の日平均流量の約37%が正常流量を満している。

淀川の正常流量確保日数が比較的に少ない状況となっている。

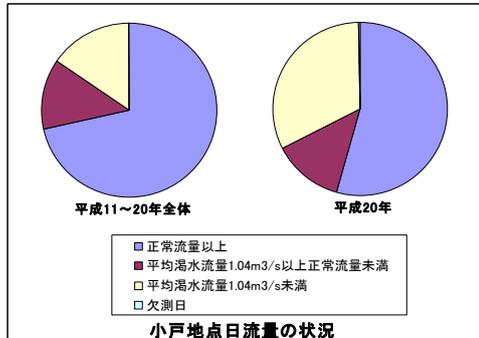
今後も引き続き流況の把握を行う。



2. 進捗状況

3. 点検結果

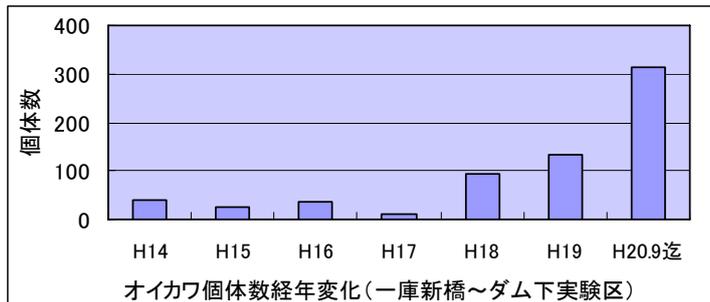
猪名川においては、平成11年から平成20年の10年間の小戸地点の日平均流量は約72%が正常流量を満している。



【観点】地形変化を促すための検討状況

【指標】既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数

一庫ダムでは、猪名川本川合流点までの5km区間の一部について、減水区間が発生することがあったため、平成18年度から平成20年度にかけて下流の流況改善を図り、かつダム貯水位低下速度緩和により上流部での魚類の産卵床の造成を目的として弾力的運用試験を実施した。



一庫ダム下流において環境改善の指標種としているオйкаワについては稚魚も含めて確認個体数が増加している。

また、各ダムにおいて下流河川環境改善のためにフラッシュ放流等を実施している。

一庫ダム(平成14年度～フラッシュ放流・土砂の投入)

前述のように下流河川の環境改善として徐々にではあるが対策効果が現れ始めている。

・高山ダム(平成14年度～フラッシュ放流)

平成18年5月にフラッシュ放流規模を越える出水が続いたため、下流河川の付着物量は少なく、フラッシュ放流による付着物の剥離効果は確認できなかった。また水質の変化もわずかであった。

平成19年度は濁水、平成20年度は出水のためフラッシュ放流は実施していない。

・青蓮寺ダム(平成20年度～フラッシュ放流)

平成20年度は出水が多かったため、下流河川ではフラッシュ放流による大きな水質変化が見られなかった。

・比奈知ダム(平成16年度～フラッシュ放流、平成20年度～土砂供給試験)

平成20年度は土砂がわずかの量しか流出しなかった。

ダム下流の河川環境は徐々に回復している傾向がみられている。

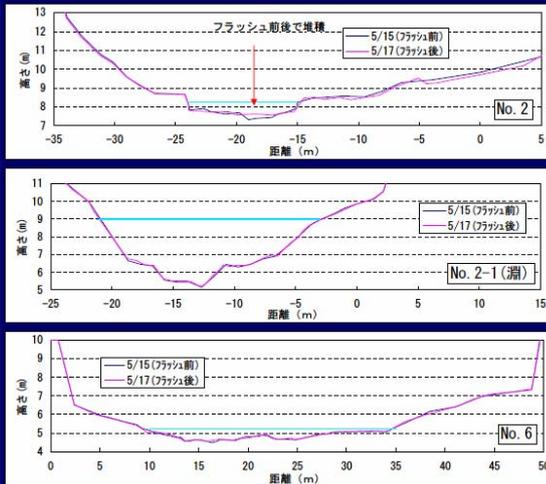
今後も河川環境改善対策については継続実施していくとともに、併せてモニタリング調査も実施し、これらの対策効果についての検証を行っていく。

2. 進捗状況

3. 点検結果

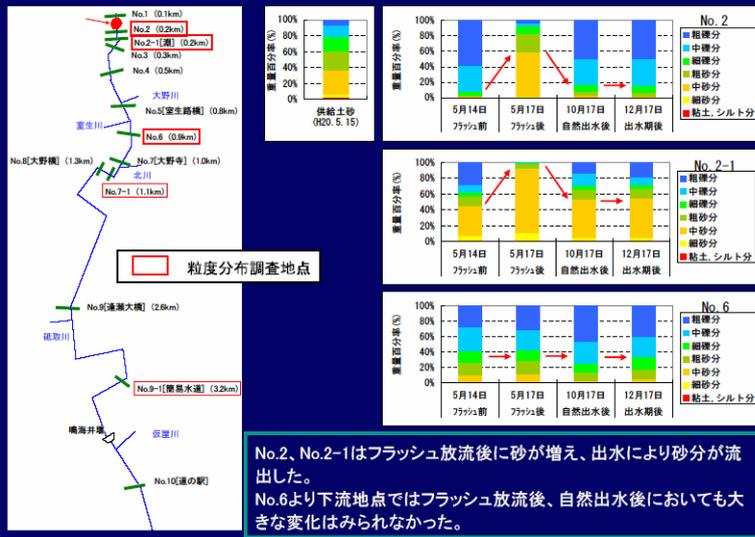
め、下流への影響はほとんど見られなかった。  
 ・室生ダム（平成18年度～フラッシュ放流・土砂供給試験）  
 室生ダム下流において、砂供給後は改善の兆しがみられる。

室生ダム下流における河川横断の変化[河川横断測量]



No.2については、河川横断の変化が確認できたが、No.2-1、No.6より下流の地点においては大きな変化は確認できなかった。

室生ダム下流における粒度分布の変化[粒度分布調査]



No.2、No.2-1はフラッシュ放流後に砂が増え、出水により砂分が流出した。  
 No.6より下流地点ではフラッシュ放流後、自然出水後においても大きな変化はみられなかった。

点検項目

川本来のダイナミズムの再生

2. 進捗状況

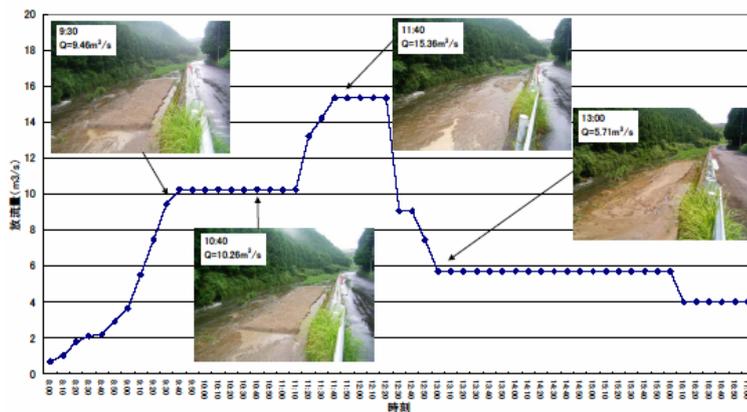
3. 点検結果

・布目ダム（平成16年度～土砂供給試験）  
 布目ダム下流において魚の指標性に着目した生息環境評価によると、生息環境の悪化が進んでおらず、土砂供給前後の評価には大きな変化はみられない。

布目ダム土砂供給試験の概要

年度	置土時期	流出時期	置土量	流出量
H16年度	2004/9/28	2004/9/29	190m <sup>3</sup>	190m <sup>3</sup>
H17年度	2005/8/9	2005/10/4,5	540m <sup>3</sup>	80m <sup>3</sup>
H18年度	-	2006/7/19,21	-	370m <sup>3</sup>
H19年度	2007/8/9	2007/8/23,29	720m <sup>3</sup>	810m <sup>3</sup>
H20年度	2008/6/27	2008/7/8	100m <sup>3</sup>	35m <sup>3</sup>
	2008/8/7	2008/9/5	100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup>
		2008/9/19		
	2008/11/12		500m <sup>3</sup>	0m <sup>3</sup>

布目ダム土砂還元実験(7月8日)



布目ダム自然出水中の土砂の状況（平成20年7月8日）

まとめ

これまでに取り組んできた、水位操作改善に向けた取り組み、既設ダムにおける弾力的運用等については着実にその効果を発揮している。  
 これまでに取り組んできた、水位操作改善に向けた取り組み、既設ダムにおける弾力的運用等については継続して実施していく。

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.2 河川環境 4.2.5 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p><b>(1) 流域対策と連携した水質の保全</b></p> <p>これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを強力に進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。</p> <p>このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を検討して設立する。</p> <p>また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標(生物指標による目標を含む)を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。</p> <p>油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。</p> <p>琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。</p> <p>さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。</p> <p><b>1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討</b></p> <p>現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減(工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進)、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。</p> <p>流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体の枠組み等について引き続き検討を進める。</p> <p>「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」では、以下の項目について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の特長に応じた、わかりやすい水質目標の設定</li> <li>・ 関係機関等との情報共有の強化</li> <li>・ 住民連携強化のための一層の取り組み</li> <li>・ 油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化</li> <li>・ 具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立</li> </ul> <p>この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①水質管理体制の強化</li> <li>②淀川流域の水物質循環に係る調査</li> <li>③住民連携</li> </ol> <p><b>2) 琵琶湖の水質保全対策</b></p> <p>①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復に</p>	

<b>点 検 項 目</b>	<b>流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築</b>
----------------	------------------------------

### 1. 施策の概要

ついて関係機関の連携のもと取り組む。

- ②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。
- ③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。

### 3) 河川の水質保全対策

- ①大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続して運用するとともに、さらなる改善に向けた検討を行う。
- ②水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避など安心して水が飲める暮らしを確保するため、河川水と都市排水の分離や植生等による自然浄化などを流水保全水路の活用を含め検討し、事業の効果、負担の考え方等を整理した上で水質保全対策を実施する。
- ③河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。
- ④淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。

### 4) ダム貯水池の水質保全対策

ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。

ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気装置の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。

なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。

- ①新たに深層曝気および循環曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。
- ②放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。
- ③底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。
- ④既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な運用改善を図る。
- ⑤既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。
- ⑥既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。
- ⑦水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持する。
- ⑧ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。

### (2) 土砂移動の連続性の確保

川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量に変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。

特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。

なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。

#### 1) 既設ダム

ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
1. 施策の概要	
<p>そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえ、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する。</p>	
<p><b>2) 砂防施設</b> 土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置について検討して実施する。</p>	
<p>&lt;観点と指標&gt;</p>	
<p>「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】水質総量規制の制度や対策の計画立案状況</b>  <b>【指標】水質総量規制の実施体制の検討内容</b></p> <p><b>【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況</b>  <b>【指標】琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果</b>  <b>【指標】河川の水質保全対策の取り組み内容</b>  <b>【指標】ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数</b></p> <p><b>【観点】流域視点による水質対策の実施状況</b>  <b>【指標】南湖の再生プロジェクト取り組み内容</b>  <b>【指標】新たな水質浄化の取り組み状況、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究内容</b></p> <p><b>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</b>  <b>【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</b>  <b>【指標】土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置数(砂防施設)</b></p>	

2. 進捗状況

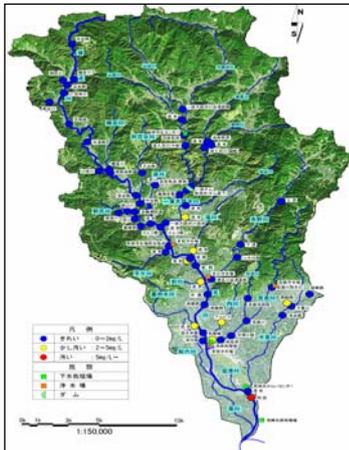
3. 点検結果

**【観点】水質総量規制の制度や対策の計画立案状況**

**【指標】水質総量規制の実施体制の検討内容**

現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体（NPO等）と連携して、河川への総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」の設立に向けた検討を行っており、そのテストケースとして都市部の猪名川流域、上流部の木津川上流域それぞれで水質管理体制強化に向けた住民連携を図る取り組みを実施している。

- ・テストケース1（都市部）：猪名川における取り組み  
平成17年度からNPOと共同調査・勉強会、行政機関との意見交換を実施しており、「猪名川流域水環境管理ワークショップ」を3回、「猪名川勉強会」を4回、「猪名川流域水質管理行政意見交換会」を7回実施し、平成20年度には、「猪名川流域水質管理検討会」を1回実施した。
- ・テストケース2（上流部）：木津川上流における取り組み  
平成17年度からW.S.や学習会等による検討を実施しており、「木津川上流域水環境管理ワークショップ」を4回、「水質学習会」を3回実施し、平成20年度にはNPOと行政機関関係者で「木津川上流域水質管理検討会」を2回実施した。
- ・NPO、行政関係者らとの情報共有ツールとして水質マップを作成した。
- ・猪名川流域水質マップ      ・木津川上流域水質マップ



※水質総量規制制度

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等の集中による汚濁の著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）で水質改善を図るため、昭和54年以来6次にわたり、COD、窒素、リンを対象（窒素、リンは5次から）に実施され、現在まで汚濁負荷の削減が図られている。

水質の課題・対策が異なると考えられる都市部の猪名川と上流部の木津川で、テストケースとして組織運営等課題の抽出や目標設定についてNPOや関係行政機関との情報の共有化による共通認識を図りつつ、協議会の設置に向けて取り組んでいる。

総量規制制度による汚濁負荷抑制に習い、河川水質の現状を踏まえた、管理目標の設定等の取組をすべくテストケース毎の検討・分析を進め、流域全体の水質管理体制強化を目指す。

引き続き、協議会設置に向けた取り組みを継続していく。

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築				
2. 進捗状況		3. 点検結果			
制度の体系					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">対象水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海 対象項目：COD、窒素、リン</td> </tr> </table>			対象水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海 対象項目：COD、窒素、リン		
対象水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海 対象項目：COD、窒素、リン					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> <b>【総量削減基本方針】</b>            ・対象水域毎に環境大臣が策定            ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項         </td> </tr> </table>			<b>【総量削減基本方針】</b> ・対象水域毎に環境大臣が策定 ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項		
<b>【総量削減基本方針】</b> ・対象水域毎に環境大臣が策定 ・目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> <b>【総量削減計画】</b>            ・総量削減基本方針に基づき都府県毎に知事が策定            ・発生源別の削減目標量、削減の為の方策等         </td> </tr> </table>			<b>【総量削減計画】</b> ・総量削減基本方針に基づき都府県毎に知事が策定 ・発生源別の削減目標量、削減の為の方策等		
<b>【総量削減計画】</b> ・総量削減基本方針に基づき都府県毎に知事が策定 ・発生源別の削減目標量、削減の為の方策等					
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;"> <b>【事業の実施】</b>            ・下水道の整備            ・尿尿処理施設の整備等         </td> <td style="width: 33%; padding: 2px;"> <b>【総量削減基準による規制】</b>            ・排水量50m<sup>3</sup>/日以上 of 工場、事業所が対象            ・排水濃度×排水量の規制         </td> <td style="width: 33%; padding: 2px;"> <b>【削減指導等】</b>            ・小規模事業場            ・畜産、農業            ・一般家庭等         </td> </tr> </table>			<b>【事業の実施】</b> ・下水道の整備 ・尿尿処理施設の整備等	<b>【総量削減基準による規制】</b> ・排水量50m <sup>3</sup> /日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制	<b>【削減指導等】</b> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭等
<b>【事業の実施】</b> ・下水道の整備 ・尿尿処理施設の整備等	<b>【総量削減基準による規制】</b> ・排水量50m <sup>3</sup> /日以上 of 工場、事業所が対象 ・排水濃度×排水量の規制	<b>【削減指導等】</b> ・小規模事業場 ・畜産、農業 ・一般家庭等			
<p>・現在、第6次水質総量規制について平成18年11月21日環境大臣により基本方針の策定がなされている。</p>					
<p>・これを受け、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県は平成19年6月に削減計画の公告・告示を行っている。</p>					
<p>・平成21年度目標の計画削減量        府県名：COD；窒素；リン（t/日）        大阪府：76；67；4.3        京都府：20；17；1.2        兵庫県：21；22；1.2（大阪湾に係る量）        奈良県：18；12；0.9        大阪湾：133；116；7.5        ※生活系、産業計、その他の合計値</p>					

2. 進捗状況

3. 点検結果

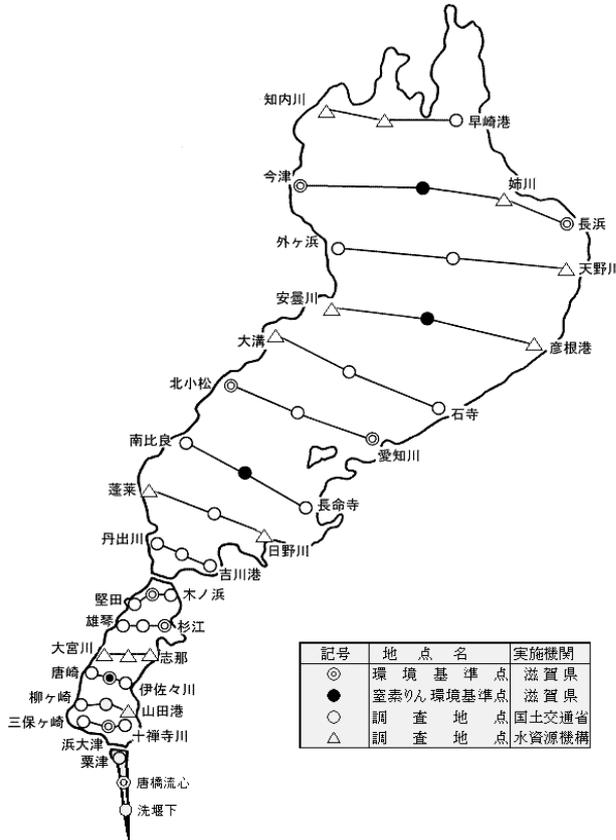
**【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握状況**

**【指標】琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果**

琵琶湖における水質調査は滋賀県・水資源機構・国土交通省で連携して実施しており調査結果を共有している。

琵琶湖の水質調査、水質保全対策は関係機関が連携して取り組んでいる。

今後も関係機関が連携した水質調査、水質保全対策を継続する。



滋賀県（琵琶湖）における水質調査（位置図）

・琵琶湖水質保全対策行動計画の一環として、流入河川対策事業のうち草津川放水路の浄化対策（COD等の削減）を平成9年度から平成18年度まで実施した。

**【指標】河川の水質保全対策の取り組み内容**

・河川水質の監視地点・測定項目・測定方法  
水質汚濁防止法の規定に基づき、各府県が水質測定計画を策定し、府県内の公共用水域の水質を監視している。淀川、木津川、桂川のBOD年平均値は、近年、2.0mg/lを下回っており、徐々に水質が改善している。猪名川のBOD年平均値は、近年、5.0mg/l未滿を維持している。

河川水質の調査は関係機関が連携し取り組み、関係機関による下水道整備の促進、排水水質監視等により水質が少しずつ改善されている。

・重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質の測定  
ダイオキシン類の測定（平成11年から平成20年）  
環境ホルモン等の測定（平成10年から平成20年）  
ダイオキシン類等の有害物質について調査を行ってきたが、基準値を超過したデータは観測されていない。また、環境ホルモン等も異常値は観測されていない。

今後も引き続き関係機関が連携し河川の水質調査と水質保全対策を実施する。

・流水保全水路  
現在上流側10.4kmの水路が完成しており、下水処理水の一部が通水されている。

点検項目

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

2. 進捗状況

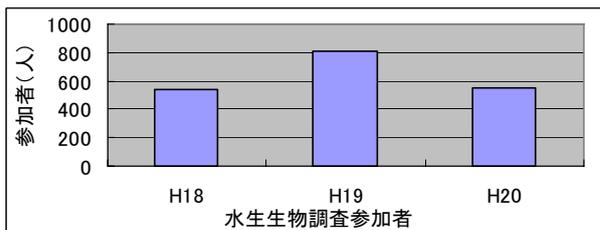
3. 点検結果

・流域の関係機関と連携した施策の実施状況  
 「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」「寝屋川流域協議会」において「淀川下流域の河川環境上望ましい流量に関する検討会」により、試行(フラッシュ)放流のモニタリング調査ならびに神崎川、大川(旧淀川)・寝屋川、新淀川の維持流量について、検討を行っている。

淀川水系においては「淀川水質汚濁防止連絡協議会」「神崎川水質汚濁防止連絡協議会」が組織されており、関係自治体・関係機関・学識者と共に連携しながら、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討し、水質に関する情報の収集・交換、相互の連絡調整を図っている。また、突発的な水質事故での情報・対策を河川・環境・水道の各部局が連携した情報を交換するとともに、災害の拡大を防止・低減にむけた緊急連絡体制を確立している。また住民と連携したデータ収集も行われている

・水生生物調査

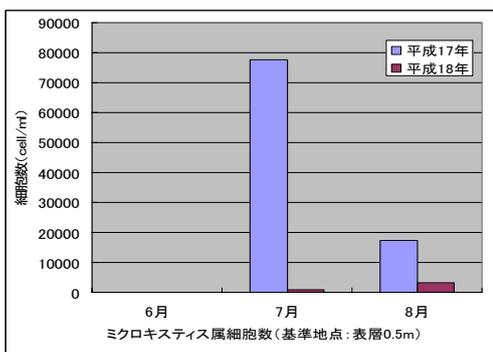
住民と連携しながら簡易的な水質測定を行っている。沿川の中学生等が水生生物を調査し、結果から水質階級(I~IV)を判定した。



[指標]ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数

・各ダムにおいて以下の貯水池水質保全対策を実施した。  
 高山ダム(曝気循環装置、分画フェンス、表層浄化装置)  
 青蓮寺ダム(表層取水、分画フェンス)  
 日吉ダム(選択取水設備、浅層曝気、深層曝気)  
 布目ダム(副ダム、浅層曝気循環設備、深層曝気設備、選択取水設備、表層曝気(噴水)設備)  
 比奈知ダム(選択取水設備、貯水池分画フェンス、深層曝気装置)  
 一庫ダム(分画フェンス、浅層曝気、深層曝気)

・室生ダムにおいて浅層曝気設備1基、深層曝気設備1基を設置(~平成20年度)浅層曝気設備1基(平成21年度)設置予定。



貯水池保全対策による効果の例

(一庫ダム浅層曝気稼働前後のアオコの原因となるミクロキスティス細胞数の変化)

水質汚濁防止連絡協議会において、流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討が進められている。

今後も引き続き水質汚濁防止連絡協議会を開催し流域的な水質管理方法及び汚濁対策について検討を進める。

各地区で水生生物による水質判定(水生生物調査)を住民と連携し実施しており、引き続き水生生物調査を住民と連携して実施する

各ダムにおいて貯水池水質保全対策を実施している。

引き続き各ダムにおいて効果を検証しながら貯水池水質保全対策を実施していく。

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築
2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】流域視点による水質対策の実施状況</b>  <b>【指標】南湖の再生プロジェクト取り組み内容</b>  平成 19～20 年度に、湖底の耕耘や窪地の埋め戻しを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進めるため、南湖再生ワーキンググループで検討を行い、南湖砂地回復事業（水産庁）に治水事業による建設発生土（約 3 万 m<sup>3</sup>）を供給した。</p> <p><b>【指標】新たな水質浄化の取り組み状況、流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究内容</b>  国、滋賀県、水資源機構が琵琶湖・淀川水質浄化共同実験センターにおいて水質浄化効果検証実験（平成 18 年度→10 回、平成 19 年度→10 回、平成 20 年度→7 回）をおこなった。自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みに関する実験成果について国、滋賀県、水資源機構で共有化を図っている。</p>	<p>南湖の再生プロジェクトに位置づけられている事業を推進している。</p> <p>引き続き事業を推進し南湖再生ワーキンググループにより事業実施状況の確認、情報交換を進める。</p> <p>新たな水質浄化の取り組みについて滋賀県、水資源機構等と連携し研究を行っている。</p> <p>引き続き研究を進め、情報の共有化を継続していく。</p>
<p><b>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</b>  <b>【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容（既設ダム）</b>  流域の土砂生産・移動・堆積の実態  淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討を淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、すすめている。</p> <p>点検項目「土砂対策」の[指標] 河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容（既設ダム）と重複掲載</p> <p><b>【指標】土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数（砂防施設）</b>  瀬田川：0 箇所  木津川：1 箇所</p> <p><b>・モニタリング箇所数</b>  瀬田川：2 箇所  木津川：1 箇所</p> <p>排砂対策については、天ヶ瀬ダムにおいて、排砂技術の検討のために貯水池内のボーリング調査を平成 19 年度に実施し、現在検討中。</p> <p>点検項目「土砂対策」の[指標] 土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数（砂防施設）と重複掲載</p>	<p>淀川水系総合土砂管理検討委員会において淀川水系全体の総合土砂管理方策の検討を実施している。</p> <p>引き続き検討を進める。</p> <p>土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置については流域全体の土砂移動の連続性を考慮し、実施について検討を進める。</p>

点 検 項 目	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築	
2. 進捗状況	3. 点検結果	
	<p data-bbox="979 315 1059 349"><b>まとめ</b></p> <p data-bbox="951 356 1453 456">水質保全対策の取り組みやダム貯水池の水質保全対策の取り組みは効果を上げている。</p> <p data-bbox="951 495 1453 871">これまでに取り組んできた、水質保全対策の取り組みやダム貯水池の水質保全対策を継続して実施する。今後流域の視点に立ち関係機関と連携し更なる水質対策を進めていく。また琵琶湖・淀川流域水質管理協議会については、都市部と上流部でのテストケースでの検討をすすめ設立に向けて取り組む。流域の土砂の連続性についても砂防施設を含めモニタリングや検討を進める。</p>	

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.2 河川環境 4.2.6 流域管理に向けた継続的な施策展開</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>流域管理に向けた継続的な施策展開</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>(1) モニタリングの実施・公表 河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。</p> <p><b>1)「多自然川づくり」の評価の実施</b> 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、川づくりの評価を実施する。評価の実施にあたっては、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得る。</p> <p><b>2)河川環境のモニタリングの実施</b> 河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。 また、モニタリングにあたっては、河川整備の内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化についての原因や現象を分析する。 なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p> <p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。 特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前後にモニタリングを実施することとし、専門家の指導や助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。 全ての工事において、原則として次の事項を考慮して実施することとする。 ①魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。 ②仮締切、工事用道路等の仮設の計画、施工機械の選定、施工時期の設定などにあたっては、生物の生息場所や繁殖時期あるいは濁水の発生等に十分配慮して検討を行う。(写真4.2.6-1) ③必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置し、現況の植生に配慮する。 ④土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図るとともに、現況の植生に配慮する。 ⑤土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路を活用する。 ⑥工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。 ⑦護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖と河川や陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部については覆土等によりコンクリートが見えないようにする。 ⑧水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合には、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用する。</p>	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
<b>1. 施策の概要</b>	
<b>(3) 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生</b>	
<p>河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。</p>	
<p>取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。</p>	
<p>また、河川管理施設等の新設または改築にあたっては、滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や三重県「景観づくり条例」、京都府「景観条例」、大阪府「景観条例」、兵庫県「景観の形成等に関する条例」など法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携し、河川景観や河川周辺の景観との調和を図る。</p>	
<b>(4) 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ</b>	
<p>河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。</p>	
<p>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。</p>	
<b>(5) 河川環境の保全と再生のための人材育成</b>	
<p>河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p>	
<b>(6) 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進</b>	
<p>4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と協力しながら、継続的な調査研究を推進する。</p>	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
1. 施策の概要	
<p data-bbox="204 327 400 360">&lt; 観点と指標 &gt;</p> <hr/> <p data-bbox="177 434 1425 501">「流域管理に向けた継続的な施策展開」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p data-bbox="236 539 612 573">【観点】<u>モニタリングの実施状況</u></p> <p data-bbox="264 573 772 607">【指標】河川環境のモニタリングの実施内容</p> <p data-bbox="236 640 1023 674">【観点】<u>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況</u></p> <p data-bbox="264 674 1241 707">【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</p> <p data-bbox="236 741 1145 775">【観点】<u>関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況</u></p> <p data-bbox="264 775 1179 808">【指標】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容</p> <p data-bbox="236 842 1074 875">【観点】<u>河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況</u></p> <p data-bbox="264 875 1406 954">【指標】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数</p> <p data-bbox="236 987 906 1021">【観点】<u>河川環境の保全と再生のための人材育成状況</u></p> <p data-bbox="264 1021 1094 1055">【指標】河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容・回数</p> <p data-bbox="236 1088 1054 1122">【観点】<u>流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施状況</u></p> <p data-bbox="264 1122 1169 1155">【指標】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容</p>	

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】モニタリングの実施状況

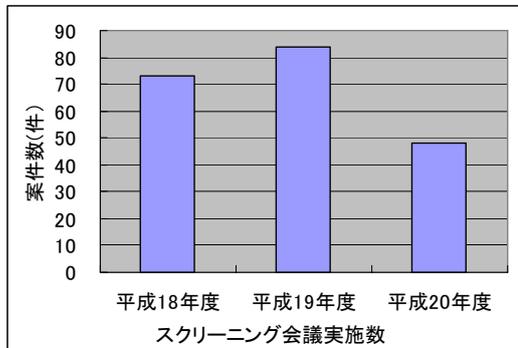
【指標】河川環境のモニタリングの実施内容

事業の実施にあたっては「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言をえながら行い、事業実施前後にモニタリングを実施している。

・淀川の中下流部では河川環境の整備と保全のため、必要な指導・助言を行う有識者による「淀川環境委員会」を設置し、河川環境の保全上影響が大きいと考えられる工事について、委員会の指導助言を受けながら進めていくこととしており、重要性の判断と指導・助言の方向性についても委員会の中で決定している。

各事業の実施にあたってはモニタリングを実施し、専門家による評価を行っている

今後とも専門家からの指導助言を得ながらモニタリング・評価を適切に実施していく。

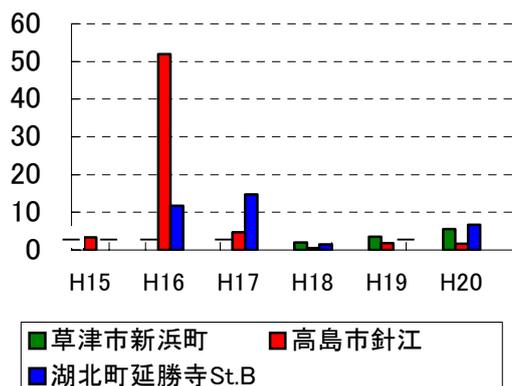


工事実施にあたって助言を求めた案件数  
(環境委員会(スクリーニング会議)に諮った案件)

・平成15年より、環境(コイ・フナ類の産卵)に配慮した瀬田川洗堰の試行操作を実施している。平成20年度は琵琶湖内の産卵調査地点において、10万個以上のコイ・フナ類の産卵が確認された場合、琵琶湖の水位を5日間、極力維持し水位低下による卵の干出死を防ぐ試行操作を実施した。

試行操作の実施に際し、モニタリングによりコイ科魚類の産着卵の干出率を算出し評価している。平成20年度の干出率は、調査地点である針江で約2%、延勝寺で約7%、新浜町で約5%と低い干出率に抑えることができた。

<産着卵の干出率>



点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>
<b>【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工状況</b>	
<b>【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川工事における使用機械については全て低騒音・低震動対策型機械及び排ガス規制対応型機械を採用し工事中の振動や騒音等を最小限に抑えている。</li> </ul>	生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し工事を進めている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>野洲川伐木作業（平成19，20年度） 野洲川河口部（河口から1.8km付近まで）の中洲に繁茂している樹木伐採について、伐採時期は野鳥の繁殖期（4月頃～8月頃）を避け、伐採範囲を4年間に分割し、生息環境を保護するよう努めている。又、実施の際には必要以上に生息環境を踏み荒らさないよう配慮して施工を行った。</li> </ul>	今後とも生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工していく。
<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬田川での河道内工事におけるセタシジミ等への保全措置 瀬田川河道内での工事において施工区間内においては施工前に生物調査を実施し影響区間にセタシジミ等を見つけた場合影響区間外へ移植し施工を実施している。今後セタシジミの定着状況をモニタリング調査する。 セタシジミの移植状況（移植実施工事件数） 平成18年度 4件、平成19年度 2件、平成20年度 2件</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬田川散策路施工での捨石護岸の施工及び船舶による捨石の運搬 瀬田川散策路低水護岸部には捨石を採用し、動植物の生息環境に配慮している。また、捨石護岸施工時に台船を使用し環境に配慮している。 今後も捨て石工等の工法を採用し、水辺環境に配慮していく。また、実施状況については瀬田川水辺協議会で報告する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>上野遊水地の周囲堤の護岸についても植生に配慮した護岸工事を実施している。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>木津川下流の堤防強化対策（浸透対策）として、堤防にドレーン工を設置する際、堤防上に生育するイヌナズナ（京都府 RDB：準絶滅危惧種）を表層土とともに高水敷で一時的に保存し、ドレーン工設置後に堤防の法尻の水はけの良い平坦箇所に移植したところ、工事实施後の生育状況のモニタリングで移植箇所全体にイヌナズナの開花を確認した。</li> </ul>	

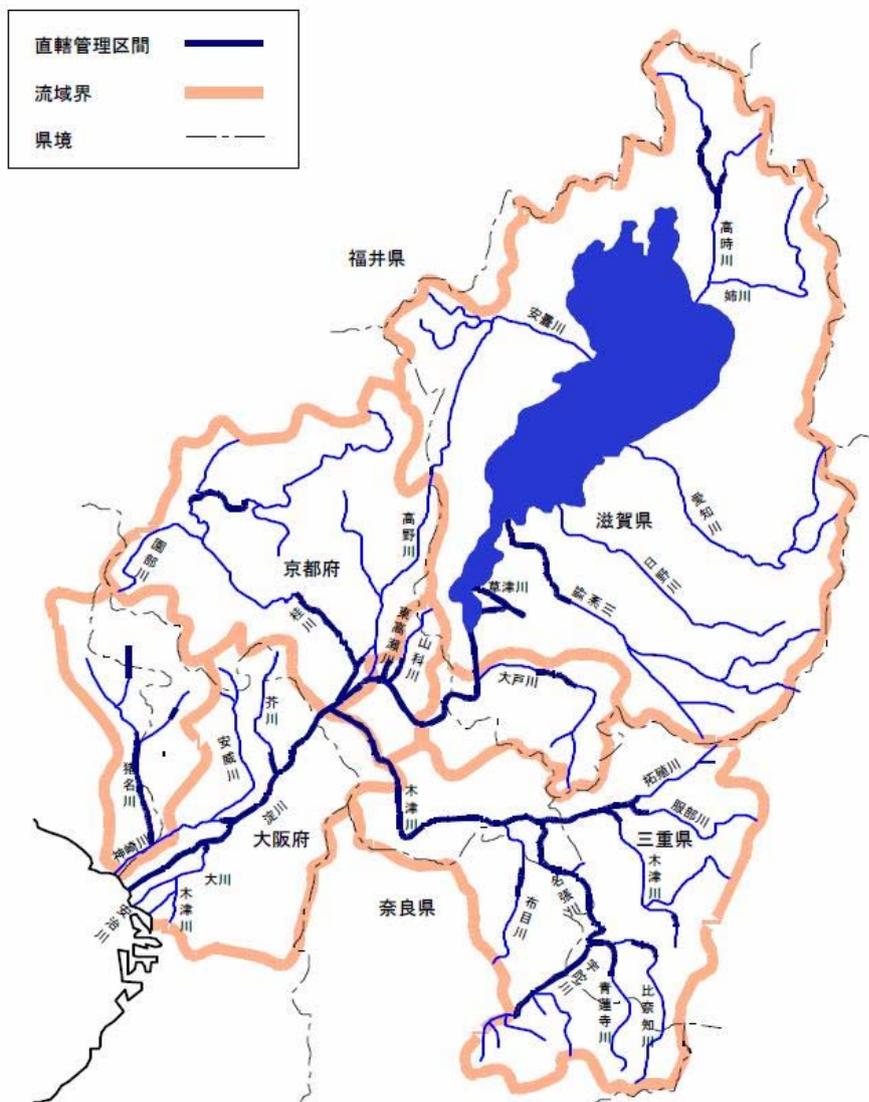
点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開																	
2. 進捗状況	3. 点検結果																	
<p><b>【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施状況</b>  <b>【指標】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容</b>  ・塔の島地区の改修について、塔の島付近の景観や自然環境に十分配慮するとともに、新たな景観創出も含めた防災や地域社会に貢献できる整備案の検討を目的とした学識経験者や地元関係者による塔の島地区河川整備に関する検討委員会を設立し、平成17年度以降で報告会も含め7回開催している。</p>	<p>地元観光協会、学識経験者、地元自治体と連携し、河川環境や景観に配慮し、地域社会に貢献できる整備案について検討が進められている。</p> <p>引き続き連携して検討していく。</p>																	
<p><b>【観点】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ状況</b>  <b>【指標】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数</b>  周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占用のあるべき姿について検討を行い、占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、河川保全利用委員会からの意見を踏まえて判断し、河川管理者以外の者が管理する施設に対する許認可や助言等の働きかけを行っている。</p> <div data-bbox="199 1115 890 1467" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>河川保全利用委員会 開催数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>淀川河川事務所</th> <th>琵琶湖河川事務所</th> <th>猪名川河川事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「川らしい利用の促進」の[指標]河川保全利用委員会の取り組み内容・回数と重複掲載</p>	年度	淀川河川事務所	琵琶湖河川事務所	猪名川河川事務所	H18	4	3	2	H19	8	7	1	H20	6	5	0	<p>河川管理者以外の者が管理する施設に対しては河川保全利用委員会からの意見も踏まえて許認可の判断や助言等を行っている。</p> <p>河川保全利用委員会などを引き続き開催し、河川管理者以外の者が管理する施設に対する指導、助言を行っている。</p>	
年度	淀川河川事務所	琵琶湖河川事務所	猪名川河川事務所															
H18	4	3	2															
H19	8	7	1															
H20	6	5	0															
<p><b>【観点】河川環境の保全と再生のための人材育成状況</b>  <b>【指標】河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容・回数</b>  近畿地方整備局の組織並びに個々の職員の技術力の保持・伝承・向上を図ることを目的とする技術スペシャリスト会議 河川環境技術研究会を運営(平成19年度→2回、平成20年度→1回)した。</p> <p>琵琶湖のことをよく知るため、琵琶湖河川事務所職員を対象(平成19、20は一般に開放)に外部より講師を招き琵琶湖講座を開催した。  琵琶湖講座開催(平成18年度→9回、平成19年度→2回、平成20年度→12回)</p>	<p>河川環境の保全と再生のため、技術力の保持・伝承・向上を図る取り組みを実施している。</p> <p>引き続き人材育成に努める。</p>																	

点 検 項 目	流域管理に向けた継続的な施策展開
2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施状況</b></p> <p><b>【指標】流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容</b></p> <p>河川管理者、生態学と河川工学の研究者がこれまで知見の少なかった変動する環境下での生物の生活と集水域を含めた河川生態系の機能と構造が河川環境に及ぼす影響を明らかにしつつ、河川の本質の理解を深めることが重要であるという認識のもと、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探ることを目的とした研究会を立ち上げ、木津川をフィールドとして研究を進めている。</p> <p>・河川生態学術研究会木津川研究グループ 生態学的な観点より河川を理解するための研究活動を実施し、川のあるべき姿を探ることを目的とした「生態学術研究会」が木津川を研究フィールドとして木津川に特有な河川特性を把握するため活動を行っている。</p>	<p>環境情報に関する調査研究の推進が木津川を研究フィールドとして進められている。</p> <p>引き続き調査研究を推進する</p>
	<p><b>まとめ</b></p> <p>流域管理に向け、事業実施にあたってモニタリング・評価を実施している。また工事の施工にあたっては生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に施工するよう努めている。また関係機関とも連携しながら、河川環境の保全・再生に取り組み、河川管理者以外の施設に対しても働きかけを行っている。人材育成、調査研究も実施している。</p> <p>今後も流域管理に向けて継続してモニタリングや評価を行い、工事の施工にあたっては生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に施工するよう努める。また、琵琶湖・淀川流域圏再生協議会において、流域水環境に関する事業について調整、協議を行うなど、関係機関とも連携しながら、河川環境の保全・再生に取り組み、河川管理者以外の施設に対しても働きかけを続ける。人材育成、調査研究も引き続き進める。</p>

河川環境の要点

今後、類型にわけてそれぞれの取り組みが類型の目標すべき  
環境保全・再生の方向性に向かっているか評価する必要がある。

淀川水系流域図



<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (1)危機管理体制の構築</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>危機管理体制の構築</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」を設置し、関係者の連携のもと、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)自分で守る（情報伝達、避難体制整備）</li> <li>2)みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用）</li> <li>3)地域で守る（まちづくり、地域整備）</li> </ol> <p>の観点から、危機管理施策を検討して実施する。</p> <p><b>1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)</b></p> <p>①防災意識の啓発 過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。</p> <p>②洪水情報等の収集及び提供</p> <p>③情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。</p> <p>④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定を表示、ハザードマップの作成・支援 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していただくため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。 浸水想定区域に対する予測精度の向上を図るとともに「浸水想定区域図」が未公表の河川については、速やかに浸水想定区域を指定・公表する。これに応じて、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成支援・周知を進め、平成 21 年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、「水害に強い地域づくり協議会」において関係自治体間の連携、調整を行う。 ○避難訓練等の実施 ○災害時要援護者への対応 自律移動が困難な災害時要援護者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う避難勧告・指示の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。</p> <p>⑤地下空間における浸水被害への対応 地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。</p>	

**点 検 項 目** 危機管理体制の構築

**1. 施策の概要**

**2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)**

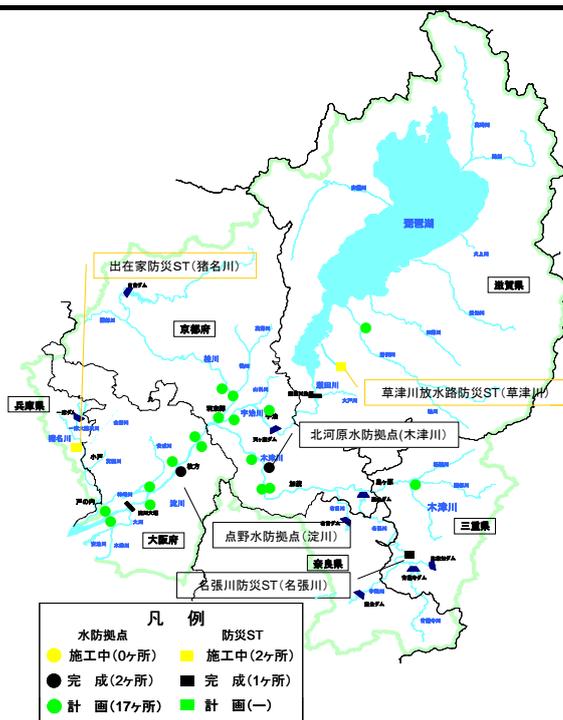
①水防活動、水防訓練への支援  
水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方策を検討する。

②防災ステーション、水防拠点の整備  
水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、草津川放水路において継続して実施する。他の地区についても自治体と連携して防災ステーションの整備について検討する。

なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体等が整備する。また、水防拠点を18箇所整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。

なお、淀川本川においては、整備済の点野地区を含めた8地区について、高規格堤防整備とあわせて整備する。

- ③緊急復旧体制の整備
- ④非常用資機材の備蓄
- ⑤排水ポンプ場の運用の検討



**3) 地域で守る(まちづくり、地域整備)**

①公共施設等の耐水化  
水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化(建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする)の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。

②水害に強いまちづくり

浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、道路等の盛土構造物等を二線堤として活用する方策等についても検討する。

③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化

森林等が有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する。

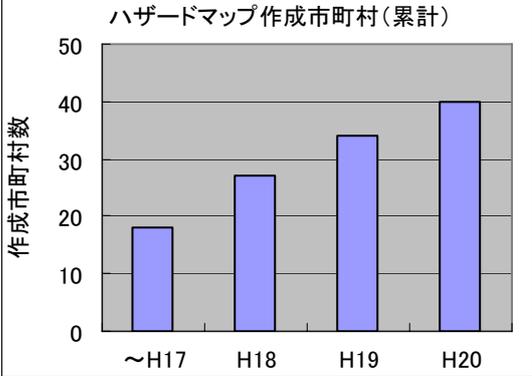
- ・ 新規・既開発地における調整池等の設置
- ・ 公共施設における地下貯留施設の設置
- ・ 家庭における雨水マスの設置
- ・ 民間施設における貯留施設の設置 等

<耐水型都市のイメージ>



点 検 項 目	危機管理体制の構築
1. 施策の概要	
4) 災害対応プログラム	
<p>施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画（アクションプラン）を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。</p>	
<p>&lt;観点と指標&gt;</p>	
<p>「危機管理体制の構築」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p>	
<p>【観点】破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況</p> <p>[指標] 災害体験者からの災害状況の聞き取りおよびその情報発信内容</p> <p>[指標] 自治体、水防団、マスメディア等との情報共有のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</p> <p>[指標] ハザードマップの作成内容・作成済市町村数</p> <p>[指標] まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置の内容・設置数</p> <p>[指標] 災害要援護者に配慮した非難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容</p> <p>[指標] 地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容</p> <p>[指標] 水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</p> <p>[指標] 水防拠点整備の内容・箇所数</p> <p>[指標] 公共施設の耐水化の内容</p> <p>[指標] 災害対応プログラムの作成内容</p> <p>[指標] 水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数</p> <p>【観点】河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制／分散対策の実施状況</p> <p>[指標] 流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量</p> <p>[指標] 洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容</p> <p>[指標] 河川整備計画と都市計画との調整の内容</p>	

点 検 項 目	危機管理体制の構築										
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>										
<p><b>【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況</b></p> <p><b>【指標】災害体験者からの災害状況の聞き取り及びその情報発信内容</b></p> <p>災害体験者からの災害状況の聞き取りは、平成15年度に淀川水系における過去の水害被害地域を対象に、地域の水害体験者を発掘し、担当者や地域のこども達が直接聞き取り調査を行った。さらに、平成16年度より聞き取りや、現地資料収集を進めると共に、収集した資料を活用して、次世代への継承をはかるために、地域自治会や子どもを対象としたワークショップを開催した。</p> <p>平成19年度にはより効果的なワークショップのあり方を検討すると共に、実践していく場として、地域の小学校に注目し、水害ワークショップを行い自助意識の醸成に努めた。</p> <p><b>【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数</b></p> <p>自治体、水防事務組合、テレビ局、地元ケーブルテレビ等へ光ファイバー等を接続し、河川情報や画像情報を提供した。</p> <p>情報提供している団体数の累計を以下に示す。</p> <div data-bbox="327 1070 786 1417" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>情報共有団体数(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備内容・情報共有団体数と重複掲載</p> <p>また、平常時から危機管理能力の向上を図るため、堤防の決壊を想定したシミュレーション訓練や総合防災演習、陸閘の操作訓練を自治体や水防団と連携して毎年定期的実施している。</p> <p>自治体や水防事務組合が組織する水防団とは、水防連絡会を毎年定期的開催し、沿川の危険箇所や災害時の連絡体制等について情報交換を行っている。</p>	年度	団体数(回)	～H17	23	H18	25	H19	29	H20	38	<p>万一の堤防決壊に備え、避難誘導と危機意識の醸成をすべく、水害に強い地域づくりのための啓発活動により地域で水害を伝えることの重要性について共有できた。また、水害ワークショップの受け皿として地域や学校の存在を確認できた。</p> <p>今後も継続して実施していくためには、表現ツール（誰でもわかりやすい物等）やそのノウハウを生かしさらに地域との連携を深める必要がある。</p> <p>関係機関へ光ファイバー等を接続することにより、河川情報や画像情報を確実に提供でき、情報提供した団体数も増加した。</p> <p>今後も関係自治体等と連携してさらに避難態勢の整備の支援や情報共有を促進し取り組んでいく。</p>
年度	団体数(回)										
～H17	23										
H18	25										
H19	29										
H20	38										

点 検 項 目	危機管理体制の構築										
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>										
<p><b>[指標]ハザードマップの作成内容・作成済み市町村数</b>  直轄管理区間に関連するハザードマップは 50 市町村中 40 市町村において、作成済み。平成 20 年度までに作成した市町村数の累計を下記に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="272 421 804 797"> <caption>ハザードマップ作成市町村(累計)</caption> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>作成市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H17</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>	期間	作成市町村数	~H17	18	H18	28	H19	35	H20	41	<p>ハザードマップ作成、まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績表示看板等の設置が進んでおり、ソフト対策が着実に実施されている。</p> <p>今後も関係自治体と連携してさらに設置数の増加に取り組むとともに、住民に対して、周知徹底し災害時の危険回避に備える。</p>
期間	作成市町村数										
~H17	18										
H18	28										
H19	35										
H20	41										
<p><b>[指標]まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置の内容・設置数</b></p> <p>浸水想定区域表示看板やまるごとまちごとハザードマップの設置箇所数を以下に示す。地元自治体と連携して啓発を続けた結果、宇治市内の一つの自治会では、57枚のまるごとまちごとハザードマップを自治会全域に設置することに協力していただくことができた。</p> <p>浸水想定区域表示看板(26 箇所)  (大阪市、京都市、草津市(試行)等)</p> <p>まるごとまちごとハザードマップ(91 箇所)  (八幡市(1)、宇治市(57)、尼崎市(10)、伊丹市(5)、池田市(4)、川西市(14))</p> <p>点検項目「危機管理体制」の[指標]まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定表示看板設置内容・設置数と重複掲載</p>											
<p><b>[指標]災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化及び周知体制整備の内容</b></p> <p>自治体が作成する避難勧告・指示の発令基準の等の整備を府県とも連携し支援を行った事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(水害)」(案)-直轄区間および兵庫県管理区間-作成にあたり支援(平成20年度 川西市)</li> <li>・「避難準備(要配慮者避難)情報、勧告又は指示の実施要領」等の策定を支援。(平成19年度 久御山町)</li> <li>・市町村が策定する災害時要援護者の避難支援プランの策定を支援(平成20年度~滋賀県湖南流域水害協議会)</li> </ul> <p>また、その他の市、町についても、水害に強い地域づくり協議会における検討テーマとして取り組んでいる。</p>	<p>自治体が行う、避難勧告等の発令基準や実施要領の作成の支援を川西市、久御山町、滋賀県湖南流域等で実施した。水害に強い地域づくり協議会等において自治体と緊密な連携を図ることにより、実施要領作成にあたってのきめ細かな対応ができた。</p> <p>今後も関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>										
<p><b>[指標]地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備内容</b></p> <p>地下空間利用者が避難・情報伝達体制の整備を行うにあたり、支援を実施した事例を以下に示す。</p>	<p>地下街については、自治体が地域防災計画等に施設と情報伝達経路を記載しているほか、管理者により避難確保</p>										

点 検 項 目	危機管理体制の構築								
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>								
<p>・京都では、平成 18 年度に地下街等の施設と情報伝達経路を地域防災計画に記載。また、施設管理者において、避難確保計画を作成済み。平成 19 年度には、地下空間にある民間等施設について、避難確保計画を作成する旨指導を実施した。</p> <p>・大阪地下街を管理する大阪地下街株式会社は、淀川堤防決壊による外水氾濫、集中豪雨による内水浸水に対して避難の確保をはじめ止水対策等に資するため、平成 18 年 12 月に梅田地下空間避難確保計画を策定した。</p> <p>また、水害に強い地域づくり協議会の中でも、「淀川洪水から人命を守る検討」の中で検討の一部として、地下施設などの被害状況の把握や情報伝達方法等について検討を始めた。</p>	<p>計画の策定が進められている。梅田地下街では梅田地下空間避難確保計画が策定されホームページで公開され利用者に周知されている。</p> <p>今後も関係自治体等と連携して、検討を進めていく。</p>								
<p><b>[指標]水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座実施回数</b></p> <p>水防活動に対する意識啓発を目的とした水防団活動や水防工法に関する講演や出前講座について、平成 18 年度から平成 20 年度の各年度の実施回数を以下に示す。</p> <div data-bbox="252 1012 790 1377" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>水防に関する講演・出前講座の実施回数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数(回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	実施回数(回)	H18	11	H19	15	H20	18	<p>水防に関しては、住民や水防関係者に水防活動への理解を深めていただくため、水防団活動や水防技術に関する講演や出前講座を年間 10 回～20 回程度実施している。</p> <p>水防団員の高齢化等への対策の観点からも、さらなる普及に努めていく。</p>
年度	実施回数(回)								
H18	11								
H19	15								
H20	18								
<p><b>[指標]水防上の拠点整備の内容・箇所数</b></p> <p>防災ステーション、水防拠点の整備箇所を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ステーション <ul style="list-style-type: none"> <li>完 成：名張川</li> <li>整備中：出在家（猪名川）、草津川</li> </ul> </li> <li>・水防拠点 <ul style="list-style-type: none"> <li>完成：点野（淀川）、北河原（木津川）</li> </ul> </li> </ul>	<p>水防上の拠点については、防災ステーション全 3 箇所のうち、完成が 1 箇所、整備中が 2 箇所、また、水防拠点全 19 箇所のうち、完成が 2 箇所となっている。</p> <p>今後もさらなる整備に向けて地元調整等を図る。</p>								
<p><b>[指標]公共施設の耐水化の内容</b></p> <p>建築物の耐水化に関する取り組み事例としては、平成 18 年度に草津市で施行された「建築物の浸水対策に関する条例」がある。</p>	<p>公共施設の耐水化については、地域としての取り組みが行われている、草津市の条例のような事例もある。</p> <p>今後はこのような事例を踏まえながら他の地域でも取り組みの支援を進める。</p>								

点 検 項 目	危機管理体制の構築
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>
<p><b>[指標]災害対応プログラムの作成内容</b>  水害に強い地域づくり協議会の活動を中心にして、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を検討している。これらに基づいて防災機関・企業・住民等が共通のシナリオの沿った具体的な行動計画を共有し、危機管理体制の構築、強化を図ることのできる災害対応プログラムを作成していくとしている。</p> <p><b>[指標]水害に強い地域づくり協議会実施内容・開催回数</b>  ・淀川河川事務所管内においては、全 26 市町が参画し、毎年延べ 10 回程度(平成 20 年度は延べ 11 回)協議会を開催。  ・琵琶湖河川事務所管内においては、滋賀県内湖南圏域、湖北圏域、東近江圏域の 3 ブロック全 26 市町のうち 18 市町で協議会を年に 1～2 回開催。  ・猪名川河川事務所管内においては、全 10 市町が参画し、毎年ワーキンググループ(年 1～3 回)、専門部会(年 1 回)を開催。  ・木津川上流河川事務所管内においては平成 18 年度に 2 度、準備会として実施し、正式協議会発足に向けて調整をおこなっていた。しかし、自治体には総合的な防災への対応が求められており、今後、早急に設立すべく準備中。</p> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川とのつながりの構築」の〔指標〕協議会等の設置状況と重複掲載</p>	<p>災害対応プログラムの作成は、水害に強い地域づくり協議会の検討テーマとして、今後とも関係自治体と検討を進める。</p> <p>水害に強い地域づくり協議会の設立は進んでおり、関係自治体と連携して着実に進めている。</p> <p>未設置の地域では、今後の設置に向けて準備を進めていく。</p>
	<p><b>破堤氾濫に備えての被害の軽減対策、避難体制の整備状況についてのまとめ</b>  水害に強い地域づくり協議会の活動等とおして自治体との連携を深めるとともに、情報伝達体制の基盤整備・防災ステーション等のハード整備やハザードマップ、まるごとまちごとハザードマップ等の危機管理体制の構築が進んでいる。</p>
<p><b>[観点]河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施状況</b>  淀川水系では猪名川において洪水エネルギーを河川及び流域で配分する総合治水対策を進めている。</p> <p><b>[指標]流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量</b>  大阪府(豊中市、池田市、箕面市)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町)等で構成される猪名川流域総合治水対策協議会において、公園・校庭・各戸等の貯留施設を整備している。流域の市街化は、昭和 55 年時点で 14.2%(小戸上流域)で、想定 25.0%に対して、平成 20 年時点で 17.1%となっている。猪名川流域総合治水対策として、流域分担の進捗は 59.4%まで達した。  猪名川流域総合治水対策における流域整備計画の進捗状況を以下に示す。</p>	<p>総合治水対策としては、猪名川流域で、流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により、流域における保水・貯留機能の確保や都市計画との調整を行い、市街化の進捗を上回る流域対策を実施している。</p> <p>今後も引き続き関係機関と調整を図り、進捗に努める</p>

<b>点 検 項 目</b>	<b>危機管理体制の構築</b>
----------------	------------------

<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>
----------------	----------------

H20.3末現在

市 町 名	合 計		
	流域整備計画 における 対策容量(m3)	実 施 状 況 S56.1~H20.3	
		対策容量	進捗率
池 田 市	15,000	27,650	184.3%
箕 面 市	264,000	0	0.0%
豊 能 町	64,100	39,158	61.1%
大阪府 計	343,100	66,808	19.5%
川 西 市	270,700	350,186	129.4%
猪名川町	415,300	177,370	42.7%
宝塚市		16,433	
兵庫県 計	686,000	543,989	79.3%
合 計	1,029,100	610,797	59.4%

**[指標]洪水氾濫時被害軽減のための土地利用規制・誘導施策の内容**

銀橋上流付近は、遊水地域として、自然遊水機能（10ha）を保持し、また、上流支川においても地形等により遊水機能のある区域（98ha）を確保・保持することとしている。具体的な対策を以下に示す。

①市街化調整区域の保持：遊水地域については、市街化調整区域を保持する。

②盛土の抑制：公共残土の処分については、遊水地域に処分しないものとし、公共事業の発注に際し、残土処分の条件を付けるものとする。

なお、民間残土等の処分についても許可行為を伴う工事については、許可申請時に指導を行う。

**[指標]河川整備計画と都市計画との調整の内容**

大阪府（豊中市、池田市、箕面市）、兵庫県（尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町）等で構成される猪名川流域総合治水対策協議会において、都市計画法による計画時の市街化調整区域を極力保持していくものとする。

なお、やむを得ず新たに市街化区域の線引きの計画変更を行う場合は、軽微な変更を除き、有効な保水機能保全対策の確保について、本協議会において調整を図ることとしている。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (2)堤防強化の実施
-----------------	--

点 検 項 目	堤防強化の実施
---------	---------

### 1. 施策の概要

堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。

このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。

また、あわせて対策効果等のモニタリングを実施する。

詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。

<各河川における堤防強化の進め方>

#### 堤防強化区間一覧

(単位:km)

区間概要	堤防強化の実施済区間	堤防強化を実施する区間	①優先整備区間	②人口稠密区間	③高水位継続区間	④その他の区間	それ以外の区間
			安全性が特に低くかつ被災履歴のある区間	背後地に人口資産が稠密に集積している区間	琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区間	①～③以外で、戦後最大洪水で破堤の可能性がある区間、現堤が高い区間・人家密集区間等(緊急区間)	
整備目標	実施済	概ね30年	2～3ヶ年 (平成21年度目途)	5ヶ年を目途	10ヶ年を目途	10ヶ年を目途	計画的に順次実施
淀川本川	14.8	17.0		17.0			
宇治川	1.1	3.5		0.6		2.9	
桂川	1.4	5.1					5.1
木津川下流	6.2	42.0		2.5			9.5
木津川上流	1.3	1.4					30.0
猪名川	8.9	0.3					1.4
瀬田川	1.6	0.0					0.3
野洲川	1.7	7.7					7.7
計	37.0	77.0		3.1	17.0	2.9	9.5

※H21.3時点

### <観点と指標>

「堤防強化の実施」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。

#### 【観点】堤防の強化対策の実施状況

[指標]HWL以下、浸透、浸食対策実施内容・延長

[指標]堤防天端以下、浸食対策実施内容・延長

[指標]堤防天端舗装実施内容・延長

[指標]側帯整備実施内容・延長

点 検 項 目 | 堤防強化の実施

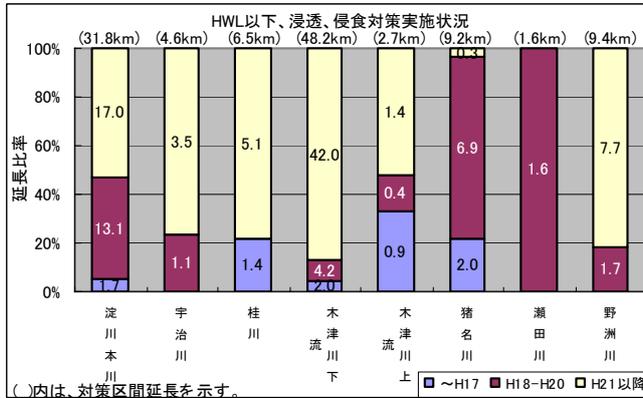
2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】堤防の強化対策の実施状況

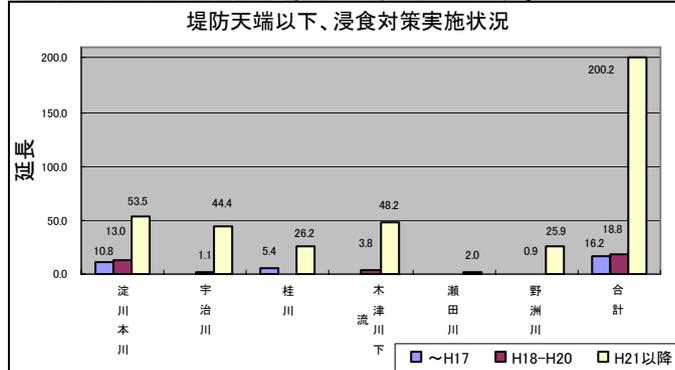
【指標】HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長

各河川における実施状況を以下に示す。



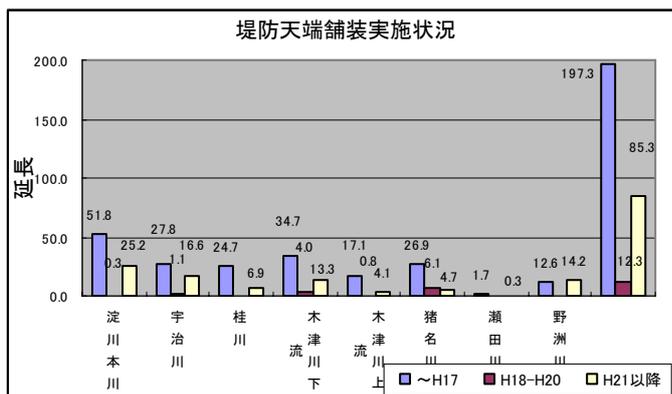
【指標】堤防天端以下、浸食対策実施内容・延長

各河川における実施状況を以下に示す。



【指標】堤防天端舗装実施内容・延長

各河川における実施状況を以下に示す。



【指標】側帯整備実施内容・延長

平成20年度までに各河川に整備された2種側帯の延長を以下に示す。

- 淀川：1.2km
- 宇治川：0.5km
- 桂川：1.9km
- 草津川：0.2km
- 木津川上流：1.4km
- 猪名川：0.7km

HWL以下の浸透、侵食対策としては詳細点検結果による必要箇所114kmの内37kmが対策済みである。この内平成18年以降には29kmの整備を実施した。

残る77kmのうち緊急区間については、今後10ヶ年を目処に完成できるように進捗を図る。

堤防天端以下の浸食対策としては、堤防の総延長235kmの内、平成20年度までに35kmについて実施している。この内平成18年以降には18.8kmの整備を実施した。

今後に残る堤防強化と併せて整備の促進に努める。

堤防天端舗装については、堤防の総延長295kmの内、平成20年度までに210kmについて実施している。この内平成18年以降には12.3kmの整備を実施した。

今後も引き続き、堤防強化の一貫として整備の促進に努める。

側帯については、堤防の安全性向上を図るとともに、非常用の土砂等を備蓄することを目的に、5.9kmの整備を実施した。

各区間毎の安全性や緊急性をふまえて着実に進捗している。

今後も、地元と調整を図りながら計画に沿った整備を進める。

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (3)川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>川の中で洪水を安全に流下させるための対策</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p><b>1)淀川本川</b> 戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水に対応する河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。 淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</p> <p><b>2)宇治川</b> 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m<sup>3</sup>/s の流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。 これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね 1/150 の洪水に対応できることとなる。 なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。</p> <p><b>3)桂川</b> 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急を実施する。 嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水への対応を目指した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。 亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。 保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p> <p><b>4)木津川</b> 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和 28 年台風 13 号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。 なお、上野遊水地については、関係自治体等と調整しながら管理方法を検討することとし、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、</p>	

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策
<b>1. 施策の概要</b>	
<p>利水の一部縮小・撤退、発電の撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして早期に実施することとする。</p>	
<p>また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤を実施し一連区間を完成させる。名張川において昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させるために引堤及び河道掘削を実施する。</p>	
<p>岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	
<b>5) 瀬田川</b>	
<p>瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において 1,500m<sup>3</sup>/s の流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。</p>	
<p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。</p>	
<b>6) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川</b>	
<p>琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治 29 年 9 月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p>	
<p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。</p>	
<p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p>	
<p>さらに、大津市の中心部を流下する 8 河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。</p>	
<b>7) 神崎川、猪名川</b>	
<p>猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m<sup>3</sup>/s の流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。</p>	
<p>銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、川西・池田地区の築堤・護岸及び河道掘削が完了次第、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施（実施時期、方法）について関係機関と調整する。</p>	
<p>なお、猪名川における戦後最大洪水に対応した治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。</p>	

<b>点 検 項 目</b>	<b>川の中で洪水を安全に流下させるための対策</b>
----------------	-----------------------------

**1. 施策の概要**

**<観点と指標>**

「川の中で洪水を安全に流下させるための対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。

**【観点】上下流バランスの状況**

[指標]実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容

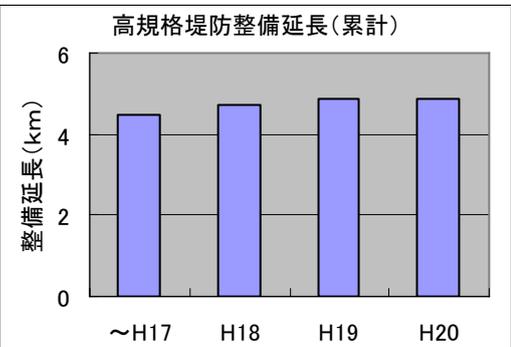
**【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施により、洪水位の低減状況**

[指標]実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長

[指標]新設ダムの効果内容・洪水位低下量

点 検 項 目	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	
2. 進捗状況	3. 点検結果	
<p><b>【観点】上下流バランスの状況</b>  <b>【指標】実績降雨、計画規模降雨における上下流水位の変化内容</b>            平成18年度以降に引堤に必要な用地買収（桂川大下津地区等）、及び樹木伐採等を実施している。また、上野遊水地については、4つの遊水地のうちの長田遊水地の排水樋門が完成した。            しかし、上下流の水位に顕著な変化をもたらす対策は完成していない。</p>	<p>河積拡大や洪水調節施設による洪水位の低下対策が完成していないことから、上下流の水位に顕著な水位変化は生じてない。</p>	
<p><b>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施により、洪水位の低減状況</b>  <b>【指標】実績降雨、計画規模降雨における越水及びHWL超過内容・超過延長</b>            平成18年度以降に事業引堤に必要な用地買収（桂川大下津地区等）、及び樹木伐採等は実施しているが、河積拡大による洪水位の低下対策は実施していない。            また、上野遊水地については、4つの遊水地のうちの長田遊水地の排水樋門が完成したが、4つの遊水地のいずれも洪水調節を開始できる段階まで整備が進んでいない。</p> <p><b>【指標】新設ダムの効果内容・洪水位低下量</b>            新規ダムについては、平成18年度から平成20年度の間も本体工事に着手せず、調査、検討を継続し、地元生活に必要な道路や防災上途中で止めることが不適當な工事のみ実施したことより、新規のダムは完成していない。</p>	<p>河積拡大による洪水位の低下対策が完成していないことから、計画高水位超過延長の減少はしていない。</p>	
	<p><b>まとめ</b>            川の中で洪水を安全に流下させるための対策の進捗状況に関わる指標については、地形や植生の変化を踏まえ、5年ごとに検討を行って進捗状況を評価する。</p>	



点 検 項 目	高規格堤防(スーパー堤防)の整備										
2. 進捗状況	3. 点検結果										
<p><b>【観点】ハードによる超過洪水対策の実施状況</b></p> <p><b>【指標】高規格堤防整備内容・延長</b></p> <p>市街地の開発と一体で整備することで水辺の良好な都市空間を形成できるスーパー堤防については、平成 20 年度までに 21 地区で整備した高規格堤防の整備延長の累計を以下に示す。</p>  <table border="1" data-bbox="279 470 790 817"> <caption>高規格堤防整備延長(累計)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>整備延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~H17</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>5.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在整備中の高見、海老江、大庭の 3 地区において、早期の完成を目指して実施中。</p> <p>点検項目「洪水・災害時の人と川のつながりの構築」の〔指標〕高規格堤防整備内容・延長と重複掲載</p>	年度	整備延長 (km)	~H17	4.6	H18	4.8	H19	5.0	H20	5.1	<p>平成 20 年度まで整備済み延長は 4.9 k m となっており、全体の整備率は 5.4% である。なお、重点区間内における整備率は 9.0% である。</p> <p>高規格堤防は、これまでの堤防に比べて傾斜がゆるやかで、川への行き来が容易になるとともに、家屋からの眺望もひらけ、水と緑のうるおいのある景観を確保することができ、水辺に良好な都市空間を形成できる。</p> <p>まちづくりと一体となって、進める必要があり、今後事業中の箇所について引き続き関係者と調整を進める。</p>
年度	整備延長 (km)										
~H17	4.6										
H18	4.8										
H19	5.0										
H20	5.1										

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (5)土砂対策
点 検 項 目	土砂対策
1. 施策の概要	
<p>洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土石流等の直接的な土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤および山腹工の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果をふまえた対策を行う。</p> <p>1) 瀬田川 砂防堰堤および山腹工の整備 2) 木津川 砂防堰堤および山腹工の整備</p> <p><b>&lt;観点と指標&gt;</b></p> <p>「土砂対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げて【指標】を設定し、実施した。</p> <p><b>【観点】土砂移動の制御の実施状況</b>  [指標]土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施数内容・箇所数  [指標]土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)</p> <p><b>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</b>  [指標]河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</p>	

点 検 項 目	土砂対策
<p style="text-align: center;"><b>2. 進捗状況</b></p> <p><b>【観点】土砂移動の制御の実施状況</b>  <b>【指標】土砂移動抑制策(砂防堰堤, 山腹工)の実施内容・箇所数</b></p> <p>・<b>水系的指標: 下流及びダムへの堆砂抑制</b>  瀬田川: 土砂整備率 22.0%  木津川: 土砂整備率 21.3%  ※山腹工の評価については、現時点では不明確な部分があり、整備率としてカウントしていません。</p> <p>・<b>土石流への対応指標: 土石流危険渓流への着手率</b>  瀬田川: 着手率 11.6% (土石流危険渓流 I)  木津川: 着手率 11.9% (土石流危険渓流 I)</p> <p>・<b>小規模禿しゃ地対策: 瀬田川における山腹工の実施</b>  対象面積: 禿しゃ地 13.3ha、荒廃移行地 86.3ha 全体 99.6ha  H20 年度まで: 山腹工 0.0456ha (7箇所)</p> <p><b>【指標】土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置内容・設置数(砂防施設)</b>  瀬田川: 0箇所  木津川: 1箇所</p> <p>・<b>モニタリング箇所数</b>  瀬田川: 2箇所  木津川: 1箇所</p> <p>排砂対策については、天ヶ瀬ダムにおいて、排砂技術の検討のために貯水池内のボーリング調査を平成 19 年度に実施し、現在検討中。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標] 土砂を下流へ流すことができる砂防堰堤の設置数(砂防施設)と重複掲載</p>	<p style="text-align: center;"><b>3. 点検結果</b></p> <p>下流及びダムへの堆砂抑制、土石流危険渓流への着手が着実に実施されている。</p> <p>瀬田川流域については山腹工を大規模に展開してきており、約 1,694ha の裸地が緑に蘇っている。再荒廃を防止するための禿しゃ地対策を進めている。</p> <p>今後も引き続き、砂防堰堤・山腹工の整備に取り組む。</p> <p>排砂及び砂防堰堤のスリット化については流域全体の土砂移動の連続性を考慮し、実施について検討していく。</p>
<p><b>【観点】流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握状況</b>  <b>【指標】河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)</b></p> <p>流域の土砂生産・移動・堆積の実態  淀川水系全体の総合土砂管理方策について淀川水系全体の土砂収支を把握するための長期シミュレーション、土砂動態マップの検討を淀川水系総合土砂管理検討委員会の指導・助言を得ながら、すすめている。</p> <p>点検項目「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の[指標] 河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既設ダム)と重複掲載</p>	<p>淀川水系総合土砂管理検討委員会において淀川水系全体の総合土砂管理方策の検討を実施している。</p> <p>引き続き検討を進める。</p>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.2.淀川水系における治水・防災対策 (6)既設ダム等の運用検討
点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討
1. 施策の概要	
<p>既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。 瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>&lt;観点と点検&gt;</p> <p>「既設ダム等の運用の検討」に関する進捗状況の点検については、以下に示す、【観点】を取り上げ、 [指標]を設定し実施した。</p> <p>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況 [指標]既設ダムの効果内容・洪水位低下量</p>	

点 検 項 目	既設ダム等の運用の検討	
2. 進捗状況	3. 点検結果	
<p><b>【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水水位の低減状況</b></p> <p><b>【指標】既設ダムの効果内容・洪水水位低下量</b></p> <p>既設ダムについては、洪水時に洪水調節を行うことにより、水位を低減する効果を発揮している。 平成 18 年度～平成 19 年度においては、室生ダム・布目ダム・一庫ダム・日吉ダムの 4 ダムで計 8 回洪水調節を行った。</p> <p>特に、効果の大きかった平成 19 年の日吉ダムの事例では平成 19 年 7 月 12 日から 13 日にかけて日吉ダム上流域で梅雨前線の活発化により、総雨量 106mm（流域平均）を観測した。</p> <p>その際、日吉ダム下流の亀岡地点における洪水調節による水位低減効果は、約 1 m と推定される。</p>	<p>平成 20 年度は、大きな洪水がなかったものの、平成 18 年、19 年は洪水調整により、下流河川の水位低減に大きく寄与した。</p> <p>今後、引き続き既設ダムの容量を最大限に活用するため、弾力的な運用などの手法やダム再編、運用の変更について検討する。</p>	

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.3.高潮対策
点 検 項 目	高潮対策
<b>1. 施策の概要</b>	
<p>①橋梁対策 事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。引き続き、高潮対策のため陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p> <p>②陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄西大阪線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。 イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p> <p>③ソフト対策 大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p> <p><b>&lt;観点と指標&gt;</b></p> <p>「高潮対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p>・ ・ ・ <b>【観点】高潮被害軽減の実施状況</b> ・ [指標]橋梁の嵩上げ内容・箇所数 ・ [指標]陸閘操作の改善内容・箇所数 ・</p>	

施 策 名	高潮対策	
	2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】高潮被害軽減の実施状況</b></p> <p><b>【指標】橋梁の嵩上げ内容・箇所数</b>  高潮被害軽減策としては、阪神西大阪線、伝法大橋、新伝法大橋、淀川大橋、阪急神戸線、阪急宝塚線、阪急京都線の架替が対象となり、引き続き関係機関と実施に向け調整していく。</p> <p><b>【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数</b>  淀川陸閘の機械設備の改造（油圧ポンプ能力を向上）により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。（平成16年度）</p> <p>点検項目「津波・地震対策」の【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>	<p>平成18年度以降では、高潮対策の堤防が未施工であった西島地区の築堤0.3kmを平成19年度に実施し、全川において高潮堤防の設置が完了した。</p> <p>高潮に対して流水の阻害となる橋梁については、架け替えに向けて引き続き調整を図っていく。</p> <p>また、堤防高は確保されたものの一部の橋梁部で陸閘となっており、引き続き適切な管理に努めていく。</p> <p>さらに、計画規模を越える高潮に対しても被害を最小に押さえるため、大阪湾高潮対策協議会（平成19年度設立）において関係府県と共同して危機管理行動計画を検討していく。</p>	

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3.治水・防災 4.3.4.地震・津波対策</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>地震・津波対策</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p>(1) 地震対策</p> <p>①河川管理施設の耐震対策 淀川大堰は、レベル1地震動（供用期間中に1～2度発生する地震動）及びレベル2地震動（現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動）に対する耐震対策を継続して実施する。上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討して実施する。 また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p> <p>②地震等総合的防災対策 ア) 緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋（国道2号）から木津川大橋（国道1号）までの区間、右岸は淀川大橋（国道2号）から大山崎（国道171号）までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時においては歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。 イ) 船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、枚方及び大塚船着場から上流については、航路確保等の必要な整備の進捗状況を見つつ、新たな船着場の設置について検討する。 ウ) 地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けられるよう各機関と調整する。</p> <p>③淀川大堰開門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に開門を設置する。設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について環境影響への調査検討を実施する。</p> <p>④防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションの整備促進を図る。</p> <p>(2) 津波対策</p> <p>①ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また、津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけのための施設整備を完成させる。</p> <p>②淀川大堰の津波対応 予備ゲートの転倒防止対策を実施する。</p> <p>③陸閘・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄西大阪線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。 イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>	

1. 施策の概要

<観点と指標>

「地震・津波対策」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。

【観点】地震対策事業の実施状況

[指標] 河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数

[指標] 緊急河川敷道路の整備内容・延長

【観点】津波対策事業の実施状況

[指標] 津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数

[指標] 津波情報提供設備の設置内容・設置数

[指標] 陸閘操作の改善内容・箇所数

点 検 項 目	地震・津波対策																			
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>																			
<p><b>【観点】地震対策事業の実施状況</b></p> <p><b>【指標】河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数</b>  各河川についての河川管理施設の耐震対策の実施状況を以下に示す。  レベル1対応については実施済み  レベル2対応の点検マニュアルが平成19年に策定されたことを受け、順次点検を実施中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堰：耐震点検2箇所  (対策必要箇所2箇所の内1箇所で対策実施中)</li> <li>・水門・樋門：耐震点検5箇所（2箇所で対策の必要有り）</li> <li>・堤防：点検1.0km</li> </ul> <p><b>【指標】緊急河川敷道路の整備内容・延長</b>  緊急河川敷道路については、災害時に公共交通機関の代替えとして人・物の輸送を緊急的に行うことを目的として整備を進めている。  平成19年度までに整備した緊急河川敷道路の整備延長の累計を下記に示す。</p> <div data-bbox="231 884 821 1232" style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>緊急河川敷道路の整備率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延長 (k)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～H17</td> <td>57.3k</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>3.0k</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>0.7k</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>12.1k</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>H21以降</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	延長 (k)	割合 (%)	～H17	57.3k	78%	H18	3.0k	4%	H19	0.7k	1%	H20	12.1k	17%	H21以降	-	-	<p>レベル2の耐震点検が完了した淀川大堰では対策を実施中。  瀬田川洗堰でも点検の結果、対策が必要となっている。その他、水門・樋門でも耐震点検結果2箇所で対策が必要となっており対策実施に向け進捗が図られている。堤防についても順次点検を実施中。</p> <p>緊急河川敷道路を淀川において、全体計画73.1kmのうち、平成19年度までで61.0kmを整備済み。  今後、残る区間の整備に向けて調整を進める。</p>	
年度	延長 (k)	割合 (%)																		
～H17	57.3k	78%																		
H18	3.0k	4%																		
H19	0.7k	1%																		
H20	12.1k	17%																		
H21以降	-	-																		
<p><b>【観点】津波対策事業の実施状況</b></p> <p><b>【指標】津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数</b>  現時点での作成市町村なし</p> <p><b>【指標】津波情報提供設備の設置内容・設置数</b>  平成16年度～平成19年度の各年度に淀川において整備したスピーカー、情報表示板等の津波情報提供設備の設置数を下記に示す。</p> <div data-bbox="287 1556 798 1836" style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>津波情報提供設備設置数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H21以降</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p><b>【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数</b>  淀川陸閘の機械設備の改造（油圧ポンプ能力を向上）により操作時間を従来の30分から約20分に短縮した。（平成16年度）  点検項目「高潮対策」の【指標】陸閘操作の改善内容・箇所数と重複掲載</p>	年度	設置数 (箇所)	H16	4	H17	4	H19	10	H21以降	10	<p>津波発生時における、河川利用者への避難誘導、情報提供を目的としたスピーカー、情報掲示板等の設置については、残る10基についても順次整備を進め、情報提供手法の拡充を図る。</p> <p>堤防高は確保されたものの一部の橋梁部で陸閘となっており、引き続き適切な管理に努めていく。</p>									
年度	設置数 (箇所)																			
H16	4																			
H17	4																			
H19	10																			
H21以降	10																			

河川整備計画での  
記載箇所

#### 4.河川整備の方針と具体的な整備内容

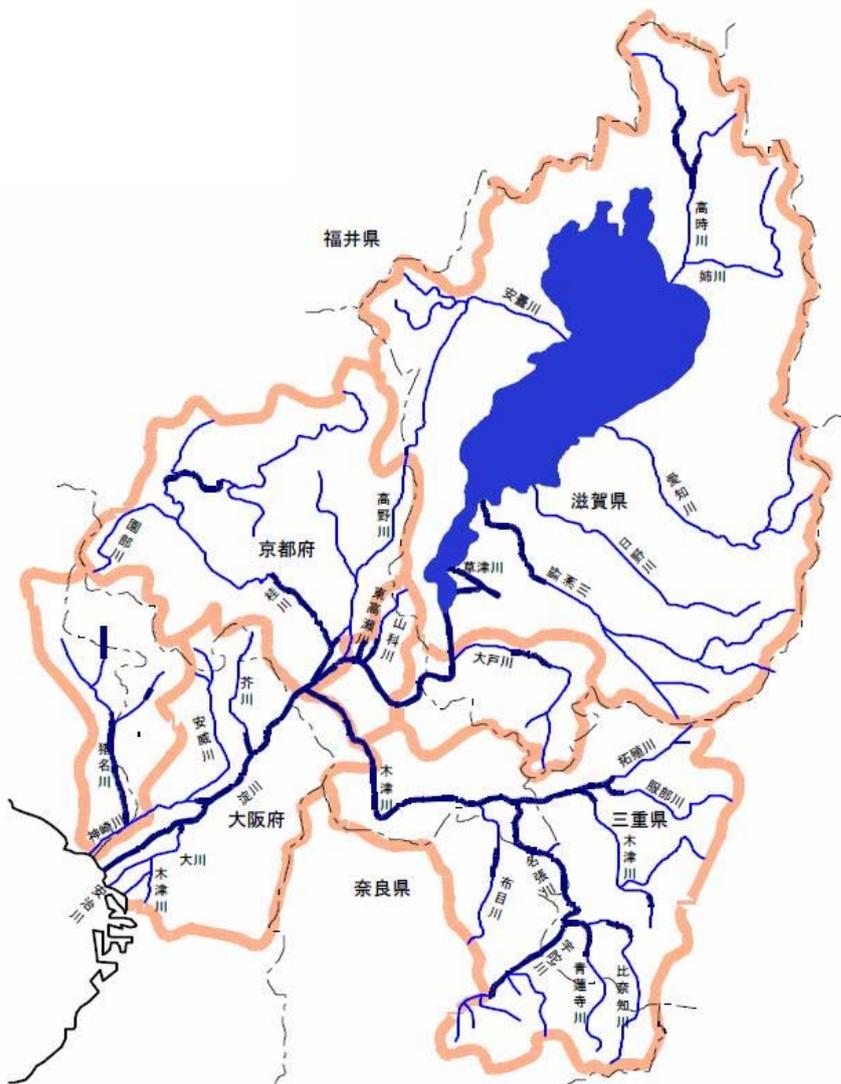
##### 4.3.治水・防災

#### 治水・防災の要点

作成中

(堤防強化や川の中で洪水を安全に流下させるための対策を一体的に  
わかりやすくまとめる)

淀川水系流域図



河川整備計画の該当箇所	<b>4.河川整備の方針と具体的な整備内容</b> <b>4.4.利水</b> <b>4.4.2.環境に配慮した効率的な水利用の促進</b>
点検項目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
1. 施策の概要	
<p><b>環境に配慮した効率的な水利用の促進</b></p> <p><b>(1) 水需要の精査と水利権の見直し</b></p> <p>現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。</p> <p>農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す。</p> <p><b>(2) 水需要の抑制</b></p> <p>長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。</p> <p>なお、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p> <p><b>(3) 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用</b></p> <p>1) 施設の運用</p> <p>取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設ダム群等のより効果的な用水補給を図るため、統合操作・運用の見直しを検討して実施する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム</li> <li>・ 既設ダム等の再編、ダム間の連携による、より効率的な用水補給について検討する。 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</li> <li>・ 渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態に応じた効率的な渇水対策を検討するとともに、日吉ダムにおいては試行を継続して実施する。 室生ダム、日吉ダム、一庫ダム</li> </ul> <p>2) 川のダイナミズムの再生</p> <p>河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、ダム、堰の管理については、利水の効率性だけを求めるのではなく、自然流況を意識した運用に努めるものとし、治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等について検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰を適正に運用する。</p> <p>3) 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討</p> <p>洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作</li> <li>②関係者と連携した水需要の抑制</li> <li>③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保</li> </ol>	

<b>点 検 項 目</b>	<b>環境に配慮した効率的な水利用の促進</b>
----------------	--------------------------

**1. 施策の概要**

**(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用**

水利権が見直された場合の既存水資源開発施設等の水源については、水源を保有する利水者における将来の需要量や利水安全度を考慮した判断をふまえた上で、少雨化傾向を考慮した水系全体の利水安全度の確保、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、利水者間の転用など、将来の水系を見据えた水利用への活用に努める。

**(5) 安定した水利用ができていない地域の対策**

水需給が逼迫するなど安定した水利用ができていない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。

伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。

京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。

**<観点と指標>**

「環境に配慮した効率的な水利用の促進」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。

**【観点】水利権の見直し、転用の実施状況**

【指標】見直しと転用のためのルール作りの内容・件数

**【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施状況**

【指標】慣行水利権の許可水利権化の内容・件数

**【観点】水需要抑制の実施状況**

【指標】渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数

【指標】住民・事業所等に対する啓発の内容・回数

**【観点】既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況**

【指標】見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容

**【観点】安定した水利用ができていない地域の対策状況**

【指標】新規水源の確保内容

点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進																												
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>																												
<p><b>【観点】水利権の見直し、転用の実施状況</b>  <b>【指標】見直しと転用のためのルール作りの内容・件数</b>  淀川水系における水資源開発基本計画の改定等、各利水者の需要が未確定であったことから、平成18年度から20年度迄の水利権の見直し、転用は無かった。</p>	<p>今後、水利権の見直し、転用の要請等の機会を通じて、水需要の精査確認、関係機関調整を行い、水利用の合理化に努める。</p>																												
<p><b>【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施状況</b>  <b>【指標】慣行水利権の許可水利権化の内容・件数</b>  平成18年度から20年度迄の慣行水利権の更新件数は、平成18年度10件、平成19年度2件、平成20年度6件あったが、許可水利権化は無かった。過去10年間では許可水利権化の件数は、7件となっている。  また、平成20年3月現在の水利権許可の件数は、農業用水 116件（内、慣行46件）、水道用水50件、工業用水27件、発電用水35件、その他用水15件である。</p> <table border="1" data-bbox="236 875 842 1182"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>取水件数</th> <th>最大取水量(m<sup>3</sup>/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業用水</td> <td>許可</td> <td>70</td> <td>167.198</td> </tr> <tr> <td>慣行</td> <td>46</td> <td>36.475</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>116</td> <td>203.673</td> </tr> <tr> <td>水道用水</td> <td>50</td> <td>118.378</td> </tr> <tr> <td>工業用水</td> <td>27</td> <td>30.193</td> </tr> <tr> <td>その他用水</td> <td>15</td> <td>0.564</td> </tr> <tr> <td>発電用水</td> <td>35</td> <td>687.215</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>243</td> <td>1040.023</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>【水利権許可件数（平成20年3月現在）】</b></p>	目的	取水件数	最大取水量(m <sup>3</sup> /s)	農業用水	許可	70	167.198	慣行	46	36.475	小計	116	203.673	水道用水	50	118.378	工業用水	27	30.193	その他用水	15	0.564	発電用水	35	687.215	計	243	1040.023	<p>水利権更新時の協議を通じて引き続き許可水利権化の働きかけを行っている。</p>
目的	取水件数	最大取水量(m <sup>3</sup> /s)																											
農業用水	許可	70	167.198																										
	慣行	46	36.475																										
	小計	116	203.673																										
水道用水	50	118.378																											
工業用水	27	30.193																											
その他用水	15	0.564																											
発電用水	35	687.215																											
計	243	1040.023																											
<p><b>【観点】水需要抑制の実施状況</b>  <b>【指標】渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容・ヒアリング回数</b>  利水者会議の常設化に向け、会議設立について関係省庁、関係自治体、主な利水者に対するヒアリングを平成20年に実施した。  主な意見は以下のとおりである。  ・総論は賛成であるが、渇水時の調整は従来の渇水対策会議で可能、流域全体ですべきでない。  ・決定機関とするには多くのメンバーとする必要があるが、運営上の問題もある。  ・議論する内容については、渇水ルールの見直し、水源転用など議論すべきではない。  ・河川管理者は、利害調整ルールについて進めて行く権限を有していない。</p>	<p>会議内容や運営方法等に対する利水者それぞれの立場及び意見の相違もあり、現状では利水者会議の設立は難航している。   当面は、従来の渇水対策会議の中で議論を深めつつ、共通認識が得られるよう引き続き、調整を続けていく。</p>																												

**点 検 項 目** 環境に配慮した効率的な水利用の促進

**2. 進捗状況** **3. 点検結果**

**【指標】住民・事業所等に対する啓発の内容・回数**

- ・平成18年度は、啓発ポスター、チラシ、パンフレットの関係機関への配布やテレビ、ラジオでの節水CM、キャンペーン、その他イベント等17件の啓発活動を実施
- ・平成19年度は、啓発ポスター、チラシ、パンフレットの関係機関への配布やテレビ、ラジオでの節水CM、キャンペーン、その他イベント等8件の啓発活動を実施
- ・平成20年度は、断水生活体験（社会実験）や水環境情報システムの本格運用、節水キャンペーンのレビュー調査・アンケート調査等を実施。

これまでに実施してきた節水キャンペーンのアンケート結果の分析によると、テレビ・ラジオ・インターネットのメディアを使った手法は、イベント（湖上学習会・節水キャラバン）やチラシに比べて、評価が低かった。また、マスメディアを利用する手法は、大勢の人々に語りかけることができる反面、十分な理解を得ることが難しいと言える。

今後は、これらの分析結果を基に、より効率的な節水キャンペーンの手法について検討を行うとともに、啓発活動を継続していく。

**【観点】既存水資源開発施設の再編と運用の見直し実施状況**

**【指標】見直しによって効果をあげうる事案の調査検討内容**

桂川における平成20年渇水時の日吉ダム運用の見直し事例を以下に示す。

- ・平成20年7月から9月中旬の少雨により、桂川の河川流量が減少。
- ・貯水位の低下に伴い、渇水調整会議の場において利水者間でダム放流量の削減や取水制限等の合意を得、ダムの水を温存する運用を実施。

渇水調整会議の場において桂川の今後の必要水量等の調整を行い日吉ダムの放流量の削減や取水制限等の合意を得ることにより、水を温存する運用を実施できた

今後も、利水者等の協力を得ながら、状況に応じ適切な既存水資源開発施設の運用に努める。

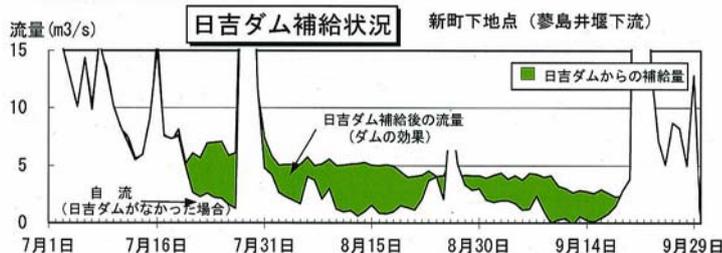
**渇水対策の経過**

	放流制限		取水制限		貯水率
	新町下確保量※1	上水道	かんがい	9時時点	
8月18日	4.0m <sup>3</sup> /s	自主節水		51.5%	
9月10日	3.0m <sup>3</sup> /s	20%	20%	30.5%	
9月17日	2.0m <sup>3</sup> /s※2	30%	30%	20.9%	
9月29日	2.0m <sup>3</sup> /s※2	20%	30%	51.6%	

※1 新町下地点確保量 5.0m<sup>3</sup>/s(通年)

※2 ただし、前日のダム平均流入量+1.0m<sup>3</sup>/sを上限

- ・その結果、日吉ダムは1,370万m<sup>3</sup>（大阪ドーム11杯分）の水を補給。



点 検 項 目	環境に配慮した効率的な水利用の促進
2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】安定した水利用ができていない地域の対策状況</b></p> <p><b>【指標】新規水源の確保内容</b></p> <p>安定した水利用が確保できていない伊賀地域では川上ダムにより、京都府南部地域では、天ヶ瀬ダム再開発により新規水源を確保するよう水資源開発計画変更位置付けられたが、20年度末時点で川上ダム及び天ヶ瀬ダム再開発は事業継続中である。</p>	<p>新規水源の確保は出来ていない。</p> <p>今後、早急に確保するよう川上ダム及び天ヶ瀬ダム再開発事業を進める</p>
	<p><b>環境に配慮した効率的な水利用の促進</b></p> <p><b>まとめ</b></p> <p>水需要の精査確認、関係機関調整を行い、水利用の合理化に努めるとともに、水利権更新時の協議を通じて引き続き許可水利権化の働きかけを行っていく。</p> <p>水需要の抑制に向けた節水キャンペーン等のソフト対策については、今後もより効率的な手法等について検討し継続していくとともに、利水者会議の設立の実現に向け、既存の渇水調整会議の中で引き続き議論していく。</p> <p>今後も、利水者等の協力を得ながら、状況に応じ適切な既存水資源開発施設の運用の見直しに努める。</p>

河川整備計画の該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.4.利水 4.4.3.渇水への備えの強化
点検項目	渇水への備えの強化
1. 施策の概要	
<p>(1) 渇水調整の円滑化</p> <p>近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。</p> <p>また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p> <p>(2) 渇水対策容量の確保</p> <p>計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。</p> <p>丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。</p> <p><b>&lt;観点と指標&gt;</b></p> <p>「渇水への備えの強化」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、[指標]を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】渇水対策容量の必要性和確保手法の検討状況</b>  <b>[指標] 渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容</b></p>	

点 検 項 目

渇水への備えの強化

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】渇水対策容量の必要性と確保手法の検討状況

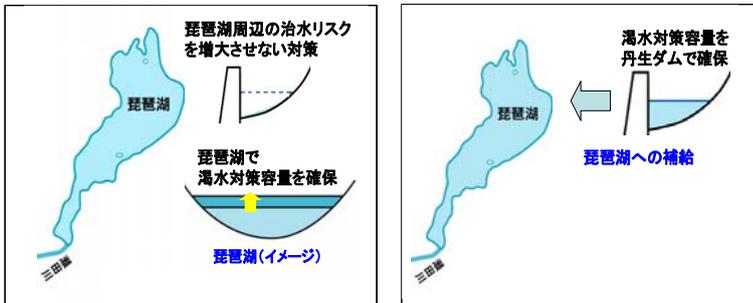
【指標】渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容

計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要であることから、取水制限の緩和や琵琶湖湖岸周辺の生態環境悪化の抑制等、必要性の検証のための想定被害減少効果について検討を実施している。

渇水対策容量については、丹生ダムで確保する方法と、琵琶湖で確保する方法があることから、この両案を総合的に評価して確定するため、融雪出水貯留による琵琶湖への影響やダム貯水池等の水質への影響等の調査・検討を実施している。

想定被害減少等の効果や渇水対策容量の確保方法について、引き続き調査・検討を行う。

また、自然環境に関する調査・検討を的確に実施するため、専門家の指導・助言を得ることとしている。



琵琶湖に確保する方法と丹生ダムに確保する方法

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.2.川らしい利用の促進
点 検 項 目	川らしい利用の促進
1. 施策の概要	
<p>(1) 舟運 淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>(2) 水面利用の促進 水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。</p> <p>(3) 水面利用の適正化 水上バイクやプレジャーボート等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。</p> <p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体（NPO等）の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会（仮称）」を設置し、河川利用者の代表者とともに、対策方法について検討する。</p> <p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体（NPO等）と連携した環境学習を推進する。</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。</p> <p>(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2 河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。</p>	

点 検 項 目	川らしい利用の促進
---------	-----------

1. 施策の概要

< 観点と指標 >

「川らしい利用の促進」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。

**【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)**

[指標] 舟運の取り組み内容・水制工整備数

[指標] 秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数

**【観点】川の安全利用施策の実施状況**

[指標] 水難事故防止に向けた内容・実施数

**【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)**

[指標] 河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

[指標] 違法行為の是正内容・不法耕作面積

**【観点】「川に活かされた利用」の実施状況**

[指標] 環境学習などの実施内容・回数

点 検 項 目	川らしい利用の促進								
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>								
<p><b>【観点】水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(水面利用)</b></p> <p><b>【指標】舟運の取り組み内容・水制工整備数</b></p> <p>沿川自治体とも協働しながらイベントを通じた社会実験等の取り組みを行っており、アンケート調査を実施しながら、舟運に対する需要の把握を行っている。</p> <p>琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会においては、平成20年度に舟運を活用した社会実験「蘇れ！！淀川の舟運」の内容や効果・課題等を取りまとめ公表した。</p> <p>また「淀川舟運整備推進協議会」において、毎年沿川自治体の首長と舟運復活に向けた意見交換を実施している。</p> <p>枚方地点上流の航路確保については、河川環境の保全に資するよう水制工の整備を試験的に実施している。</p> <p>平成18年度から平成20年度にかけて計7基の水制工が整備された。</p> <p><b>【指標】秩序ある河川利用に向けての取り組み内容・誘導、規制数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水上バイクの利用は、全川的に迷惑行為として禁止している。なお、摂津市一津屋地先で自主ルールに基づく適正な利用を暫定的に実施している。</li> <li>不法係留船及び投棄船の現地調査結果を関係機関へ情報提供し連携した是正を実施している。</li> </ul> <p>不法係留船数の推移を以下に示す。</p> <div data-bbox="177 1205 895 1570" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>不法係留船 船数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>船数 (隻)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の</p> <p><b>【指標】河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載</b></p>	年度	船数 (隻)	H18	75	H19	70	H20	65	<p>舟運を活用した地域の活性化に向け、イベントを通じた社会実験等の取り組みを引き続き進めていく。</p> <p>水制工については、今後航路確保の効果や環境への影響を把握するためのモニタリングを実施しながら、水面の利用として好ましい舟運について引き続き検討していく。</p> <p>不法係留船及び投棄船の解消に向けた取り組みが実施されている。不法係留船については減少傾向にある。</p> <p>今後、良好な河川利用の観点から適正な使用に向けて取り組み等を進めていく。</p>
年度	船数 (隻)								
H18	75								
H19	70								
H20	65								

点検項目

川らしい利用の促進

2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】川の安全利用施策の実施状況

【指標】水難事故防止に向けた内容・実施数

①安全利用のための対策として実施した主な事例を以下に示す。平成18年～20年の実施数は28件である。

- ・河川レンジャーと連携し、中学生を対象に体験学習・応急手当に関する知識・技術習得のため普通救命講習会を実施した。(平成20年度参加者20名)
- ・河川レンジャーと連携し、一般を対象に河川で活動される指導者への救急講習会を実施した。(平成20年度参加者20名)

②河川利用者に対する情報提供としては、笠置キャンプ場(京都府笠置町)や岩倉峡公園キャンプ場(三重県伊賀市)など合計5箇所で、携帯電話のバーコード機能を利用した防災情報の提供を試行的に行っている。

実技講習等を通じて、水難事故防止のための活動が着実に進められている。また、川の利用者への危険箇所の情報提供や安全な利用への啓発も進められている。

引き続きそれらの取り組みに取り組んでいく必要がある。

【観点】陸域・水域移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取り組み状況(川らしい河川敷利用)

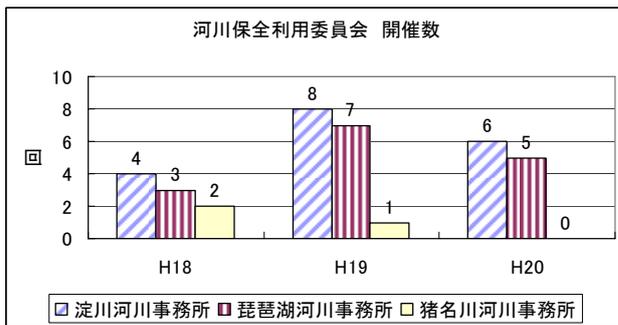
【指標】河川保全利用委員会の取り組み内容・回数

①河川保全利用委員会の審議事項の事例を以下に記載する。

- ・新規のグライダー操縦訓練場の設置を認めず。
- ・更新5施設(公園)に対して施設の縮小・廃止及び改善についての検討を行うよう意見が出されている。
- ・人工的な公園については、一部で自然緑地化への転換が進められている。また新規の公園申請にあたって、地域の方々が川の自然に親しみを目的とする方向が指導された。

川らしい河川敷利用に向け、河川保全利用委員会の意見を踏まえた取り組みが進んでいる。

今後も周辺環境・地域特性を考慮しつつ、川らしい河川敷利用に向けて取り組んでいくものとする。

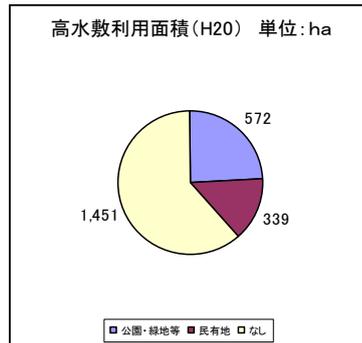
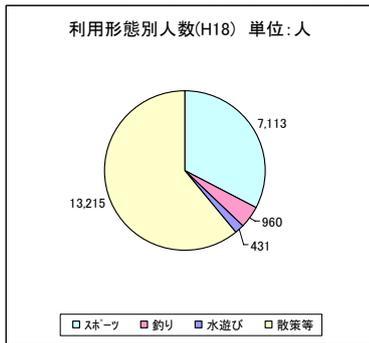


点検項目「流域管理に向けた継続的な施策展開」の[指標]河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容・河川保全利用委員会開催数と重複掲載

2. 進捗状況

3. 点検結果

- ②その他河川利用の実態を参考までに以下に示す。
- ・国営公園の整備は平成18年-平成20年では進捗しておらず、平成20年時点の整備率は18.6%である。
  - ・淀川は大都市圏を貫流する河川であり、広い高水敷にはスポーツ施設、広場等が整備され年間を通じて21,719千人(平成18年度)の利用者があり、利用形態では散策等が最も多く続いてスポーツ、釣りとなっている。
  - ・高水敷の形態は平成18年-平成20年では大きく変化していない。平成20年時点の利用状況を以下に示す。



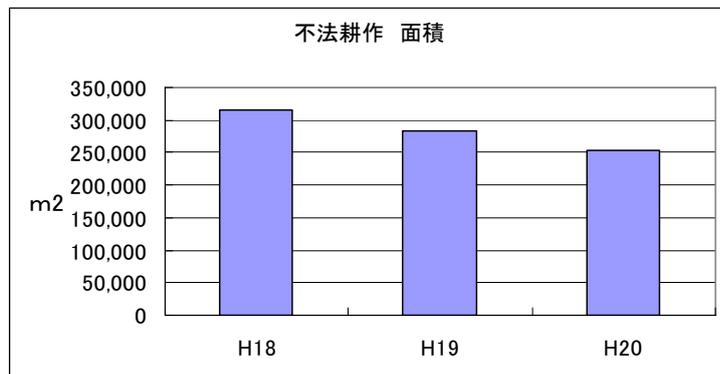
出典: 河川環境データベース

**[指標]違法行為の是正内容・不法耕作面積**

・不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。以下に不法耕作面積を示す。

不法耕作に対する現地指導等により、不法耕作面積は着実に減少している。

今後、不法耕作、及び工作物に対し継続した是正の取り組みを行っていく。



点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の [指標]河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載

点 検 項 目	川らしい利用の促進	
	2. 進捗状況	3. 点検結果
<p><b>【観点】「川に活かされた利用」の実施状況</b>  <b>【指標】環境学習などの実施内容・回数</b></p> <p>①住民・住民団体（NPO 等）と連携した環境学習を行った事例の一部を以下に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川レンジャーやNPOと連携した芥川・淀川における生物学習会</li> <li>・河川レンジャーや伊丹市昆虫館講師等を交えた猪名川野草教室</li> </ul> <p>②水辺の川らしい利用の啓発に関する主な事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桂川クリーン大作戦（平成 19 年度参加者 460 名、平成 20 年度参加者 1500 名）</li> <li>・瀬田川クリーン作戦（平成 19 年度参加者 252 名、平成 20 年度参加者 368 名）</li> </ul>		<p>河川レンジャー等と連携した環境学習やクリーン作戦が活発に行われている。</p> <p>今後も河川に係わる人材育成の支援や、NPO 等と連携した環境学習の場を推進していく。</p>
		<p><b>まとめ</b></p> <p>陸域・水域・水陸移行帯における川らしい利用の促進に向け、河川利用の誘導や違法行為の是正、環境学習の推進などの取り組みが進められており、今後も関係者が連携してそれらの取り組みを継続していく。</p>

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.3.憩い、安らげる河川の整備</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>憩い、安らげる河川の整備</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p><b>(1) 憩い、安らげる河川の整備</b>  憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人々が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、地元自治体と連携して、最低限必要な施設の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。  河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。</p> <p><b>(2) 水辺の整備</b>  淀川、木津川、桂川、猪名川において、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。</p> <p><b>(3) 河口域における憩い空間の形成(干潟公園等)</b>  汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティの拠点とする。</p> <p><b>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備</b>  歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。  また、変化する水辺の風景を楽しむことや、川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p> <p><b>(5) 迷惑行為の是正</b>  他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。  迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。</p> <p><b>(6) ホームレスへの対応</b>  ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>	

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備
1. 施策の概要	
<p data-bbox="156 331 347 365">&lt;観点と指標&gt;</p> <p data-bbox="164 398 1441 477">「憩い、安らげる河川の整備」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに[指標]を設定し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="236 510 715 544">【観点】憩い、安らげる河川の整備状況</li> <li data-bbox="260 544 778 577">[指標]バリアフリー化の内容・実施箇所数</li> <li data-bbox="260 577 659 611">[指標]水辺の整備内容・箇所数</li> <li data-bbox="260 611 746 645">[指標]小径(散策路)の整備内容・回数</li> <li data-bbox="260 645 770 678">[指標]迷惑行為の是正内容・対策箇所数</li> <li data-bbox="260 678 707 712">[指標]ホームレス対応内容・確認数</li> </ul>	

点検項目

憩い、安らげる河川の整備

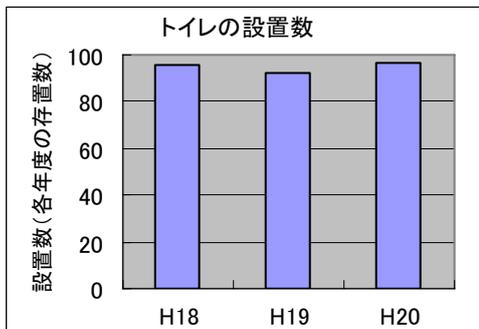
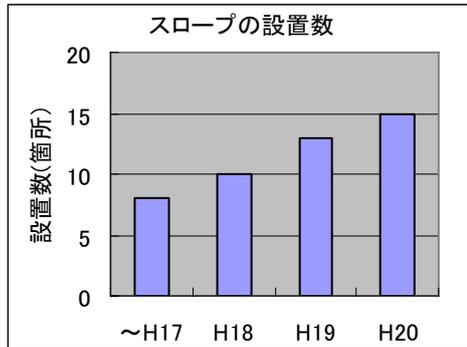
2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】憩い、安らげる河川の整備状況

【指標】バリアフリー化の内容・実施箇所数

憩い、安らげる河川の整備を示す指標として、平成20年度までに淀川維持管理技術検討会で検討を行うなど整備を実施してきたトイレ及びスロープの設置数の累計を下記に示す。



点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の【指標】バリアフリー化の内容・実施箇所数と重複掲載

【指標】水辺の整備内容

水辺の整備実施事例を以下に示す。

- ・淀川支川の芥川での護岸補修の際に、「芥川創生基本構想（平成18年9月、芥川倶楽部・大阪府・高槻市）」に基づき策定された津之江公園自然再生計画（案）による湿地公園整備と連携を図り公園内への導水機能を持つ護岸を整備している。（平成21年度完成予定）
- ・木津川の堤防強化工事における植生保護対策として、工事前に剥ぎ取った現地表土を仮置きし、護岸覆土として還元利用するとともに、可能な範囲で移植などの対策にも取り組んだ。保全の対象となる貴重植物の選定にあたっては、地域特性を把握、反映するために、地域のNPOや河川レンジャーの意見を聴きながら選定した。
- ・地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用できる「水辺の楽校」整備を、自治体、住民、住民団体(NPO等)と連携して実施している。
- ・宇陀川 三本松地区(平成20年度完成)
- ・木津川 笠置地区(平成21年度完成予定)

【指標】小径(散策路)の整備内容・回数

小径は水辺の風景や川沿いの文化財をめぐる散策路のネットワークによる川とまちをつなぐ連続性の確保を目的に整備している。

川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場となるよう、トイレを97箇所、スロープを15箇所整備した。

淀川維持管理技術検討会で検討を行うなど、今後も河川利用が安心して、気軽に利用できる場として整備を進めるとともに、施設整備にあたってはバリアフリー化を進める。

人々が水辺に親しみ近づくことのできる環境整備が進められているが引き続き地域の方々や河川レンジャー等の意見を聴きながら、その地域に応じた水辺の整備を進めていく。

小径（散策路）の整備は、平成20年度末までに7.5kmが整備され、水辺を散策する人々の姿が多く見られるよ

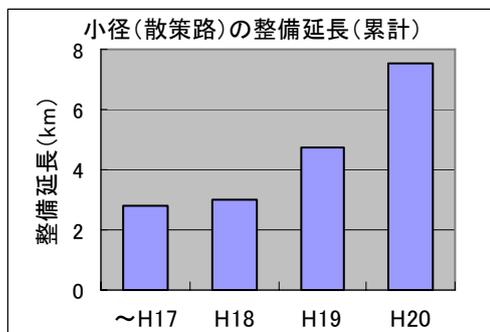
点検項目

憩い、安らげる河川の整備

2. 進捗状況

3. 点検結果

全体計画 96.7kmのうち、宇治川の左岸 37.2~39.2k 等や瀬田川の右岸 71.2k~71.4k 等で整備されてきた。小径（散策路）の整備状況を示す指標として、平成 20 年度までの整備済み延長の累計を以下に示す。



点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の〔指標〕小径（散策路）の整備内容・延長と重複掲載

〔指標〕迷惑行為の是正内容・対策箇所数

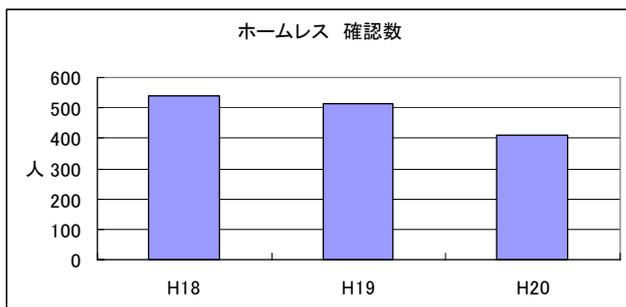
迷惑行為の是正の取り組みを実施した主な事例を以下に示す。

- ・淀川本川では平成 18 年 7 月、河川法施行令第 16 条の 4 第 1 項第 3 号イに基づくバイク等車両の乗り入れ規制を行った。（淀川左右岸約 38km 区間）
- ・桂川及び猪名川において、バイクの乗り入れを規制する車止めを設置している。実施箇所は平成 20 年度に桂川で 2 箇所（桂川左岸 9.8km~10.0km 付近）、猪名川で 1 箇所（猪名川左岸 12.0k 付近）設置している。以下に猪名川の実施状況を示す。



〔指標〕ホームレス対応内容・確認数

洪水等の危険性については、河川巡回時にホームレスへの周知を行っている。また、自立支援に向けた情報交換を関係自治体と行っている。以下にホームレスの確認数を示す。



うになった。

今後も、各整備箇所の特性を考慮した整備内容を検討し、進捗を図り、川とまち・地域間の水辺のネットワークの形成に努めるとともに、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関と広域的な水辺の散策路ネットワークの整備について調整を図り、利用者の活用方法について検討していく。

バイク走行に対する規制及び車止め設置等の取り組みが実施され河川利用者、あるいは近隣住民の安全性が向上した。

今後も迷惑行為の是正に向け、関係機関と連携し規制やマナーの向上等に努めていく。

ホームレスの確認数は減少している。引き続き、洪水等による危険性を周知するとともに、自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図っていく。

点 検 項 目	憩い、安らげる河川の整備	
2. 進捗状況		3. 点検結果
		<p data-bbox="949 309 1034 344"><b>まとめ</b></p> <p data-bbox="949 349 1455 488">川らしい利用に向けて、子供や高齢者が安心して利用でき、マナーに優れた憩い、安らげる河川を目指して河川管理を進めていく。</p>

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.5.利用 4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携
点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
1. 施策の概要	
<p>(1) 三川合流部の整備 桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p> <p>(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <p>1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備 宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。</p> <p>2) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。</p> <p>3) 堤防(占用)道路の移設 淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備 淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。</p>	
<p>&lt;観点と指標&gt;</p>	
<p>「まちづくり・地域づくりとの連携」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p>・</p> <p>・ <b>【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況</b></p> <p>・ <b>【指標】三川合流部の拠点の整備内容</b></p> <p>・ <b>【指標】歴史文化と調和した河川整備内容</b></p> <p>・ <b>【指標】水を活かしたまちづくりの取り組み内容</b></p> <p>・</p> <p>・</p>	

点 検 項 目	まちづくり・地域づくりとの連携
<b>2. 進捗状況</b>	<b>3. 点検結果</b>
<p><b>【観点】まちづくりや地域連携の取り組み状況</b>  <b>【指標】三川合流部の拠点の整備内容</b>  平成 19 年 11 月には「淀川三川合流域地域づくり構想」が策定され、平成 18 年から平成 20 年にかけては、構想で検討されている舟運や歴史・環境学習といった利用形態を試験的に再現し、集客人員や住民ニーズを把握するため、「淀川ふれあい交流イベント」を毎年実施している。</p>  <p style="text-align: center;">(事例：三川合流周遊)</p> <p>点検項目「日常からの川と人のつながりの構築」の【指標】三川合流部の拠点の整備内容と重複掲載</p> <p><b>【指標】歴史文化と調和した河川整備内容</b>  宇治川の塔の島地区では改修にあたって世界遺産を擁する地域の景観に配慮し、『河川がもたらす自然の作用によって形成された「中洲」としての姿を現代的に考え、歴史的に蓄積されてきた人と川、人と自然の親密な関係を文化的環境、文化的景観として再生する。』ことを基本理念に、学識経験者及び地元の意見を踏まえた事業計画を作成した。</p> <p><b>【指標】水辺を活かしたまちづくりの取り組み内容</b>  水辺を活かしたまちづくりの主な取り組み事例を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高規格堤防においては淀川の水辺と一体となったまちづくりが進むよう整備を進めていく。</li> <li>・瀬田川においては大津市による「瀬田川かわまちづくり」により大津市南部地域の良好な河畔空間の創出による景観形成、観光並びに地域コミュニティー等、地域振興となるまちづくりを進めている。</li> </ul>	<p>「淀川三川合流域地域づくり推進協議会」にて自治体間や地域との連携を深めつつ、「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、三川合流部の整備の具体化に向けた検討を推進する。</p> <p>また、琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会において、関係機関とともにその内容等について検討を行う。</p> <p>塔の島地区では、歴史文化と調和した事業計画を策定した。</p> <p>淀川水系には歴史や文化と調和した河川整備が必要とされる地域が多くあり、今後とも学識者や地域の方々の意見を伺いながら、歴史文化と調和した河川整備を進めていく。</p> <p>水を活かしたまちづくりの取り組みが進められている。</p> <p>今後も継続して取り組みを実施していく。</p>
	<p><b>【まとめ】</b>  淀川水系の沿川に広がる地域の歴史・文化を活かし、また地域の交流を促すことのできるような河川の整備が検討されてきているが、今後も関係機関と連携しながらそれらの具体化を進めていく。</p> <p>また、都市域では質の高い水辺のまちづくりに資するよう、まちづくりと一体となった高規格堤防の整備などを引き続き進めていく。</p>



2. 進捗状況

3. 点検結果

【観点】水源地域ビジョンの推進状況

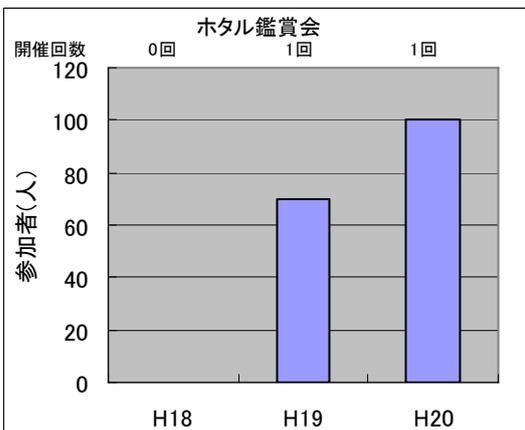
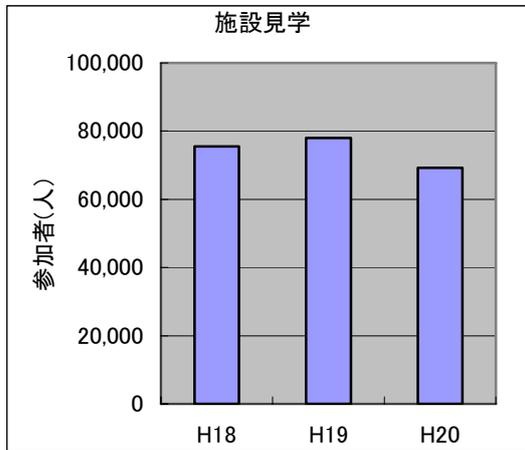
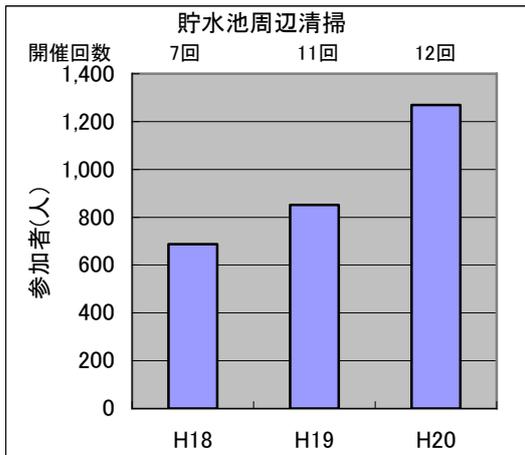
【指標】水源地域ビジョン策定とその後の活動内容・回数

水源地域ビジョンは天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム及び一庫ダムの8ダムで策定された。また、各々のダムにおいて、水源自治体、関係行政機関、ダム管理者等から成る協議会あるいは連絡会が設立され、水源地域ビジョンの実行を図っている。

水源地域ビジョンの取り組みとして、貯水池周辺清掃、施設見学会、ホテル鑑賞会等が行われている。ここで施設見学の参加者数を以下に示す。

水源地域ビジョンを策定し実行連絡会等により各施策が実施され、各行事には多数の参加者が訪れており、水源地域の理解が深まっているといえる。

今後も関係機関と連携しダム施設見学会、ダム湖周辺におけるマラソン大会、水源地域の植林活動、間伐材の利用促進、水質保全対策の実施や不法投棄対策の実施など水源地ビジョンの取り組みを継続的に推進する。



点検項目「上下流の連携の構築」の【指標】水源地域ビジョンの推進状況と重複掲載

2. 進捗状況

3. 点検結果

**[指標]ダム周辺の施設整備内容**

ダム周辺では、公園、散策路の整備を実施しており、主な実施事例を以下に示す。

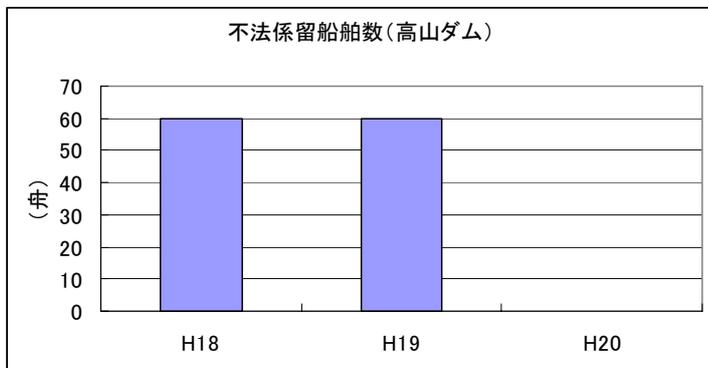
- ・案内看板等設置（青蓮寺ダム、比奈知ダム）
- ・堤頂散策路のバリアフリー化（比奈知ダム）
- ・地域の間伐材を利用した安全柵の整備（比奈知ダム）
- ・展望休憩所、遊歩道の整備（室生ダム）
- ・カヌーへの昇降可能な階段式護岸（室生ダム）

**[指標]湖面活用促進の取り組み内容・活用数**

- ・湖面活用促進の事例としては高山ダムにおけるボート競技、カヌー教室がある。
- ・適正な湖面利用を図るため、高山ダムでは不法係留船泊に対し、係留禁止看板を設置するなどにより撤去を進めた結果、平成 20 年度には全て排除された。

ダム周辺では整備が進められ公園利用者の利便性が向上した。今後もダム周辺施設の整備による利用促進を進めていく。

不法係留船対策は確実に実施されており、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進に引き続き取り組んでいく。



**まとめ**

各ダムにおける水源地ビジョンの施策の実施、ダム周辺の施設整備および湖面活用促進の取り組みに努めており、引き続き水源地域の活性化に取り組んでいく。

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6 維持管理 4.6.2 河川管理施設
点 検 項 目	河川管理施設
<b>1. 施策の概要</b>	
<p>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生の防止や復旧を図る。</p> <p><b>1)堤防・護岸</b> 施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺の状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p> <p><b>2)既設ダム</b> ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。</p> <p><b>3)その他の河川管理施設</b> 施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。 また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体（NPO等）と連携して保存し、後世に伝承する。 なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた集中管理センターの整備を行う。</p>	
<b>&lt;観点と指標&gt;</b>	
<p>「河川管理施設」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【<b>観点</b>】を取り上げ、それぞれに【<b>指標</b>】を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況</b>  <b>[指標]堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数</b>  <b>[指標]ダム機能の維持内容・堆砂量</b></p>	

2. 進捗状況

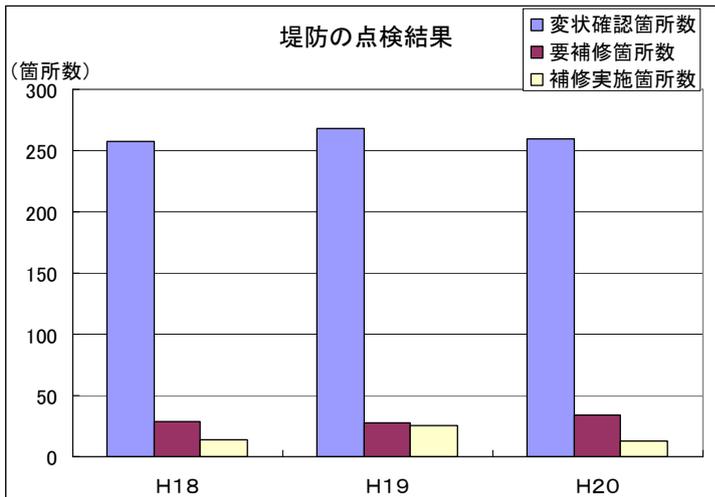
3. 点検結果

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況

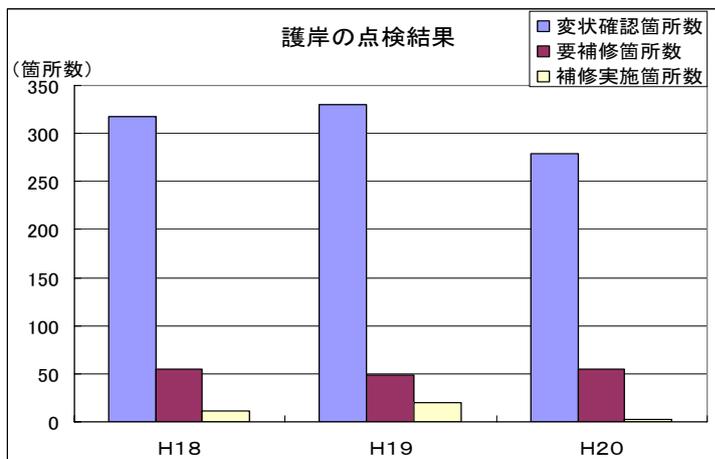
【指標】堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数

点検・巡視により変状確認箇所の数と補修実施箇所数を以下に示す。

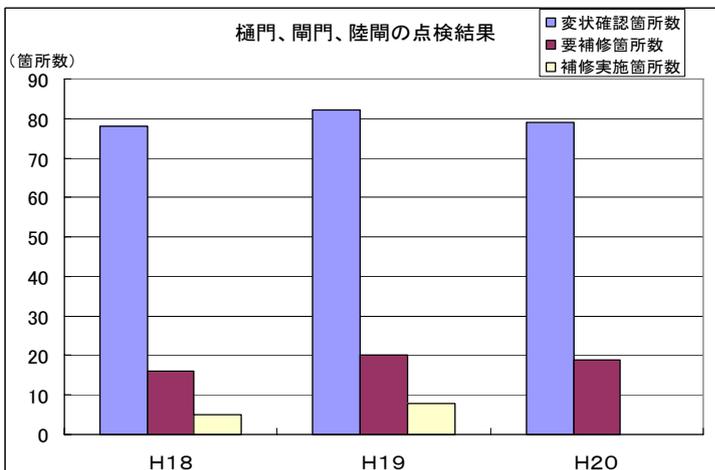
①堤防の点検結果



②護岸の点検結果



③樋門、閘門、陸閘の点検結果



河川維持管理計画案が作成されており、それに基づき日常の維持管理が試行的に実施されている。

重要水防箇所、車上巡視時に異常を認めた箇所、被災履歴がある箇所など必要が認められる箇所は徒歩による巡視を行っている。

河川管理施設については出水期前、出水時、出水後に点検が確実に行われている。その際に発見された変状については、累積した増加傾向は見られない。

特に樋門・水門については、樋門操作員（淀川水系で138名）により定期的な点検を実施している。

軽微な変状とは、堤防の踏み荒らし、樋門等のゲート塗装の割れなどであり、経過観測の後定期的な補修などに対応することとしている。

軽微な変状については、必要に応じて応急的な対策や経過観測の措置が採られ、また、補修があるものについても、補修が必要な程度の大きな損傷が進行していないか河川巡視時に変状箇所を確認しており、緊急性のあるものから補修をしているため、全てが補修済みとはなっていない。

堤防の変状を早期に発見する為に、年2～3回の除草を実施している。

各事務所においては、沿川住民の方に河川愛護モニター（淀川水系で17名）を嘱託し、河川に何らかの異常が認められた場合に通報していただける体制をつくり、巡視等だけでなく、河川利用者からも広く情報収集ができるようにしている。

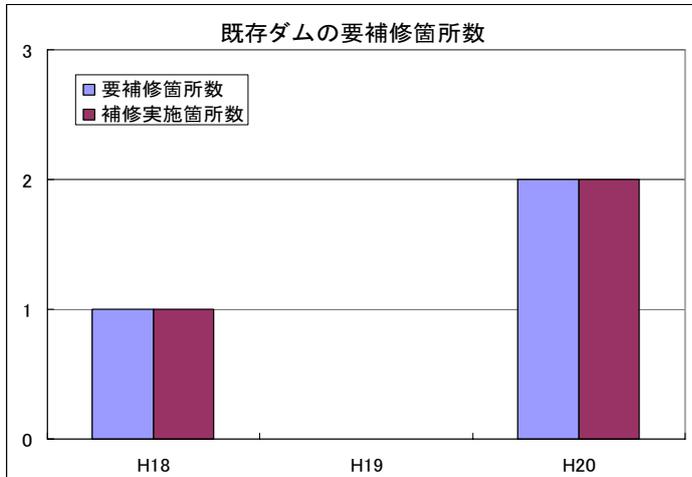
引き続き、日常の河川巡視や点検において継続的な監視を行い、治水上の影響が出るおそれがあると判断された箇所については補修を実施し適正な維持管理に努めます。

2. 進捗状況

3. 点検結果

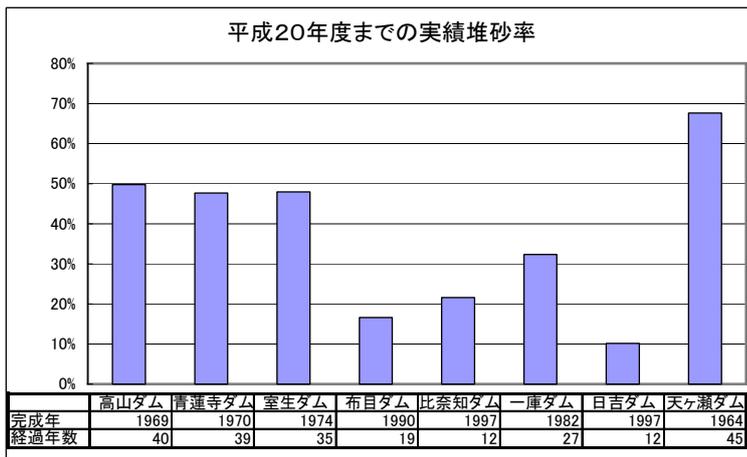
④ダムの点検結果

ダムについては、全て対応している。



[指標] ダム機能の維持内容・堆砂量

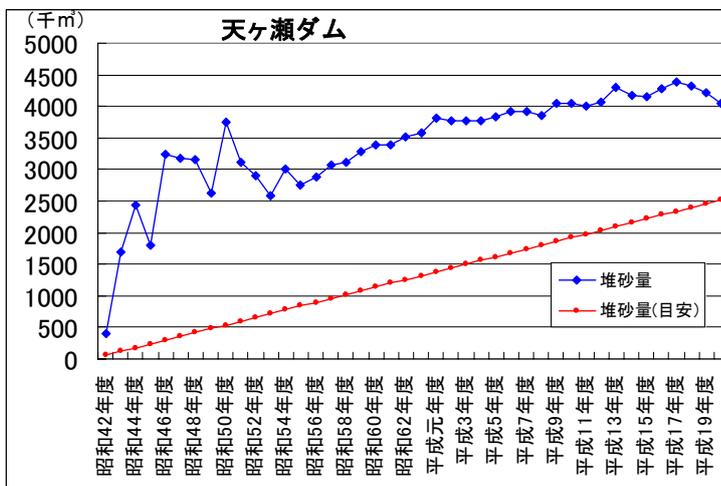
堆砂量の実績値と計画値の関係について以下に示す。



高山ダム、青蓮寺ダムでは、堆砂率が約50%となり、堆砂が進行している。

布目ダム、室生ダムでは副ダムや水質保全ダムに堆積した土砂の掘削をおこなっている。

木津川上流ダム群については、アセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。



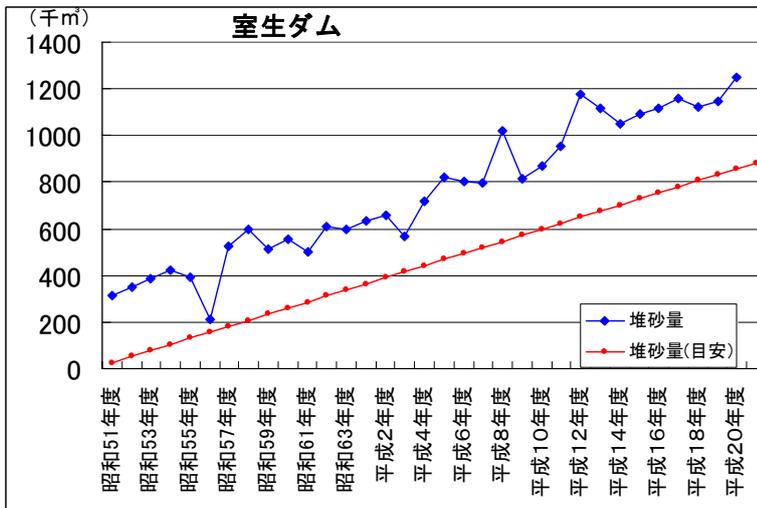
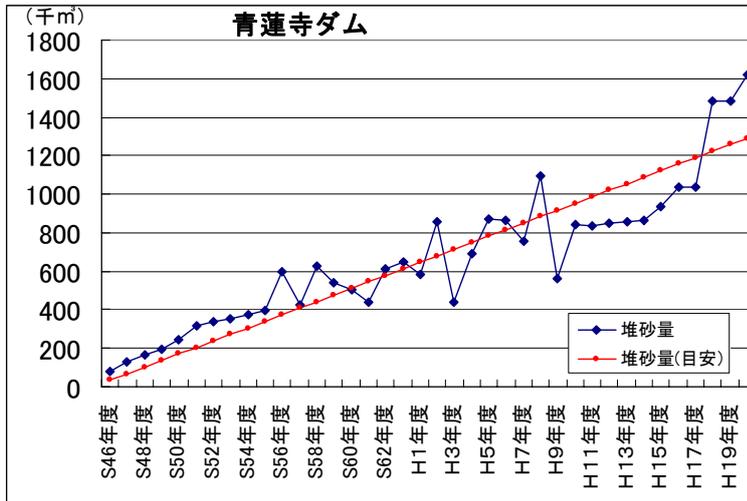
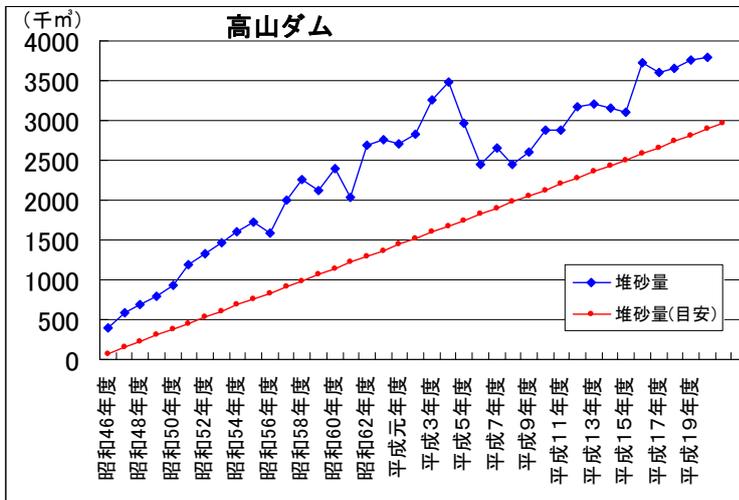
天ヶ瀬ダムでは、平成19年度末で堆砂率が50%以上となり、堆砂が進行している。建設後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。

堆砂量については、今後も継続的に監視を行う。

また、ダム機能の維持のため排砂の検討を行っていく。

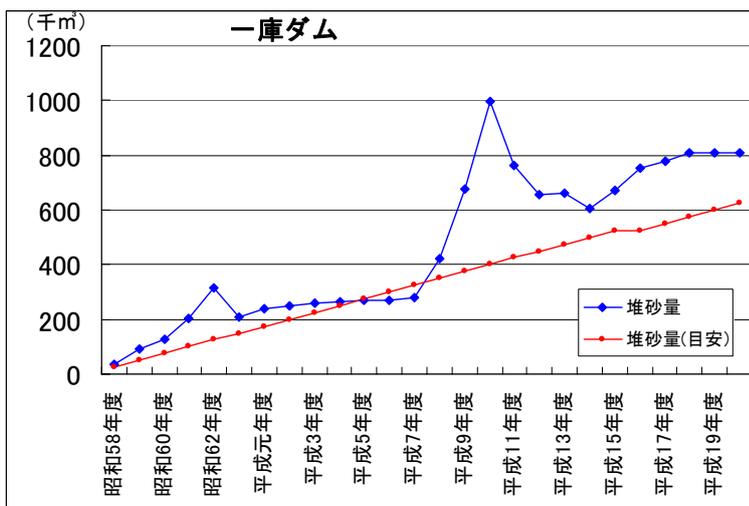
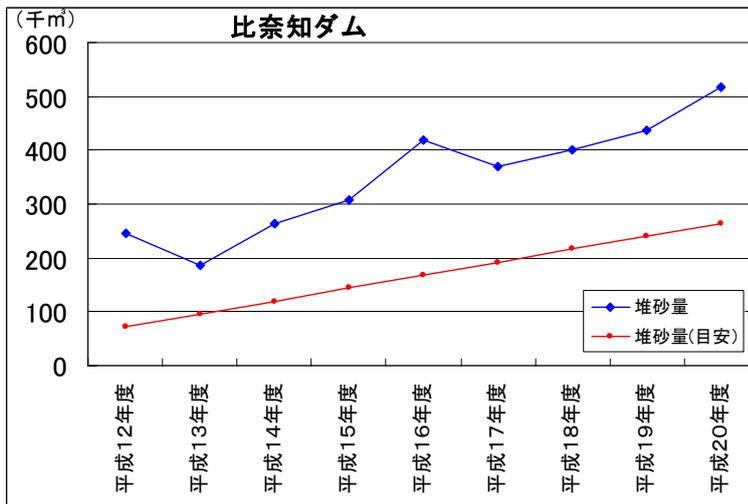
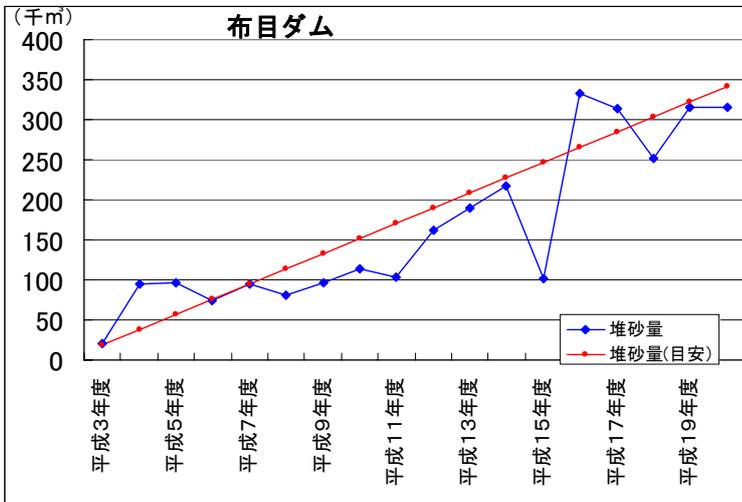
2. 進捗状況

3. 点検結果



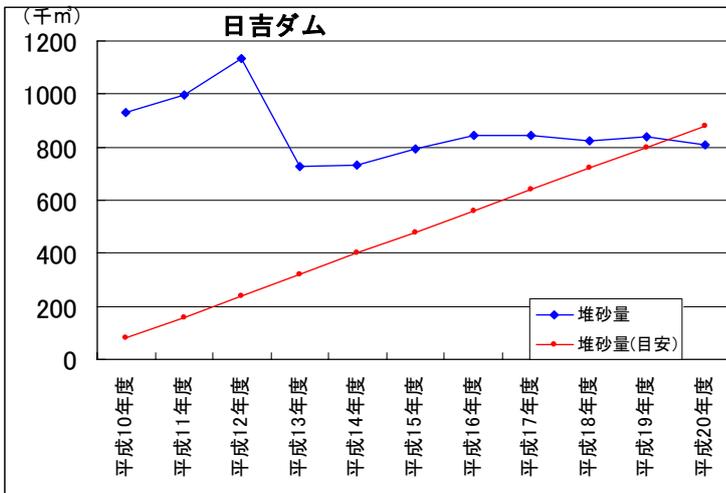
2. 進捗状況

3. 点検結果



2. 進捗状況

3. 点検結果



河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.3.許可工作物(橋梁、水文等)
点 検 項 目	許可工作物
<b>1. 施策の概要</b>	
<p>許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。</p> <p>堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。</p> <p>1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。</p> <p>2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。</p> <p>3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。</p>	
<p><b>&lt;観点と指標&gt;</b></p>	
<p>「許可工作物」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】許可工作物の点検整備及び対策について施設管理者への指導状況</b> <b>【指標】点検、修繕内容・実施数</b></p>	

2. 進捗状況

3. 点検結果

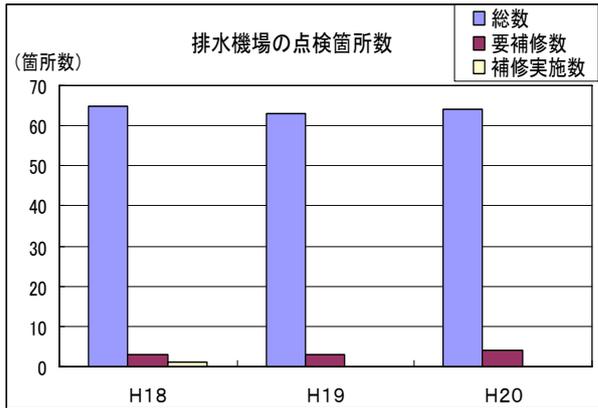
【観点】許可工作物の点検整備及び対策について施設管理者への指導状況

【指標】点検、修繕内容・実施数

各許可工作物の重要な許可工作物については、施設管理者立会のもと毎年出水期前に点検を実施している。

点検結果を以下に示す。

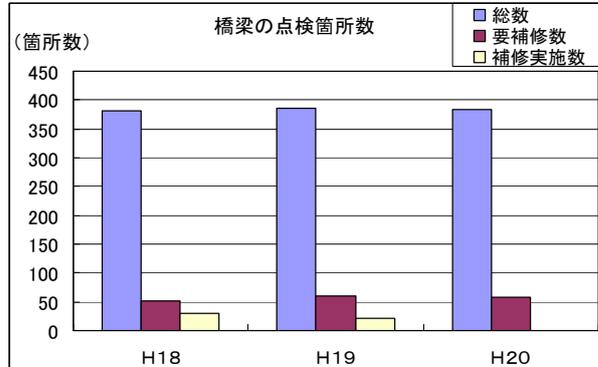
①排水機場の点検箇所数



※揚水機場を含む

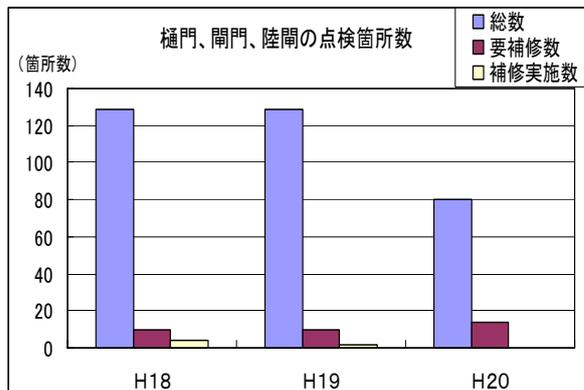
※平成 20 年度の補修実施数については確認中

②橋梁の点検箇所数



※平成 20 年度の補修実施数については確認中

③樋門、閘門、陸閘の点検箇所数



※平成 20 年度の補修実施数については確認中

月 1～2 回の通常点検と年 2 回の大がかりな点検を行っている。

軽微なものを除いては、機能を維持する必要な補修は行われている。

軽微な変状とは、コンクリート構造物のヘアクラック、樋門等のゲート塗装の割れなどであり、経過観測の後定期的な補修などで対応することとしている。

今後も適切な指導を続けていく。

<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.4.河川区域等の管理</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>河川区域等の管理</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p><b>1)河道内樹木の管理</b> 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画（案）に基づき、計画的に伐採を実施する。なお、実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。</p> <p><b>2)河道内堆積土砂等の管理</b> 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要があるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。</p> <p><b>3)河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策</b> 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p>	
<p>&lt;観点と指標&gt;</p>	
<p>「河川区域等の管理」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】河川区域等の管理状況</b>  [指標]河道の樹木の伐採内容・伐採面積  [指標]堆積土砂の除去内容・掘削量  [指標]ゴミの不法投棄の状況及び内容・処理量</p>	

2. 進捗状況

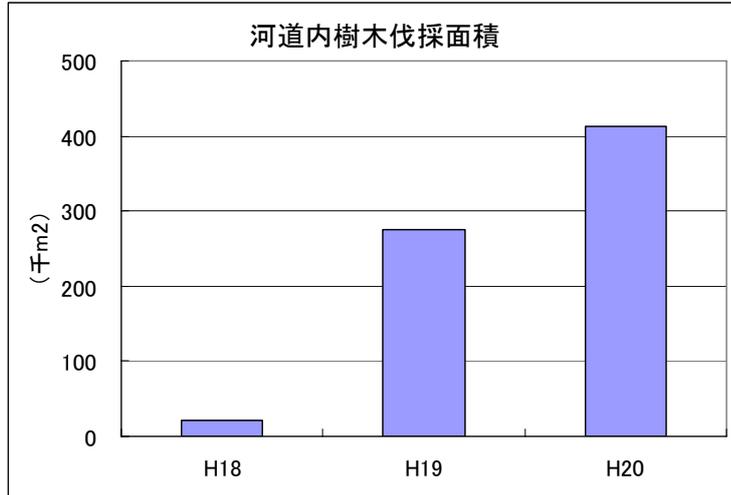
3. 点検結果

【観点】河川区域等の管理状況

【指標】河道内樹木の伐採内容・伐採面積

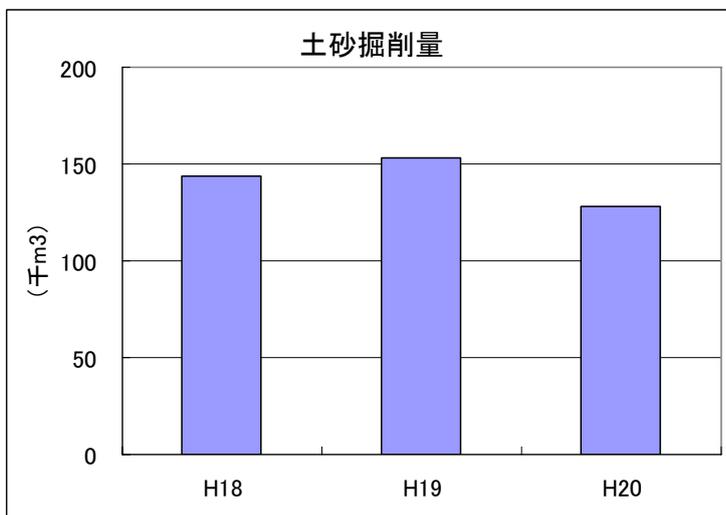
河道内樹木の面積は年々増加傾向にあり、例えば淀川河川事務所管内の樹林化した箇所は、300万㎡にのぼる。(航空写真判読(平成21年4月)による。)

河道内樹木の伐採面積を以下に示す。



【指標】堆積土砂の除去内容・掘削量

河道内の堆積土砂の除去（砂利採取を含む）状況について以下に示す。



河道内樹木の伐採は年々増加傾向にある。懸案箇所については、改修事業と併せて計画的に実施し、水害や河川利用者への危険性の高い箇所や管理上支障になる箇所については巡視などにより確認され次第、維持作業等により対応をしている。

今後も、巡視等により河道内の樹木の状況を確認し計画的に適切な伐採を行っていく。

河道内の堆積土砂は砂利採取も活用しながら毎年着実に進められている。

懸案箇所については、改修事業と併せて計画的に実施し、樋門操作の支障になる箇所や砂州が付き始めている箇所などについては巡視などにより確認され次第、維持作業等により対応をしている。

今後も、巡視や定期縦横断測量の結果などを考慮しながら河川管理の支障となる土砂を除去していく。

2. 進捗状況

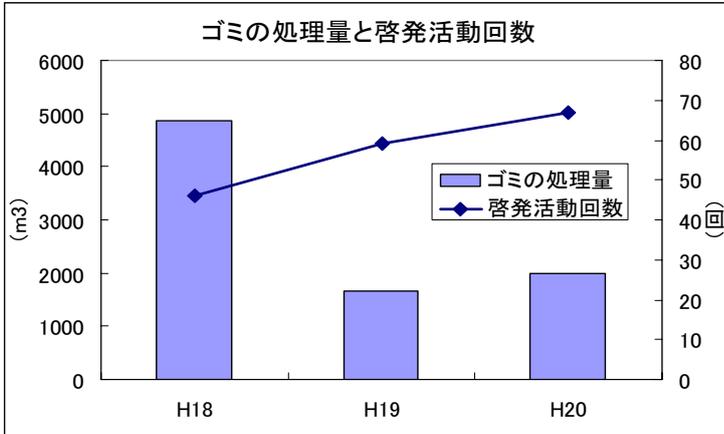
3. 点検結果

[指標] ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量

河川管理として処理したゴミの処理量と地域への啓発活動（美化活動含む）の回数について以下に示す。

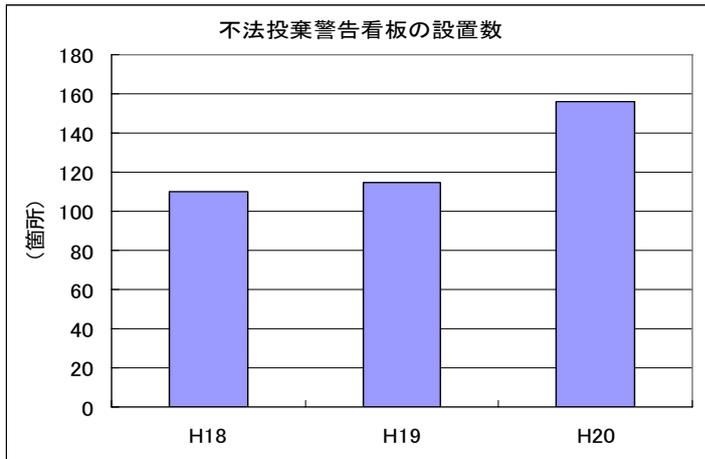
河川区域内へのゴミの投棄対策については、啓発活動の増加、警告看板設置、空間監視用 CCTV の増設を進めている。

ただし、ゴミの処理は明確な減少傾向にはなく、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていく。



点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の [指標] 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載

次に不法投棄を警告するための看板設置箇所数（更新を含む）について以下に示す。



不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用 CCTV の設置台数について以下に示す。

